

**令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業**

**認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する**

**調査研究**

**—報告書—**

**株式会社 野村総合研究所**

**令和 4(2022)年 3 月**

## 目次

第1章 本調査研究の背景・目的及び手法	2
1. 背景・目的	3
2. 調査手法	6
第2章 アンケート調査	7
1. アンケート調査手法	8
2. 自治体向けアンケート調査結果	9
第3章 ヒアリング調査	26
1. 調査手法	27
ヒアリング個票	28
1. 神奈川県横浜市	29
2. 埼玉県さいたま市	38
3. 茨城県	42
4. 千葉県	45
5. 佐賀県	48
第4章 Q&A集の作成に資する情報の整理	52
1. Q&A集の作成に資する情報の整理	53
第5章 総括	56
総括	57
参考資料① 自治体向けアンケート調査単純集計	58
参考資料② 自治体向けアンケート調査票	78
参考資料③ 事例集	82

# **第1章**

## **本調査研究の背景・目的及び手法**

# 1. 背景・目的

## 1-1 本調査研究事業の背景

我が国では、急速に少子化が進行する一方、女性の社会進出の高まりなどにより保育ニーズは高まり続けている。都市部を中心に既存の認可保育園等では保育ニーズを充足することができず、待機児童等の問題が顕在化している。また、働き方や家族構成の多様化、地域格差の拡大が進み、保育ニーズも多種多様となっている。こうした背景から、認可外保育施設届出数・利用児童数ともに増加を続けており、乳幼児期の保育・教育を担う場として無視できない存在となりつつある。

そのような状況から、認可外保育施設等の質の確保・向上が喫緊な課題となっている。そこで、厚生労働省では、保育園及び認可外保育施設等の質の確保・向上を目的として、「保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業（旧：保育所の事故防止の取組強化事業）」が行われてきた。これにより、研修事業や巡回指導事業などの費用の一部が補助され一定の成果を上げている。

一方、特性上、認可保育園等と比較して設置基準が緩やかである認可外保育施設においては、いまだ質の確保・向上が課題となっている。統計が確認できる平成16（2004）年以降の報告件数を見ると、保育施設等での事故報告件数は認可保育所・幼保連携型認定こども園あわせて63件であるのに対して、認可保育施設では137件にも上る（内閣府「平成30年教育・保育施設等における事故報告集計」）。この中には、平成30（2018）年10月に東京都練馬区の認可外保育施設で発生した死亡事故のように、事故発生前から一般立入調査にて不適合項目が指摘され、繰り返し文書指導がなされていたケースも含まれる（東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書）。

さらに、令和元（2019）年10月より改正子ども・子育て支援法により保育・幼児教育無償化が実現し、経過措置として施行後5年間は、届出を行った全認可外保育施設が無償化の対象となっている。指導監督基準を満たさない認可外保育施設については、経過措置の期限が切れる令和6（2024）年10月以降に無償化の対象から外れる可能性もあり、当該施設に子どもを通わせる保護者の立場からも、当該施設の経営の観点からも、施設が指導監督基準に適合できるよう都道府県、指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下本項において「都道府県等」という。）が適切に指導監督を行うことがこれまで以上に求められる。

そのような中で、都道府県等における認可外保育施設に対する立入調査の実施率は74.3%（厚生労働省「令和元年度認可外保育施設の現況とりまとめ」）であり、一定数の都道府県等においては必要な立入調査を実施しきれていない状況が伺える。また、認可外保育施設の指導監督を担当する職員は、社会福祉法人や認可保育所等の指導監督も兼務している場合があるほか、指定都市・中核市等においては幼児教育・保育の無償化に伴う確

認業務等も重なり、認可外保育施設に対する指導監督業務の負担軽減を図ることが課題となっている。

また、前述の事案のように、一般立入調査の結果、改善を要する事項に対して文書指導等を行ったにもかかわらず、重大事故につながるケースは少なくなく、著しく質の低い、または質の向上が見込めない認可外保育施設に対しては、都道府県等の権限により事業停止命令・施設閉鎖命令といった重い判断を下す必要があると考えられる。

しかしながら、認可外保育施設への立入調査から行政処分を言い渡すまでには、都道府県等においてさまざまな障壁が存在していると考えられる。例えば、本来的には事業停止処分に該当すると考えられる場合でも、当該施設に通う児童の代替保育機会を確保することが難しく、事業停止処分にまで踏み込めないケースや、命令を出すことが遅れるようなケースが考えられる。あるいは、自治体職員の人材確保の観点から、そもそも一般立入調査を十分に実施できていない自治体や、注視すべき保育施設を十分に監督できないというケースも考えられる。

## 1-2 本調査研究事業の目的

---

上述のとおり、認可外保育施設の質の向上を図るためには、その指導監督を担当する都道府県等の職員の業務負担軽減を図ることが重要な課題であるところ、各都道府県等において、認可外保育施設に対する指導監督がどのように行われているかといった情報は、必ずしも十分に地方公共団体間で共有されている状況にはないと考えられることから、各都道府県等が有する指導監督に関するノウハウ等を横展開するための方策を講ずることが求められている。

本調査研究では、都道府県等が指導監督基準や指導監督の指針に基づいて適切に判断・行動ができるように、認可外保育施設への立入調査実施における工夫や、巡回支援指導事業の活用方法などに関する事例等を事例集として取りまとめることで、都道府県等が実際にアクションを起こす際の参考となる資料を作成することを目的として実施した。

なお、改善勧告及びその公表、事業停止命令、施設閉鎖命令といった重い処分については、全国的にも事例が少なく、ましてや単一の地方公共団体においては、前例があるケースは稀であることから、判断に迷った結果、重い処分を躊躇するケースも考えうる。また、指導監督基準等の解釈や運用が必ずしも明確でない部分もあり、その際に、参考となるようなQ&Aも存在していないことから、各都道府県等における指導監督に係る業務負担が更に増加し、効果的・効率的な指導監督を妨げている可能性もある。

こうした課題に対応するためには、例えば、厚生労働省において、改善勧告や事業停止命令を適切に発出した事例、発出までにトラブルや各種調整に時間を要した事例等についての情報共有を行ったり、指導監督基準等について、全国統一の解釈を促す観点からも、現場担当者の疑義照会・回答待ちに係る業務負担を軽減し速やかに適切な判断を行う観点か

らも、Q&Aの形で自治体の判断を支援する統一的な解釈の提示を行ったりすることが考えられることから、今後の厚生労働省における対応策の検討・実施にも資するよう、合わせて自治体アンケートやヒアリングを行ったところである。

## 2. 調査手法

### 2-1 調査手法

---

#### (1) 自治体アンケートの実施

全国の47都道府県及び1,741市町村の認可外保育施設の指導監督等を実施している部署を対象に、都道府県等の認可外保育施設の指導監督の実態や課題の把握を目的として、「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究アンケート調査」を実施した。

調査実施に当たっては、まずは調査票の設計を行った。調査設計に際しては、認可外保育施設の指導監督のうち、改善勧告以上の措置を比較的重大な措置として位置づけ、これらの措置を実施することを躊躇した事例や、指導監督基準等の項目ごとに解釈に迷う項目を把握できるよう設計した。また、認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施状況についても把握するようにした。

つづいて、アンケート調査票の確定後、都道府県、政令市、中核市、児童相談所設置市に対しては厚生労働省より直接送付し、そのほかの市町村への回答依頼に当たっては、都道府県の協力を仰ぎアンケート実施の案内を送信した。

調査期間は、令和4(2022)年2月1日から3月4日とした。有効回答数は、730件(有効回答率40.7%)となった。

ここに、調査にご協力いただいた都道府県及び市町村のご担当者に御礼を申し上げたい。なお、調査対象の抽出方法および調査結果の詳細については第2章において詳述し、調査票は参考資料に掲載した。

#### (2) ヒアリング調査

過去の改善勧告等の発出状況や巡回支援指導事業の実施有無・実施内容、立入調査の実施状況等をもとに、候補自治体を抽出し、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室と協議の上で、ヒアリング先を選定した。対象を選定した後、令和4(2022)年2月～3月初旬にかけてヒアリング調査を実施した。

#### (3) Q&A 集の作成に資する情報の整理

(1) アンケート調査の結果に基づき、地方公共団体において疑問の生じやすい項目を取りまとめた。

## 第2章

# アンケート調査

# 1. アンケート調査手法

## 1-1 アンケート調査の概要

---

### (1) 調査対象

全国の 47 都道府県及び 1,741 市区町村を対象として実施した。

### (2) 調査方法

エクセルシートを用いて調査票を作成し、都道府県、政令市、中核市及び児童相談所設置自治体に対しては、厚生労働省より直接メールにて調査票を送信した。また、上記以外の市区町村に対しては、同内容の調査票を、都道府県を經由し、各市区町村へメールで送付した。その後、回答済みエクセルシートをメールにて回収・集計した。

### (3) 調査期間

令和 4（2022）年 2 月 1 日から 3 月 7 日にかけて実施した。

### (4) 調査内容

属性情報として、認可外保育施設の指導監督権限の有無及び指導監督に従事している職員数を把握した。

次に、認可外保育施設の指導監督の状況把握を目的に、認可外保育施設の指導監督において、改善勧告以上の措置（改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令）を下すことを躊躇した経験について調査した。具体的には、上記経験の有無、指導監督基準等に適合しない内容、躊躇した理由を把握した。

また、「認可外保育施設の指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」の運用の課題を把握するため、それぞれの記載項目に沿って、解釈に迷う項目及びその内容を調査した。

加えて、認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施状況の把握を目的に、実施の有無、所管部署、巡回支援指導員の人数、巡回支援指導員が有する資格や過去の経歴・業務経験、巡回支援指導員の実施内容を調査した。

### (5) 有効回答数及び有効回答率

対象自治体数：1,794

有効回答自治体数：730

有効回答率：40.7%

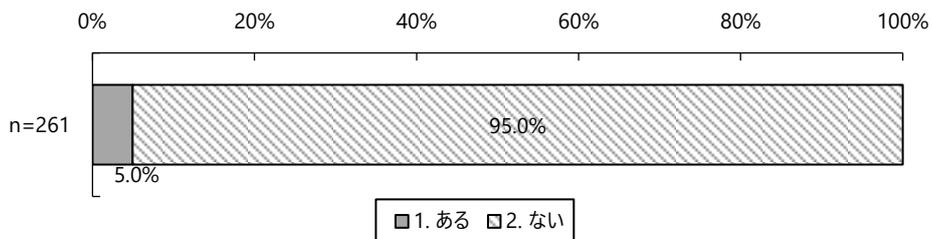
## 2. 自治体向けアンケート調査結果

### 2-1 調査結果

#### (1) 改善勧告以上の措置を下せなかった経験

児童福祉法上の認可外保育施設の指導監督権限を有している自治体について、認可外保育施設の指導監督において、指導監督基準等に適合しない施設に対して改善勧告以上の措置（改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖措置命令）を下すことを躊躇した結果、実施できなかった経験について調査した。経験の有無について、回答のあった 261 自治体のうち 5.0%にあたる 13 自治体が「ある」と回答し、少数ながらも十分な措置を下せなかった事例が生じていることが示唆される。

図表 1 改善勧告以上の措置を下せなかった経験の有無(単数回答・n=261)



改善勧告以上の措置の実施に躊躇した事例の不適合内容について、「保育に従事する者の数」や「有資格者の人数」など、施設の体制に関する内容が最も多かった。一方、児童の安全確保や保育の内容に関する不適合も4自治体より挙げられていた。

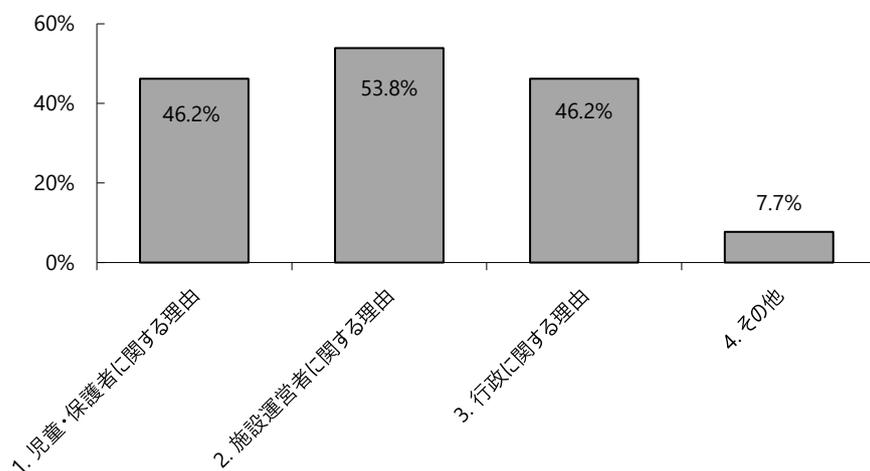
**図表 2 指導監督基準等に適合しない内容(自由記述)**

体制面での不適合	<p>ブラジル系施設の有資格者の配置状況について</p> <p>第1の1(2)有資格者数の不足</p> <p>保育に従事する者の数について、恒常的に必要数を満たしていなかった。</p> <p>「保育に従事する者の数」及び「有資格者の人数」の不足が継続的に確認される場合</p> <p>夜間における職員体制(最低基準を満たしていない)</p> <p>保育に従事する者の数・有資格者の人数</p> <p>ベビーホテルにおいて、人員配置不足の指導を実施しているが、勧告以上の措置を取った場合、利用者が不利益を被る可能性があるため、実施できなかった。</p> <p>保育に従事する者及び有資格者の確保、施設及びサービスに関する内容の掲示</p>
安全確保	<p>保育の内容と安全確保：当該施設は毎日、常態的に長時間かつ長距離での園外保育を実施する施設であり、低年齢児も同行させていた。午睡等の時間も設けておらず、児童一人一人の心身の発育や発達に適した保育とは言えない状況であり、かつ車で移動することから安全確保にも問題があると思われた。</p> <p>第7 健康管理・安全確保 (8) 安全確保</p> <p>施設の屋内・屋外ともに児童がけがをしまう状態にあり、重大事故に至ったとしても何ら不思議ではない状況であったが、「園の保育方針によるものであり、保護者からも同意を得ており、他からも認められた適切な保育である」と強く主張され、実施できなかった。</p>
保育の内容	<p>過去に保護者から指摘があった「おもつの取り換えがしていない」が、令和3年度指導監査時にも見受けられた。また、施設管理者および保育助手の2名が10年以上定期健康診断を受診していなかった。文書での改善勧告も検討したが、今年度は口頭での注意とした。(来年度改善が見られなければ改善勧告)</p>
その他	<p>定員20人、開所時間午後7時～翌午前3時(時間外：午前3時～午前5時)の施設</p> <p>①複数の保育従事者配置が必要な時間帯において、1人のみの配置となっている。</p> <p>②保育従事者に有資格者がいない。</p> <p>③非常災害に対する計画が未策定</p> <p>④毎月の避難訓練が未実施</p> <p>⑤デイリープログラムの未策定</p> <p>⑥乳幼児突然死症候群に対する注意が不足</p> <p>⑦職員に関する書類等の整備不足</p> <p>⑧施設及びサービスに関する内容の掲示項目の不足</p> <p>⑨改善指導結果の報告遅延</p>

改善勧告以上の措置の実施に躊躇した13自治体に、その理由を尋ねたところ、「児童・保

「児童・保護者に関する理由」が46.2%、「施設運営者に関する理由」が53.8%、「行政に関する理由」が46.2%、「その他」が7.7%であった。

図表 3 改善勧告以上の措置を下さなかった理由(複数回答・n=13)



具体的な理由を見ると、児童・保護者に関する理由では、児童の次の受け入れ先の確保が困難であるというコメントが多く寄せられた。特に、夜間保育や外国人児童など、受け入れている保育施設が限定的であるケースでは、特に次の受け入れ先確保が課題となっていることがうかがえる。

施設運営者に関する理由では、施設運営者とのコミュニケーションが円滑に進まないことが課題として挙げられた。施設が調査等に非協力的で、電話や文書提出に応じないケースや、逆に施設運営者が一方的に話をするため、対話とならないケースもあった。

行政に関する理由では、指導監督基準等の解釈や運用が定まっていないことや、業務にあたる人員等のリソース不足が挙げられた。また、新型コロナウイルス感染症の影響により立入調査等が実施できないことで、複数回の改善勧告の要件を満たせず、より重い措置を下すことができていないというコメントもあった。

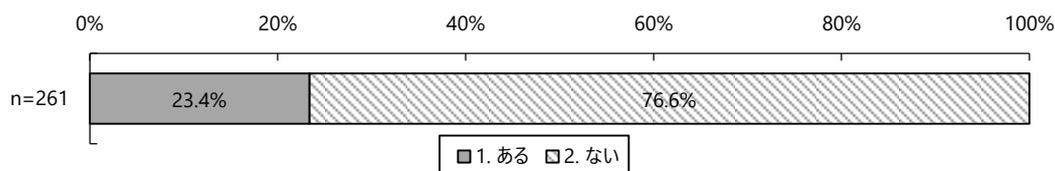
図表 4 改善勧告以上の措置を下さなかった具体的理由(自由記述)

児童・保護者に関する理由	
	児童の受け入れ先の確保が困難であったため。
	また、保育施設としての方針であり、保護者も納得の上利用していたため。
	現在も保育施設を使用されている保護者がいるため、保護者の就労環境から該当施設を利用されているため。
	夜間保育を実施している保育施設が他にないため、児童の夜間放置とのバランスを考え勧告以上の実施を躊躇した
	・保護者のニーズの把握が難しい ・児童の預かり先の確保が困難
	児童の預かり先の確保と保護者への説明が困難なため。
	外国人利用者の、次の預け先に関する手続きが困難
施設運営者に関する理由	
	円滑にコミュニケーションが取れないため、有資格者の確保が難しい。 (ブラジル系の保育士証は持っているが、日本の保育士証は持っていない。)
	電話がつながらず、設置者と円滑にコミュニケーションをとることが困難
	施設が調査等に非協力的(法人からの回答が来ない、書類を提出しない)。
	施設運営者(設置者)は適切な運営を実施しようとしているが、運営委託会社が改善を図らない
	口頭注意をした際に、素直に話を聞いていたことから、改善の見込みが見受けられたため。
	立入の際に保育の安全性について触れると、現状の保育がいかに素晴らしいか、保護者からの苦情はない、といったことを一方的に話され対話にならず、指導に至れなかった。実際、県から保育の特色に関し認証を受けている施設であり、その場で不適切な保育であると断定することが躊躇われた。
	施設長が外国人のため、基準や市の指導を理解することが困難
行政に関する理由	
	「繰り返し指導しても改善されない場合」の指導の回数が不明瞭。
	園としての基本方針を除けば概ね適切に運営されている施設であったため。
	保護者が希望されて該当施設を使用されていることから、同条件で希望された場合、他保育所施設で調整できるか判断が困難なため。
	「保育に従事する者や有資格者の不足」について、自治体間における点検手法にも差異があることや、また、不足する時間帯がどの程度(時間的な長さや頻度)確認される場合に、勧告以上の措置を講ずるべきか、その判断基準が難しい。
	・相対的な処分の軽重が難しい・改善勧告後の公表の処分が重いいため慎重になりがち ・業務に専念する人員の確保が難しい ・公表・停止命令等に至る決定的理由を示すのが困難
	不適合事項の軽重の判断が困難。
	改善勧告の要件である繰り返しの改善指導(指針第3の3(1))が、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、立入調査が行えないことで実施できていない。
	緊急時の改善勧告(指針第3の5(2))の要件に該当するの判断に迷っている。

## (2) 「認可外保育施設の指導監督の指針」の解釈に迷う項目

次に、「認可外保育施設の指導監督の指針」の運用について、同指針の解釈に迷った経験の有無を尋ねたところ、回答のあった261自治体のうち、23.4%にあたる61自治体が「ある」と回答した。

図表 5 「認可外保育施設の指導監督の指針」の解釈に迷った経験の有無(単数回答・n=261)



「認可外保育施設の指導監督の指針」の項目に沿って、解釈に迷うことのある項目を尋ねたところ、「第1 総則」内の「4 認可外保育施設の把握」について解釈に迷うと回答した自治体が最も多く、54.1%が回答した。同じ「第1 総則」内の「2 この指針の対象となる施設」が44.3%で次に多い結果となった。また「第2 通常の指導監督」内の「3 立入調査 (1) 立入調査の対象」が3番目に多く、31.1%の自治体が回答した。

図表 6 「認可外保育施設の指導監督の指針」にて解釈に迷う項目(複数回答・n=61)

#	章	節	項	実数	割合	
1	第1 総則	1	この指針の目的及び趣旨	3	4.9%	
2		2	この指針の対象となる施設	27	44.3%	
3		3	指導監督の事項及び方法	6	9.8%	
4		4	認可外保育施設の把握	33	54.1%	
5	第2 通常の指導監督	1	通則	1	1.6%	
6		2	報告徴収	(1) 運営状況報告の対象	8	13.1%
7				(2) 運営状況報告がない場合の取扱い	8	13.1%
8				(3) 特別の報告徴収の対象	1	1.6%
9		3	立入調査	(1) 立入調査の対象	19	31.1%
10				(2) 立入調査の手順	5	8.2%
11	第3 問題を有すると認められる場合の指導監督	1	通則	0	0.0%	
12		2	改善指導	(1) 改善指導の対象	1	1.6%
13				(2) 改善指導の手順	4	6.6%
14		3	改善勧告	(1) 改善勧告の対象	6	9.8%
15				(2) 改善勧告の手順	3	4.9%
16				(3) 利用者に対する周知及び公表	2	3.3%
17	第4 事業停止命令又は施設閉鎖の対象		(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象	2	3.3%	
18			(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順	0	0.0%	
19			(3) 公表	1	1.6%	
20	第5 緊急時の対応		(1) 緊急時の手順	0	0.0%	
21			(2) 緊急時の改善勧告	1	1.6%	
22			(3) 緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令	0	0.0%	
23	第6	情報提供		2	3.3%	
24	第7	雑則		1	1.6%	

**図表 7 「認可外保育施設の指導監督の指針」にて解釈に迷う項目の具体的内容(自由記述)**

第1 総則	1 この指針の目的及び趣旨
	認可外保育施設指導監督基準は「通知」で示されているが、児童福祉施設や家庭的保育事業のように厚生労働省告示等で法定化しない背景。
	指針の別添については「認可外保育施設指導監督基準」の名称としているが、この別添「認可外保育施設指導監督基準」の内容を鑑みると、「認可外保育施設に関する設備及び運営に関する基準」を定めていると考えられる。そのため、本来の意味の指導監督基準としては、例えば指針の第1の4(3)届出懈怠施設への措置のように、届出や報告徴収などを含めた広い意味として用いられる方がよいのではないか。
第1 総則	2 この指針の対象となる施設
	教育を目的とする施設以外の場合、乳幼児が保育されている実態の判断が困難な場合がある(森のようちえん、レンタルスペースを借りてイベント時のみ子どもを預かる等)。
	「法第59条の2により届出が義務付けられている施設に限られるものではない」とされており、親族間での預かり合いなども指針の対象となる。しかしながら、建物の構造や有資格者の配置など、適用するのは現実的でない基準があることから、届出の対象外であるものに対してどこまで対象とするかの判断が難しい。
	業務の目的として法第6条の3第9項などが定められている一方で、塾や習い事の理由で子どもを預かるケースに対する指導は対象外ということによいか。
	(留意事項2)の教育を目的とする施設の「1日4時間以上、週5日、年間39週以上」の解釈は、3つ全てを満たすものが対象となるか、いずれか1つでも満たすものが対象となるか。
	(留意事項2)幼児教育を目的とする施設の取り扱いの「1日4時間以上～」を開設時間とみなして保育施設に該当するか判断しているが適切か。
	幼稚園に併設している認可外保育施設については、幼稚園教育要領に基づき運営されており、ほとんどが認可外保育施設の評価基準に適合しないため。
第1 総則	3 指導監督の事項及び方法
	・(1)で、指導監督は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」に基づき効果的・効率的に行うこととされているが、認可外保育施設監督基準よりも詳細な内容が規定されている部分などがある。そのため、事業者は認可外保育施設監督基準だけでなく、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の基準も満たす必要があるか。
第1 総則	4 認可外保育施設の把握
	(留意事項9)①「・利用定員」が児童福祉法施行規則第43条の3第4号では「入所定員」となっており、どちらの表現を使用すべきか。
	届出対象外施設について、どのように把握し、どのような基準で指導監督を行うのか。
	(留意事項8)の「半年を限度として臨時に設置される施設」について、例えば、会社のイベント等で年に数日間しか開園しないが、それが毎年行われている場合には、該当するか。
	(留意事項9)の届出事項のうち、設置者が過去に事業停止命令等を受けたか否かを記載するが、このときの設置者の考え方。
	同じく、過去に事業停止命令等を受けた設置者の考え方について、過去に処分を受けた設置者が会社の一部門であった場合、今回の設置者が会社の本社や別部門としてなされるものについても対象となるか。また、過去に処分を受けた設置者が法人であったとして、その法人の代表者個人が今回の設置者となる場合も対象となるか。
	法第62条の4に過料の規定があるが、事業開始や変更後の1か月以内の届出期限をどの程度過ぎた場合に過料を求めるかの運用。
	(留意事項8)届出の対象外施設に対する指導監督の内容とは(留意事項9)居宅と5人以下施設で届出が必要とされている研修の受講状況とは基準の第1の2(2)で定める研修のみとして適切か。
	届出対象外の施設等の把握、指導監督の実施

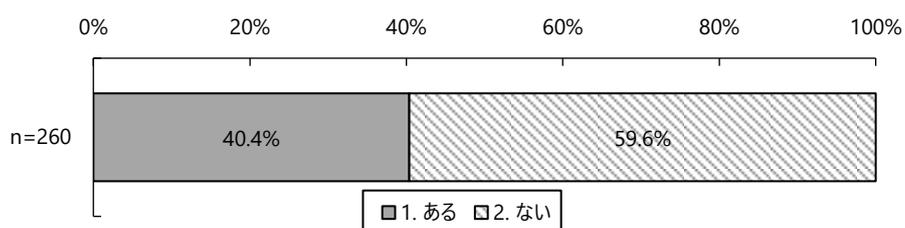
第2 通常の指導監督 1 通則	「法に基づき厳正に対処」とあるが、具体的に何法の何条を想定しているか。もし法第59条第3項～第6項が該当する場合、「児童の福祉のため必要」というのはどういう状況と考えればよいか。
第2 通常の指導監督 2 報告徴収 (1)運営状況報告の対象	<p>①(留意事項14)①ア「・利用定員」が児童福祉法施行規則第43条の3第4号では「入所定員」となっており、どちらの表現を使用すべきか。</p> <p>②長期滞在時の報告は法第6条の3第11項に定める事業においては対象となるのかどうか。</p> <p>(留意事項14)①の報告年月日の前日における「保育している」乳幼児の人数は利用人数か在籍人数か、「保育に従事している」職員数は出勤数か在籍数か。</p> <p>「全ての認可外保育施設」とされており、(留意事項8)のように「届出対象施設」の用語が用いられていないことから、届出の対象外である施設に対しても運営状況報告の対象とすべきか。もし届出の対象外である施設に運営状況の報告を求めるとした場合、法第59条の2の5よりも上乗せした対象ということになるか。</p> <p>事故、食中毒、長期滞児の報告については、法第59条の2の5の規定に基づくという位置づけになるか。それとも、定期的に生じる事例ではないということで、法第59条第1項の規定が根拠となるか。</p> <p>「廃止」の届出については、法第59条の2第2項に規定がある。例えば、法第59条の2第1項で届出された施設が、預かる対象児童を変更して届出対象外の施設に変更する場合も「廃止」の届出をすることになり、一般的なイメージの「事業を完全に廃止する」という意味合いと異なる事態が想定される。</p> <p>(留意事項13)の変更の届出事項について、設置者が法人である場合の「代表者のみの変更」が届出の対象になるか。また、「建物その他の設備の規模及び構造」について、具体的にどのような内容が届出の対象になるか。</p>
第2 通常の指導監督 2 報告徴収 (2)運営状況報告がない場合の取扱い	<p>運営状況報告がなく、文書による督促をしても提出されない場合は、どのように対応すればよいか。</p> <p>法第59条第1項の規定による報告をしなかった場合などは法第62条第7号の適用で罰金の対象となる一方で、法第59条の2の5の規定による運営状況の報告がされない場合の罰則がないこと</p>
第2 通常の指導監督 2 報告徴収 (3)特別の報告徴収の対象	「特別の報告」の位置づけについて、通常と「特別」を分ける理由と、あえて区別する必要があるか(通常の報告も特別の報告も法第59条第1項に基づくものか)
第2 通常の指導監督 3 立入調査 (1)立入調査の対象	<p>(留意事項16)でベビーホテルとして扱われる「一時預かり」の定義(法第6条の3第7項の一時預かり事業とは別であるとするが、用語が類似しているため、違いが分かりにくい)</p> <p>(1)①届出対象外施設の立入調査は基準に準じた内容でよいか</p> <p>指導監督基準を満たした施設について、次年度に項目を絞って実施したり、立入調査を隔年としたりする場合、証明書交付継続の取扱いになるため、公平性にかける可能性がある。</p>
第2 通常の指導監督 3 立入調査 (2)立入調査の手順	<p>(留意事項18)の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」について、この法律の対象とする行政機関は第2条で定められており、地方公共団体は対象外ではないか。そのため、本市から国・県などに情報提供ができる明確な法令根拠がないこと。</p> <p>企業主導型保育事業に関して、公益財団法人児童育成協会との連携も必要になる可能性があるが、地方自治体から公益財団法人児童育成協会に対して情報提供できる明確な法令根拠がないこと。</p> <p>関係部局との連携に関し、例えば、「認可外の指導監督の職員配置上は休憩時間無しで勤務している」という申し立てがあれば認可外保育施設としては基準を満たすが、労働基準法には違反するというように、法令をまたぐ場合の対応方法。</p> <p>⑤新規施設への速やかな立入調査については、半年間の運営実績の経過後としているが証明書交付の観点から適当か。(巡回指導は開所後2週間以内に実施している)</p> <p>(留意事項19)について、「著しく」とは具体的にどの程度なのか。</p>

<p>第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 1 改善指導 (2)改善指導の手順</p> <p>「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」における、毎月実施が必要な事項（避難訓練や検便）に一部不足がある場合の判定Bについてはどのように確認すればよいのか。また、避難訓練等の一部不足により証明書が返還となるが、施設側から証明書の再交付の希望があった場合に、どの程度の改善が改善したと認めら証明書を交付してよいのか。</p> <p>改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善の計画を求めることとされているが、実際に計画を求めても改善につながらないため、指導が困難である。</p>
<p>第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 2 改善勧告 (1)改善勧告の対象</p> <p>指針第3(1)に「改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず(略)」とあるが、繰り返しの回数はどれくらいなのか。</p> <p>「繰り返し指導を行っている」とは、何回以上指導を行った場合なのか。基準の項目によって変わると思うが、目安や事例等があればお教えいただきたい。</p> <p>「改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず、改善の見通しがいい場合」について、指導対象の項目により、緊急・重大性に差が生じる(※)と考えられるところであり、実際に勧告までに至った具体事例(指導した項目や度合い、不適切な状態が継続した経過)が共有されると、比較検討に際して有益であると感じる。</p> <p>(※)「緊急・重大性に差が生じる」とは、たとえば、複数年にわたり保育従事者の配置基準に不足が確認される事例と、同じく複数年にわたり職員又は園児の健康診断に受診漏れが確認される事案について、一律に勧告措置に進めるには躊躇してしまう。</p> <p>他自治体の場合、どの程度改善指導を繰り返してから改善勧告に移るのか具体例が知りたい。</p>
<p>第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 2 改善勧告 (2)改善勧告の手順</p> <p>改善勧告を行う場合の関係機関との調整において、近隣児童福祉施設等に伝えるということは、その児童福祉施設が私立の場合、事実上の公表にあたる可能性があり、改善勧告を出す段階でこの調整ができるか(法第59条第4項では、改善勧告に従わなかったという事実があった後に公表ができると考えられる)。</p>
<p>第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 2 改善勧告 (3)利用者に対する周知及び公表</p> <p>自治体では認可外保育施設の利用者の情報を把握していないため、通知に記載されている「福祉の措置等」は実質的に困難である。</p>
<p>第4 事業停止命令又は施設閉鎖の対象 (1)事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象</p> <p>指針第4(1)の各命令の要件①の「児童福祉に著しく有害であると認められるとき」の「著しく」の程度はどの程度か。要件③の「当該違反」とはどの違反のことか。</p> <p>児童福祉審議会について、市で設置していない場合、どこに意見を聴けばいいのか。</p>
<p>第6 情報提供</p> <p>留意事項33②情報提供の項目及び方法において、公表事項に「保育従事者数」の項目があるが、「平成14年7月12日雇保発第0712001号『認可外保育施設に対する届け出制の導入について』」においては、「職員配置数」は情報提供に適さないとされていること。</p> <p>また、情報提供にあたっては事実確認のうえで行うことが原則とされているが、保育従事者数のように流動的な情報であっても、更新の都度事実確認を行う必要があるのか。</p>
<p>第7 雑則</p> <p>都道府県等における記録の整備の規定はあるが、認可外保育施設側の記録の整備や保管の義務が定められていないこと。</p>

### (3) 「認可外保育施設指導監督基準」の解釈に迷う項目

次に、「認可外保育施設指導監督基準」の運用について、同指針の解釈に迷った経験の有無を尋ねたところ、回答のあった 261 自治体のうち、23.4%にあたる 61 自治体が「ある」と回答した。

図表 8 「認可外保育施設指導監督基準」にて解釈に迷った経験の有無(単数回答・n=260)



「認可外保育施設指導監督基準」の項目に沿って、解釈に迷うことのある項目を尋ねたところ、「第 1 保育に従事する者の数及び資格」内の「(1) 保育に従事する者の数」について解釈に迷うと回答した自治体が最も多く、45.7%が回答した。続いて、「第 7 健康管理・安全確保」内の「(3) 児童の健康診断」が多く、44.8%が回答した。

図表 9 「認可外保育施設指導監督基準」にて解釈に迷う項目(複数回答・n=105)

#	章	節	項	実数	割合	
1	第1	保育に従事する者の数及び資格	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の	(1) 保育に従事する者の数	48	45.7%
2				(2) 有資格者の人数	30	28.6%
3			2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育することができる乳幼児の数	17	16.2%
4				(2) 保育に従事する者	13	12.4%
5			3 保育士の名称について		1	1.0%
6			4 国家戦略特別区域限定保育士		2	1.9%
7	第2	保育室等の構造、設備及び面積	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設		18	17.1%
8			2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設		14	13.3%
9			3 共通事項		22	21.0%
10	第3	非常災害に対する措置	1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	12	11.4%
11				(2) 非常災害に対する具体的計画、定期的訓練の実施	11	10.5%
12			2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設		4	3.8%
13	第4	保育室を2階以上に設ける場合の条件		26	24.8%	
14	第5	保育内容	(1) 保育の内容	28	26.7%	
15			(2) 保育従事者の保育姿勢等	11	10.5%	
16			(3) 保護者との連絡等	4	3.8%	
17	第6	給食	(1) 衛生管理の状況	18	17.1%	
18			(2) 食事内容等の状況	14	13.3%	
19	第7	健康管理・安全確保	(1) 児童の健康状態の観察	1	1.0%	
20			(2) 児童の発育チェック	8	7.6%	
21			(3) 児童の健康診断	47	44.8%	
22			(4) 職員の健康診断	31	29.5%	
23			(5) 医薬品等の整備	7	6.7%	
24			(6) 感染症への対応	4	3.8%	
25			(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	21	20.0%	
26			(8) 安全確保	25	23.8%	
27	第8	利用者への情報提供		27	25.7%	
28	第9	備える帳簿等		16	15.2%	

**図表 10 「認可外保育施設指導監督基準」にて解釈に迷う項目の具体的内容(自由記述)**

<p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p>	<p>1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 (1)保育に従事する者の数</p>
<p>「主たる開所時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、（略）。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。」について、主たる開所時間が8時～18時（計10時間）の施設の18時～19時（主たる開所時間外）の時間帯は、11時間を超えない時間帯のため、現に保育されている児童が1人でも、保育従事者2人を配置しなければならないのか。</p>	
<p>「6人以上19人以下の施設」において、「保育従事者が1人となる時間帯を最小限とする」があるが、月に数回、朝の時間帯に複数幼児（2～3人）が登園しているにもかかわらず当該時間帯に保育従事者が1人しか配置されていない状況は、基準違反となるのかどうか。また、「他の職員を配置する」とは、どのような職員が該当するのか。保育に従事しない事務員も該当するのか。</p>	
<p>「1日に保育する乳幼児の数」が6人以上か5人以下かで分かれているが、これは1日に保育する乳幼児の「実数」と解釈してよいか。「実数」とすると、定員が5人以下の施設でも6人以上預かる場合、反対に定員が6人以上でも1日では5人以下に留まるなど、預かる乳幼児の実数によって毎日基準が変化する可能性があると考えられる。また、「1日に保育する乳幼児の数」は届出事項ではないことから、随時状況を把握することが難しい。</p>	
<p>乳幼児の数の「概ね」の許容範囲がどこまでか</p>	
<p>保育従事者数は、「乳児」「1・2歳児」「3歳児」「4歳以上児」のそれぞれの区分ごとに保育従事者を配置する必要があるか、それとも、各区分を合計して必要となる保育従事者がいればよいか</p>	
<p>保育従事者数は、労働基準法の休憩時間中の職員は除くか。</p>	
<p>「主たる開所時間である11時間」の考え方について。</p>	
<p>また書き以下の「常時2人以上配置を適用しないことができる」規定について、「必要最小限」の時間帯等の判断基準が明瞭ではないため（例えば、食事や睡眠、水遊び以外の室内保育時間帯であれば、従事者が半日1人であっても指導の対象外としてよいのか）、適用有無について自治体間で差が生じるように思う。</p>	
<p>複数配置の適用外の取り扱い「複数の乳児を保育する時間帯を除き」とあるが「複数の乳児」の場合も複数配置の適用外なのか・主たる開所時間である11時間を夜間に設定している場合においても適用外の取り扱いは適当か</p>	
<p>一日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設において、「複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる」とあるが、裁量が大きく明確に判断することが困難である。本市で安全と判断できない場合でも、他市等では適合と判断している例もあり、複数運営している施設側から「他都市では適合としているのに、熊本市は厳しすぎる」等の声が上がりが、トラブルの原因となっている。</p>	
<p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p>	<p>1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 (2)有資格者の人数</p>
<p>「保育従事者の概ね3分の1は保育士等有資格者であること。」とされているが、後段では「また、常時、保育士等の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。」と努力規定となっており、(1)の施設において児童が1人のみの場合に無資格者1人による保育は基準上問題がないこととなるため、当該状況に対し指導す</p>	
<p>「また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。」とあり、努力義務と読み取れるが、主たる保育時間外等で、保育士又は看護師が0名の時間帯があってもよいのか。</p>	
<p>居宅訪問型について、チャイルドマインダー等の民間資格保有者を有資格者に含めることができずか。</p>	
<p>有資格者の割合の「概ね」の許容範囲がどこまでか。</p>	
<p>1/3の有資格者の配置は、常時か在籍児童数に対してか。</p>	
<p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p>	<p>2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 (1)保育することができる乳幼児の数</p>
<p>(1)ア「保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下（略）」とあるが、2(2)の考え方において「○ 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は（略）、保育士、看護師又は家庭的保育者が（略）、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。」とあり、法第6条の3第9項又は第12項に規定する施設においては無資格の保育従事者2名で乳幼児5人を保育することが、第6条の3第11項に規定する施設においては無資格の保育従事者1人で乳幼児1人を保育することが可能となるのではないのか。</p>	
<p>居宅訪問型について、兄弟姉妹の場合は、保護者の同意があれば保育者1人に対し複数名の子どもの預かることができるが、兄弟姉妹が4,5,6名の場合も保育者1人で預かってよいのか。</p>	
<p>第1の2(1)イ原則1対1の適用外である「兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合」とは、違う保護者の他児（同居ではない）とともに利用している場合も含まれるのか。</p>	

第1 保育に従事する者の数及び資格 21日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 (2)保育に従事する者	保育に従事する者が常時1人でも差し支えないのか。
第2 保育室等の構造、設備及び面積 11日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	面積の「概ね」の許容範囲がどこまでか。 面積の基準について、総面積又は内法面積の基準が明確に示されていないため、指導が行いにくい。
第2 保育室等の構造、設備及び面積 21日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	乳幼児の自宅以外の複数の場所（設置者の居宅や保護者の会社への出張など）で保育を行う場合は、法第6条の3第9項を目的とする施設のみ可能であると考えられるが、保育を行う全ての場所において、保育室や調理設備、便所等の基準を満たす必要があるか。 2(2)：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に関して、「事業所」とは保育従事者個人宅が主に想定されるが、「必要な広さを有する専用の区画」の適否判断が難しい。また、保護者に協力を求めるとする「保育の実施に必要な備品等」が具体的にどのようなものを意図しているのかが曖昧に感じる。 居宅の事業所に求められる専用区画及び備品等とは利用者宅以外での預かりの想定か、又事業者の自宅の場合も想定しているのか、 面積の基準について、総面積又は内法面積の基準が明確に示されていないため、指導が行いにくい。
第2 保育室等の構造、設備及び面積 共通事項	基準第2の3(2)の「便所には(略)、保育室及び調理室(調理設備を含む。以下同じ。)と区画されており」とあるが、「区画」とは壁で完全に区切ることなのか、又は保育室等と空間を同じにしているが1m程度の仕切り等で仕切るだけでよいのか。 基準第2の3(2)の「便所の数はおおむね幼児20人につき1以上」とされているが「幼児20人」とは、「定員」、「基準月の総乳幼児数」又は「日々の保育人数」のどれか。(定員を40人としているが、日々の利用者は20人前後の施設において、便器はいくつ必要なのかどうか。) 便所の手洗設備について、評価基準では「便所用」とあるが、便所専用の手洗設備が必須であり、保育と便所の兼用使用は不可という解釈でよいのか。また、保育室内にある手洗設備は、「便所用」と見なすことができるの 便器の数の「概ね」の許容範囲がどこまでか。 「便所があること」の解釈は、同一階であれば施設外共同使用でも安全・衛生上問題がなければ適当か。 採光及び換気の基準が明確に示されていない。
第3 非常災害に対する措置 1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設 (1)消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	非常口は出入口の一方のみ設置でも適当か
第3 非常災害に対する措置 1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設 (2)非常災害に対する具体的計画、定期的訓練の実施	認可施設と同等の対策を求めるべきか。
第3 非常災害に対する措置 2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設	複数の保育に従事する者を雇用している居宅事業者の評価基準にある「定期的な訓練」とはどのような内容を想定しているのか。
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	・避難に適した「常用」と「避難用」として求められる設備として、それぞれ当該認可外保育施設の専用のものでなければならないか。それとも、ビルの一室を借用する場合など、他の入居者と共用するものでもよいのか。 「保育室を2階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。 ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であること。 イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。」とあるが、評価基準上では、訓練ができていれば適となるため、相違がある。 「保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。」とあるが、建具等が評価基準には反映されておらず、「建具等」に何が含まれるかが明確ではない。

第5 保育内容 (1)保育の内容	<p>基準の考え方においては、「保育所保育指針を理解することが不可欠となっている」とされている一方で「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」別表の判定では「デイリープログラム等が作成されていない」は文書指摘（C判定）となっており、保育所保育指針にある「全体的な計画」や「指導計画」が作成されていない場合に強い指導（文書指摘）を行ってよいのかどうか。</p> <p>簡素なデイリープログラム等の設定はあるものの、保育所保育指針に基づいた保育計画の作成がない場合は文書指導の対象となるのか。</p> <p>また、対象となる場合、個人運営のごく小規模な施設においても同様の取り扱いでよいのか。</p> <p>「イ乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。」とあるが、保育所保育指針に沿って（あるいは参考に）保育の計画を立てるよう明確に示していただきたい。</p> <p>適切と不適切の線引きをどの程度ですべきなのか基準がはっきりしない。</p>
第5 保育内容 (2)保育従事者の保育姿勢等	<p>保育の質の向上のためには、外部研修及び施設内研修が必要だと感じているが、評価基準ではそこまで求められていない。特に外部研修の受講について明確に示していただきたい。</p> <p>必要な遊具、保育用品等について、どの程度備えればいいのか。</p>
第6 給食 (1)衛生管理の状況	<p>十分に殺菌とはどの方法でどの程度の処理をすることを示すのか。</p>
第6 給食 (2)食事内容等の状況	<p>法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（居宅訪問型保育事業）において食物アレルギーを持つ児童に食事を提供する場合、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の「生活管理指導表」が必要となるのかどうか。</p> <p>児童の年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容とすること、とあるが0～2歳児を保育する施設において、0歳児に乳児食・離乳食の提供を行わず、ミルクのみを提供している場合は、文書指導の対象とすることができ</p> <p>「ア 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。 イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。」との記載しかなく、書面で残すことが求められていない。本項目は、立入調査時に主に書面で確認することになるが、書面に残っていない以上、確認・指導が困</p>
第7 健康管理・安全確保 (2)児童の発育チェック	<p>一時預かり児童のみの施設等で、一部発育チェックが行われていない児童がいる場合、指導となるかどうか。</p>
第7 健康管理・安全確保 (3)児童の健康診断	<p>「継続して保育している児童」の範囲はどこまでか（本市では、下記①②どちらも満たす児童を「継続」しているものと整理している。①月極契約（過当たりの利用回数を決めていない場合も含む）かつ半年以上在籍している。②「週3回以上の定期契約」を結んでいる児童かつ半年以上在籍している）。</p> <p>入所前に健康診断を受診済みの児童で、別途園での健康診断を1回しか受けていない場合、指導となるのか。</p> <p>乳幼児の健康診断の「利用開始時（利用決定前）」について、時期は、いつからいつまでと解釈すればよいか。（1年以上前でも良いのか）</p> <p>健康診断の内容として必要な項目は何か。学校保健安全法と同様とした場合、内科検診及び歯科検診はそれぞれ年2回実施する必要があるか。</p> <p>利用開始時及び1年に2回の健康診断について、年度の途中(夏や秋)に入所した児童の取扱い(受診を求める回数)について、判断に迷うことがある。</p> <p>健康診断に代えて母子健康手帳の写しの確認を実施している場合に、当該乳幼児健診の受診日と施設における手帳の確認日に乖離が生じている事例(施設において手帳を確認した時点において、実際の健診受診日より既に一定期間が経過している)が見受けられるが、その場合に許容される乖離期間(〇ヵ月以内等)を明示していただきたい</p> <p>実施すべき期間について（入園前後〇ヶ月以内等）明確な期限がない</p>

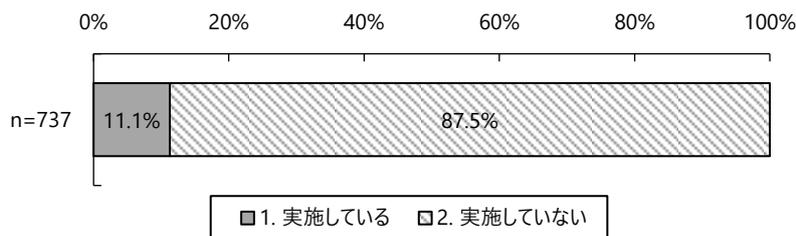
第7 健康管理・安全確保 (4)職員の健康診断	
	法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(居宅訪問型保育事業)において、(4)イの検便の実施の基準を適用する場合、毎月の利用者が少なく突発的な食事の提供を含む利用希望があった場合であっても、保育の提供前に検便を実施しなければならないのか。
	調理に携わる職員と、食事の介助に携わる職員が異なる場合、食事の介助に携わる職員が検便を行っていないことは指導の対象としない方がいいのか。
	従前、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」に基づき、健康診断の受診については「常勤職員」及び「1年以上の雇用かつ常勤職員の4分の3以上の時間を従事する職員」を対象に確認を行っていた。先般、厚生労働省に確認を行ったところ、勤務時間数にかかわらず、「指導監督基準」を根拠として全ての従事者に受診を求めるべきとする回答を得たところであるが、別途近隣市に確認を行ったところ、その取扱いには差が生じているように思われた(全職員一律の受診を求めている自治体もあった)。
	第7(4)イ：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、「提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施する必要がある」とされている点、ベビーシッターは原則、あらかじめ用意された食事や飲料の介助等に留まり(シッター自らが保育提供中に調理を行うことは不適切であるため)、食事介助の有無も依頼内容によりばらつきが生じることが予想される。そこで、検便を実施すべき基準(食事介助の提供頻度や該当する程度等)について具体化されると、今後の指導に際して有益であると感じる。
	実施すべき期間について(採用前後〇ヶ月以内等)明確な期限がない
	労働安全衛生法との兼ね合い
	労働安全衛生法に基づく健康診断の取り扱いと当基準で求める健診の取り扱いの整合性は(労働安全衛生法では短時間勤務の者は健康診断の義務がないが、保育従事者は短時間でも求めるのか?等)
	検便について、「調理に携わる」とは具体的にどこまでなのか?(調乳は含むか否か等)
	雇用形態によって、どこまで実施を求めるか。
	調理に調乳は含まれるか否か。
第7 健康管理・安全確保 (5)医薬品等の整備	
	消毒薬ではなく、流水にて処置することが主流になりつつあるが、消毒薬の整備は必要か。
第7 健康管理・安全確保 (6)感染症への対応	
	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは一人一人のものを準備するとなっているが、評価事項には「洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。」とある。洗浄、洗濯等を行えば共用しても良いということか。
	「歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。」とある。着脱用マットやおむつ替えマット等、保育での使用頻度が高い物品を幅広く例示していただく指導が行いやすい。考え方の欄ではあるが、国の通知に記載があると指導しやすい。
第7 健康管理・安全確保 (7)乳幼児突然死症候群に対する注意	
	立入調査では主に書面等による確認が必要な項目だが、現行の通知では記録を残すよう記載されていないため、観察するだけで記録に残していない施設もあり、確認・指導が困難な場合がある。
第7 健康管理・安全確保 (8)安全確保	
	転倒・落下に関する指摘の判断基準が難しい。
	救命措置が可能となるような実技訓練として求められている具体的な水準とは(内容・回数等)。
	必要とされる安全点検の頻度

第8 利用者への情報提供	
基準第8(1)において、揭示すべき内容のうち、「開所している時間」に延長保育時間は含めるべきかどうか。	
基準第8(2)において、契約内容を記載した書面等に記載しなければならない内容のうち、個人の設置者ではない場合、雇用されている園長の住所（「管理者の住所」）が個人情報に当たるため、施設側の反発もあり、強く指	
個人情報保護の観点から、管理者の住所の書面等交付をしない施設に対して、指導を行うどうか（本市認可保育所でも住所までは書面等交付を求めている。また、居宅訪問型（個人）の場合は、個人住所の公表となることもあり、設置者住所についても利用者へ書面交付等していない場合が多い。）。	
第8（1）（2）の揭示物と書面交付の内容について、「提携する医療機関」とあるが、指導監督基準には「提携医療機関が必須」とは記されていない。提携医療機関は必須なのか。または、提携医療機関がない場合は、揭示及び交付は不要でよいか。それとも、『該当なし』等の揭示等が必要か。	
施設の管理者の「住所」について、個人情報として保護されるべきものと考えられるが、児童福祉法施行規則第49条の6第2号で必須としている理由	
居宅訪問型保育事業の提示の内容である研修の受講状況とは基準の第1の2（2）で定める研修のみとして適当か。	
交付書面で管理者の住所を明記することとなっているが、個人情報との関係からどこまで記載すべきか（例：居住市町村まで等）。	
「保育士その他の職員の配置数又はその予定」とあるが、過去の状況（予定）のまま揭示している施設もあり、現在の職員体制が分からない施設もあるため、現員を記載するよう示していただきたい。	
「○職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除いた数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の揭示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。」との記載があるが、考え方の欄では指導が困難なため、指導監督基準に反映していただきたい。（上記と併せて、現員がどれだけ配置されているかが重要だと考えております。）	
医療機関との提携の内容はどの程度とするか。	
事業所内で従業員のみの施設であっても、サービス内容の揭示は必要か。	
第9 備える帳簿等	
記録の保管の義務が定められていないこと。	
「雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）」とあるが、労働基準法第15条第1項で明示が義務付けられているもので概ね確認ができると考えられるため、労働基準法第15条第1項で明示が義務付けられているものを書面等で確認できるよう示してほしい。	
他法令で規定された備えるべき帳簿について、内容をどの程度確認すべきか。	

#### （4） 認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業

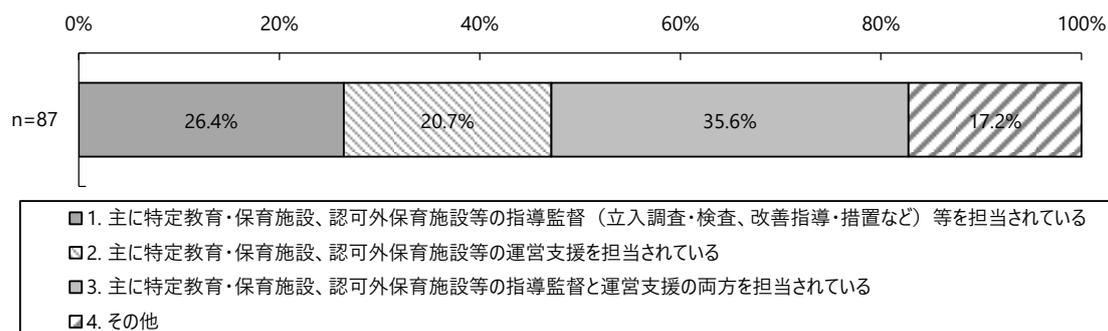
次に、認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の取組状況について調査した。はじめに、認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施有無について尋ねたところ、回答のあった737自治体のうち、11.1%に当たる82自治体から「実施している」との回答があった。

図表 11 認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施有無



続けて、認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業を実施している自治体を対象に、実施部署の主な所管業務について尋ねたところ、「主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等の指導監督と運営支援の両方を担当されている」との回答が最も多く、35.6%であった。

**図表 12 巡回支援指導事業を実施している部署の主な所管業務**



また、各自治体において配置している巡回支援指導員の人数や属性について調査した。まず、巡回支援指導員の人数を雇用形態別に尋ねたところ、最多であったのは「自治体採用（任期の定めのない常勤職員、任期付き職員、再任用職員）」で、平均で2.1人/自治体、最も多い自治体では15人を配置していた。

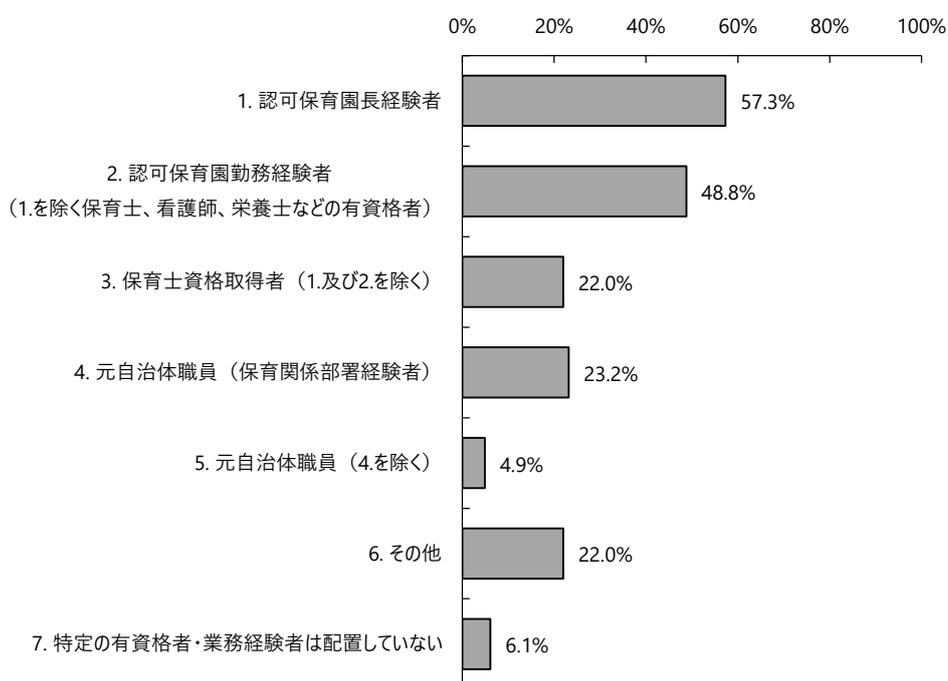
**図表 13 雇用形態別・巡回支援指導員数(n=80)**

	平均値	中央値	最大	最小
1. 自治体採用（任期の定めのない常勤職員、任期付き職員、再任用職員）	2.1	1	15	0
2. 自治体採用（会計年度任用職員等の非常勤職員）	1.4	1	9	0
3. 外部委託	0.9	0	13	0
4. その他	0.1	0	4	0
合計人数	3.2	2	15	0

(n=80)

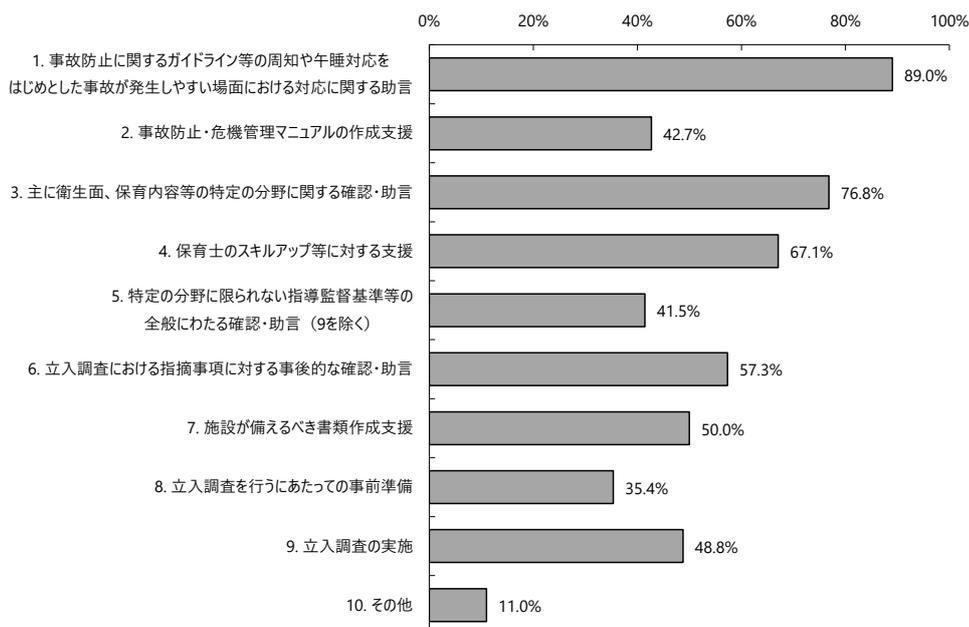
巡回支援指導員の有する資格・業務経験については、「認可保育園長経験者」が最も多く57.3%の自治体で配置していた。次に、「認可保育園勤務経験者」で48.8%であった。

**図表 14 巡回支援指導員の有する資格・業務経験**



巡回支援指導員の実施している主な業務内容については、「事故防止に関するガイドライン等の周知や午睡対応をはじめとした事故が発生しやすい場面における対応に関する助言」が最多の 89.0%、「主に衛生面、保育内容等の特定の分野に関する確認・助言」が次に多く 76.8%であった。

**図表 15 巡回支援指導員の実施業務**



## **第3章**

# **ヒアリング調査**

# 1. 調査手法

## (1) 調査対象

過去の改善勧告等の発出状況や巡回支援指導事業の実施有無・実施内容、立入調査の実施状況等をもとに、候補自治体を抽出し、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室と協議の上で、ヒアリング先を選定した。対象を選定した後、2022年2月～3月初旬にかけてヒアリング調査を実施した。

調査対象は以下の通りである。参考までに各自治体の基礎情報を一覧表化する（図表）。

## (2) 調査方法

各自治体の認可外保育施設の指導・監督の担当者に対するヒアリング調査。

## (3) 調査期間

令和4（2022）年2月18日から3月1日

## (4) 調査内容

認可外保育施設の指導・監督について、各自治体の立入調査や巡回支援指導事業の実施状況や工夫・ポイント等について調査した。また、改善勧告・公表・事業停止命令などの行政処分についての考え方についても併せて聴取した。

図表 調査対象とした5自治体とヒアリング調査実施時期

#	自治体名	人口 (人)	管内保育 施設数	管内認可外保育施設数			立入調 査実施	開催方法	実施日
				合計	施設型	居宅訪問型			
1	横浜市	3,777,491	1,146	749	386	363	98.7%	電話	3月1日
2	さいたま市	1,324,589	450	292	182	110	89.6%	zoom	2月24日
3	茨城県	2,867,000	716	325	296	29	68.2%	Webex	2月24日
4	千葉県	6,259,000	1,221	597	391	206	39.9%	zoom	2月18日
5	佐賀県	811,442	340	104	97	7	99.0%	zoom	2月24日

# ヒアリング個票

# 1. 神奈川県横浜市

## ■横浜市の基本情報

図表 16 横浜市の基本情報<sup>1</sup>

面積	437.78 km <sup>2</sup>
総人口	3,777,491 人
管内保育施設数	1,146
管内認可外保育施設数	749 (うち施設型 386、居宅訪問型 363)
認可外保育施設への立入調査実施率	98.7%

## ■認可外保育施設への立入調査について

### ○立入調査を効果的に実施するための工夫

#### ●区役所との連携

横浜市内の 18 か所の区役所と連携することによって、市内で立入調査の業務負担を平準化し、できる限り全施設の立入調査ができるように努めている。立入調査は基本的に 3 名体制で実施している。保育に関する部分は公立保育所園長 OB であり知識や経験を有する市の本庁の職員が担当し、その他項目は区の事務職員 2 名が担当する分担することで、保育に関する部分は知識や経験を有する人から適切な指導ができるようにしている。

#### ●電子申請による居宅訪問型施設の書面調査の効率化

居宅訪問型施設の書面調査の際に、居宅訪問型施設のセルフチェックシートを電子申請システムで申請できるようにすることで、紙の書類の管理がなくなり、市がデータを管理しやすくしている。

もともと市が持っている電子申請システムを活用することで、新たにシステム開発のコストはならず、チェックシートの質問項目などをとりまとめ、システムに反映することによってシステム化への移行を迅速に行うことができた。

#### ●保育士確保のための助言

配置基準不足の保育施設に対しては、横浜市には認可外保育施設の保育士確保について補助制度や紹介制度はないが、保育士確保の担当より、アドバイスを行う等の支援を行って

<sup>1</sup> 基本情報

・面積：全国都道府県市区町村別面積調（令和 2 年 10 月 1 日）より  
・人口：人口推計年報（令和元年 10 月 1 日）より  
・保育施設数：保育所等関連状況取りまとめ（令和 3 年 4 月 1 日）より、「保育所等数（保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）」を計上  
・認可外保育施設数/立ち入り調査の実施率：令和元年度認可外保育施設の現況取りまとめより（施設数は「届出対象施設」）

いる。

## ○新型コロナウイルス影響下における工夫

### ●立入調査の優先順位の考え方

原則として、毎年全施設の立入調査を行っている。但し、新型コロナウイルス影響下では全施設への立入調査を実施することが困難であったため、下記の施設を優先して立入調査を実施した。

(令和2年度)

- ・ベビーホテル(年1回の立入が必須とされているため。)
- ・前年度文書指導を実施した施設(改善を確認した施設も含む)
- ・新規に設立された施設で立入調査が未実施の施設
- ・その他区で立入が必要と判断した施設(保護者や内部職員から苦情が入って特別立入調査を実施した施設、立入調査等で保育内容が不適切な可能性があるかと判断した施設など)

また、令和3年度については、8月初めまでは原則全施設への立入調査を実施する方針としていたが、8月の緊急事態宣言発出に伴い、区で立入が必要と判断した施設のみに絞って実地の立入調査を実施し、その他施設は書面調査を実施した。

### ●書面調査の役割分担の見直し

書面調査については、本来区が担当する業務であるが、区の業務のひっ迫に伴い、市の本庁が業務を引き取って、書面調査を行い、指導が必要な施設への指導は区が行うという役割分担を行った。

実地の立入調査ができなくなった分、立入調査を担当していた市の本庁の職員を書面調査のリソースに充てることで業務を回すことができた。また、通常は立入調査の結果を区が入力し、市の本庁がとりまとめて国に提出する流れとなっているが、区の業務軽減のために、極力、市の本庁が入力したのちに区が確認をするようにした。また、書面調査の評価は市の本庁が担当し、評価の結果や内容を保育施設に通知するのは区の業務としたが、区の転記作業を削減するために、エクセルを修正した。

## ■巡回支援指導事業について

### ○巡回支援指導事業の実施状況

図表 17 横浜市の巡回支援指導員採用状況(令和3年4月時点)

巡回支援指導員の人数	12名
採用形態	再任用職員、会計年度任用職員
巡回支援指導員が保有する	保育士資格取得者、元公立保育所園長経験者、元公立保

資格や経歴	育所ネットワーク専任保育士
-------	---------------

横浜市では、巡回支援指導員を「保育相談員」として 12 名配置しており、「巡回訪問担当」と、前の項目にも示している「立入調査担当」に分かれている。

巡回訪問の対象施設は、主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等であり、立入調査の対象施設は、認可外保育施設等である。

主な業務は以下の表のとおりである。

図表 18 横浜市の巡回支援指導員の主な業務(横浜市作成)

	巡回訪問	立入調査
事業開始時期	平成 30 年 4 月	平成 15 年 4 月
対象施設	特定教育・保育施設、認可外保育施設等	認可外の保育施設
対象施設数 (令和 3 年 4 月現在)	1,426	396
訪問頻度	複数年かけて実施	年 1 回実施
主な業務内容	重大事故防止と保育の質の向上に関する項目についてのヒアリングや助言、施設見学	区が実施している立入調査への同行、保育に関する調査項目の確認、立入調査での指摘事項の改善の有無確認
その他	-	家庭的保育事業へ年 2 回の訪問
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所の民間移管園への訪問</li> <li>・ 親と子のつどいの広場への訪問</li> </ul>	

### ○巡回支援指導員配置によるメリット・効果

#### ●保育・教育施設に寄り添った専門的な助言による事故防止や保育に関するアドバイス

巡回訪問と立入調査を別日にし、それぞれ位置づけをはっきりさせていることが特徴である。呼び方も「巡回支援指導」ではなく、“指導”という言葉を使わない「巡回訪問」とすることによって、保育施設に寄り添い、気軽な相談の場として保育施設の改善に役立っており、一つの保育施設に対して、立入調査と巡回訪問という異なるアプローチで改善を促すことができる。

横浜市は管轄する保育施設の数が多く、また新型コロナウイルスの影響もあり、巡回支援指導事業を開始してからすべての認可外保育施設への 1 巡目の巡回訪問がまだ終わっていない(令和 4 年 2 月時点。立入調査は、年 1 回実施している)。基本的には全施設に対して、まずは 1 巡目の巡回訪問を実施する予定だが、立入調査で指導し、アフターフォローが必要な施設など、横浜市として様子が気になる施設に対しては優先的に訪問することにより、市は保育施設の状況を把握できるとともに、同じ年度内で 2 回の訪問(立入調査と巡回訪問)を受ける施設があり、重大事故防止や安全な保育について、重ねて助言や啓発ができる。

立入調査にも一般職員と専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員が同行することで適切な指導・助言を行うことができている。

### ○巡回支援指導員配置の活用のポイント

#### ●認可外保育施設の指導監督以外の活用

巡回支援指導員は保育の知識や経験を有するため、認可外保育施設以外の業務にも携わ

ってもらっている。具体的には民間移管する公立保育所の移管先である法人のフォローに訪問してもらったり、他の課が実施している「親と子のつどいの広場」など、保護者や子どもが集まる場に赴き、助言をしたりしてもらうなど、貴重な専門人材の活用を限定しないようにしている。

## ■その他工夫

### ○わかりやすい情報発信

新型コロナウイルスの影響により、年度途中で巡回訪問が休止となったが、訪問休止の期間は、訪問に代わる事故防止の啓発として、「巡回訪問つうしん」等を発行した。訪問再開後も2か月に1回程度のペースで不定期に継続して発行している。「巡回訪問つうしん（参考資料1）」は各保育・教育施設に郵送し、横浜市のHP上にも掲載している。誰にでもわかりやすいよう、視覚的に情報を伝えることで、施設側からもわかりやすいと言ってもらえたり、園内研修の材料にもしてもらえたりしている。

また横浜市では、保育者が自身の保育を見直す手立てとして「より良い保育のためのチェックリスト（参考資料2）」などを立入調査や巡回訪問等で配布している。この人権擁護のためのチェックシートは、もともとは全国保育士会が作成しているが、それに保育の中で起こり得る事例を盛り込み、園内研修やセルフチェックに役立てられるよう、レイアウト等も工夫してわかりやすい内容となっている。

他にも、保育・教育施設での事故防止や事故対応について職員間での共有を図り、安心・安全な環境を整えるツールとして、食事、睡眠、水遊び、散歩、災害対策などのポイントをまとめた資料「事故防止と事故対応 安全安心な教育・保育環境を整えるために」（参考資料3）を配布したり、全施設に対して「事故防止と事故対応」の冊子を送付したりしている。

### ○メールを利用した保育施設への迅速な通知

認可外保育施設への周知は、従来横浜市本庁から直接ではなく、区を経由して行っていたが、新型コロナウイルスに関する通知など、迅速に通知しなければならない内容が増えたことを受けて令和4年2月より、横浜市が各施設のメールアドレスを管理するようにし、郵送ではなくメールでの通知に変更した。その結果、園の運営に関する通知等を迅速に周知できるようになり、区の業務負担軽減につながった。

現在は横浜市からの通知をする用途がメインだが、今後は保育施設側からの書類提出もメールにってもらうなど、さらなる業務効率化を検討していこうと考えている。

■参考資料

図表 19 「巡回訪問つうしん 楽しい散歩のために編」(横浜市作成)

※<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html> に掲載

子どもの命を守る

## 楽しい散歩のために!

巡回訪問つうしん2号  
令和2年7月発行

散歩は子どもにとって身近な自然や地域社会に触れる活動です。安全に楽しい経験になるよう保育環境づくりをしましょう。

**役割分担、情報共有、連携をしましょう!**  
【散歩など園外保育での留意点】

- 常に子どもの人数や係場所を把握し、適宜人数確認を複数で行う
- 移動中も全員を把握できるように、誘導方法に配慮する
- 保育者の人数は、子どもの人数に対して余裕をもって配置する
- 職員間の役割分担、遊び方の共有
- 無理のない実施計画(時間・時期・場所・下見等)を立てて共有
- 保育者が運転者に向けて注意喚起をする(標や専用のピブスなど)

**事前に共通認識・情報共有を!**

- 散歩マップでルート、危険箇所を確認し、定期的に見直しをする
- 散歩マニュアルで役割分担の確認、個々の子どもの配慮事項を共有する
- 感染症発生、心臓病など緊急事態への対応を共有し、危機管理訓練を実施する
- 子どもへ交通安全教育・保護者へ散歩の留意点やリスクの説明をする
- ベビーカー、散歩用ヘルメットなどの安全点検(タイヤ、ブレーキ、ヘルメットなど)

**当日の確認事項**

- 人数と目的地、ルートを把握
- 公園の安全点検(遊具点検、遊具回りのごみ取り箱等、不審物、瓦烏、日射による高温になった遊具等)
- 人数確認(散歩前、散歩中、散歩後)を複数行う
- 健康状態などの把握、水分補給、帰園後は石鹸で手を洗う

**散歩における子どもの動きの特性**

1. 進退時、異年齢での活動時など嬉しくていつも以上に大きな動きになり、ケガにつながる可能性がある
2. 気合になるところや興味心のあるところに行くことがあり、飛び出し、行方不明につながる可能性がある
3. 異年齢に動物や不審物に近づいていくことがある
4. 急に進んだり、靴が割れたり、転ぶことがある
5. 先のとがった物、硬貨を掴んだり、虫・木の葉、小石等を持ち帰ることがある

以上のようなことを踏まえて散歩計画を立てましょう

**リスクを想定した訓練の実施をしましょう**

散歩は日常的な活動ですが、移動中、現地に到着してからなど、リスクを想定した訓練をしておきましょう

園を離れているので、困難な出来事の際は応援を必ず呼びましょう

1. 交通安全・地震(津波・川)
2. 園車乗り、行方不明
3. けがでの緊急対応、不審者対応

役割分担(対応、連絡、子どもの安全確保など)を決めて、実際に動いていることが大切です。園全体で繰り返しおこなうようにしましょう

**保護者と共有しておくこと**

- 公園マップを活用して利用している公園などを保護者に周知する
- 交通安全など、日ごろより保護者に周知してもらい
- 保育参加などで散歩での子どもの姿を知ってもらい

**すぐ使えるセットを持っていきましょう(参考)**

応急セット、連絡手段(携帯電話・無線機)、ビニール袋、タオル(汗を拭く、拭く、濡かせる等)飲み水、笛(異常を知らせる)、簡易袋(敷せき)、ティッシュペーパー、トイレシート、レジャーシート、保冷剤、おふいぎ、その他園内の状況に応じて必要なものを用意しましょう

こども青少年局 保育・教育課副課長  
連絡先 045-671-3564

子どもの命を守る

## 楽しい散歩のために! その2

巡回訪問つうしん3号  
令和2年7月発行

散歩は、子どもの活発な探索活動が豊かな感覚や感性を促していく大切な活動のひとつです。それぞれの園が、散歩先や近隣の道路状況の把握、目的地での安全の確認方法など、安全で楽しい散歩をするために多くの工夫をしています。『楽しい散歩のために! その2』では、その一例を紹介します。

**事前準備と出発前**

- ◆散歩マップを作成しています…公園情報を職員間で共有(0119・水道の有無)、AED 設置施設、危険箇所を記載、工事中の箇所はその程度位えています。
- ◆子どもの人数・体調を職員全員で共有してから出発します  
—子どもの状態にも留意(行事前、異年齢、登園時の様子など)
- ◆役割分担を確認(リーダー、全体を把握する係、保育士の立ち回り係等)、職員体制が崩れる時は速く中止、天候によっては、無理をせず中止することもあります。
- ◆散歩ルートに記載すると共に、園に就いている職員に声を掛けています。

**目的地**

- ◆安全点検は…到着後すぐに行います。(特に飲みかけのペットボトル・標準の飲み瓶・ガラス片・砂場等特に注意)
- ◆人数確認は…必ずダブルチェックを行い、数だけではなく一人ずつ遊んでいる様子も念めて確認しています。
- ◆水道のない公園に行くと、任意その場に備えて水を待機します。(洗浄用等)

☆出発前、子どもの撮合写真を撮影しています  
(万が一の時に子どもの顔が確認できます)  
☆集合場所がわかるように、目印となるもの(旗)を持参しています。  
☆他園と一緒に遊んだ時は、様子が違う色に変えたり、遊び場所を変えています。また声を掛け合い交流したり、不審物や危険な場所の情報も伝えます。

**多岐にわたる**

- ◆職員間の確認と声かけ、連携を大切にしています。交通安全、歩道の切れ目、曲がり角では一旦停止、自転車とすれ違う時や後ろから来た時は、職員同士声を掛け合い、止まって通り過ぎるのを待っています。
- ◆積断歩道によって信号機の設置が異なるので、短い場所では2列にて渡っています。
- ◆歩道を歩いていても障害物はいらない! 幅広込みの物、電柱、側溝にも気を配っています。
- ◆道路工事などで歩道→歩道中が変更される時は、園へ電話を入れています。

**一歩一歩の人と楽しく遊びましょう**

散歩の行き帰りで子どもの怪我や突発事故、知事などの自然災害等で保育者へすぐに提供しないことがあるかもしれません。そんな時は保育園に連絡を入れると共に、近隣のお店、交番に助けを求められると良いですね。緊急時に協力や援助を待たず、日ごろから地域の中で協力し合う仲間の見え関係づくりを心掛けて安心です。

**「さあ帰りますよ!」 「これ、もってかえり!」**

子どもたちが公園で見つけた石、木の葉、虫など帰る時にしっかり握り締めている事ありませんか? 手はつなげない、転んだら手を付けない、帰園後スポンのポケットにダンゴムシがいっぱい! なんてことも! そんな時、先生たちはどうしていますか?

おなかと一緒に写真に撮っています。「あとで帰るおの人に渡さようね」と言っています。(年長プログラムの見本)

お散歩バッグを持ってます! みんな自分で行うというのでそれそればっかりです! (年長プログラムの見本)

帰りは遊び疲れて子どもの集中力が落ちてしまいがち、おなかから少し…帰りの出発時には出かける前以上に配慮が必要ですね。人数確認はもとより、子どもの様子もしっかり確認しましょう。怪我はないですか? 忘れ物はないですか? 無事に園にいたら小さな怪我も報告を忘れずに!

「うちの園は散歩ノートにヒヤリングシートがあったら記入しています!」すぐに情報共有できてとても便利です!

こども青少年局 保育・教育課副課長  
連絡先 045-671-3564







## 2. 埼玉県さいたま市

### ■さいたま市の基本情報

図表 22 さいたま市の基本情報<sup>2</sup>

面積	217.43 km <sup>2</sup>
総人口	1,324,589 人
管内保育施設数	450
管内認可外保育施設数	292 (うち施設型 182、居宅訪問型 110)
認可外保育施設への立入調査実施率	89.6%

### ■認可外保育施設への立入調査について

#### ○立入調査を効果的に実施するための工夫

##### ●立入調査の実施体制/スケジュールリング

必要な体制を確保し、効率的なスケジュールを組むことで、全施設の立入調査ができるようにしている。認可外保育施設に関する業務は、4名の自治体職員（一般職員）と3名の巡回支援指導員（再任用職員）で行っており、立入調査に関しては、一般職員と巡回支援指導員がペアになり最大3チーム組成している。調査対象であるさいたま市全域を効率的に回るために、同一地区の場合は、一日に2か所回ることができるよう予定を組んでおり、最大1日6件の立入調査を実施できるようにしている。

##### ●立入調査に関する説明会や研修の実施

認可外保育施設の管轄部署に新しく異動になった職員や新規に任用された巡回支援指導員に対して、年度当初に、立入調査に係る新任説明会を実施したり、マニュアルを配布したりしている。また、立入調査に慣れるまでは経験者と新任者が一緒に立入調査に行き、実際に現地でのどのように立入調査を実施すればいいか丁寧に教える実地の研修も行うことで、立入調査の質を担保している。

##### ●立入調査後のフォローアップ

立入調査で指導をした施設には継続的に施設に出向き、フォローアップを実施している。具体的には立入調査で指導をした施設には後日改善報告書を提出してもらうこととし、改

<sup>2</sup> 基本情報

・面積：さいたま市 HP より（令和3年1月1日現在）  
・人口：さいたま市 HP より（令和3年1月1日現在）  
・保育施設数：保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）より、「保育所等数（保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）」を計上  
・認可外保育施設数/立ち入り調査の実施率：令和元年度認可外保育施設の現況とりまとめより（施設数は「届出対象施設」）

善が見られない場合や、資料が提出されない場合は、ひと月おきに一般職員と巡回支援指導員と一緒に継続的に現地を視察し、状況を確認・指導をしている。

また、改善報告書で改善が見られる場合、実際に改善されたかどうかの状況を確認するだけの時は、巡回支援指導員が実施している抜き打ちの午睡調査で施設を訪問する際に改善状況を確認している。

#### ●新規に設立された施設への新規施設確認

新規に設立された施設には立入調査時に指導にならないよう、開所後の新規施設確認時に、施設の確認を行うとともに、立入調査で指導となりやすい項目等について、丁寧に説明し、開所してからすぐに保育施設が改善をできるようにしている。新規に設立された施設には開所後半年後以降に立入調査を実施しているため、開所後から立入調査までの間にも事故等が起きないように予防する効果や、立入調査で指導項目が多くなるようにする効果がある。

### ○新型コロナウイルス影響下における工夫

#### ●立入調査の優先順位の考え方

原則として、毎年全施設の立入調査を実施する方針だが、新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が発出されている期間や、実施対象の保育施設で新型コロナウイルス感染症の陽性者が出ると立入調査を実施できない場合がある。

そのため、特に立入調査が必要な優先度を定め、優先度の高い施設から立入調査を実施することにより、より立入調査が必要な施設に関してはできるだけ全施設に調査をできるようにしている。立入調査を優先的に実施する施設は優先度が高い順から、新規に設立された施設、昨年度文書指導を行った施設、昨年度立入調査未実施の施設、昨年度口頭指導を行った施設である。

## ■巡回支援指導事業について

### ○巡回支援指導事業の実施状況

図表 23 さいたま市の巡回支援指導員採用状況(令和3年4月時点)

巡回支援指導員の人数	3名
採用形態	再任用職員
巡回支援指導員が保有する資格や経歴	認可保育園長経験者

さいたま市では、巡回支援指導員を3名配置しており、主に認可外保育施設の指導監督（立入調査）と運営支援（巡回訪問・助言）の両方を担当している。

具体的には、

- ・ 抜き打ちによる午睡立入調査の実施と必要に応じた指導・助言
- ・ 立入調査の実施、特に保育関連の調査項目の確認
- ・ 保育内容に関わる事項や事故防止、食事、衛生面等に関する事項の指導・助言
- ・ 認可外保育施設に関わる事務作業（立入調査の日程調整、無償化や補助金申請の書類・運営状況報告書等の保育施設からの提出書類の確認等）
- ・ 市に寄せられる保育内容に関する質問や相談に対する回答 等を実施している。

### ○巡回支援指導員配置によるメリット・効果

#### ●抜き打ちの午睡調査による事故防止や施設の状況確認

巡回支援指導員を配置することで、原則として全施設を対象に、立入調査とは別日に抜き打ちで午睡調査を実施することができている。各施設への訪問は巡回支援指導員2名で行っている。保育の経験がある巡回支援指導員が現地で直接指導したり、保育施設からの質問に回答したりすることによって事故防止を図っている。

また、午睡調査で巡回支援指導員が施設を訪問した際には、立入調査で指導した事項の改善状況を確認することもできる。新型コロナウイルス影響下で立入調査ができなかった施設にも午睡調査で別日に訪問することで、市として施設の概況を把握することができる。

#### ●一般職員の業務負荷軽減

立入調査の実施や午睡調査の実施を任せることに加え、事務作業なども巡回支援指導員に依頼することで一般職員の業務負荷が軽減できている。

立入調査では、一般職員と巡回支援指導員が同行し、保育に関する項目は巡回支援指導員に任せ、一般職員はその他の項目を確認する分担であるため、一人当たりの調査項目を半分程度にできている。

立入調査がない時期も、巡回支援指導員には、認可外保育施設に関わる事務作業（立入調

査の日程調整、無償化や補助金申請の書類・運営状況報告書等の保育施設からの提出書類の確認等)も依頼しており、一般職員の作業負担が大きく軽減されている。

また、市に寄せられる保育内容に関する問い合わせや相談に関しても巡回支援指導員から回答することで、一般職員の業務負担を軽減するとともに、専門的な知識や経験に基づく助言・回答ができています。

### ○巡回支援指導員配置の活用のポイント

認可保育園長経験者から巡回支援指導員を選任することで、一般職員に不足しがちな経験や知見を補い、保育施設に対して適切な判断・指導・助言ができるようになる。

また保育施設側にも巡回支援指導員が認可保育園長経験者であると伝えることで、保育施設からの信頼を得やすくなり、指導や助言を施設側に受け入れてもらいやすくなる。

## 3. 茨城県

### ■茨城県の基本情報

図表 24 茨城県の基本情報<sup>3</sup>

面積	6,097.39 km <sup>2</sup>
総人口	2,867,000 人
管内保育施設数	716
管内認可外保育施設数	325 (うち施設型 296、居宅訪問型 29) (ただし、県が所管しているのは 34)
認可外保育施設への立入調査実施率	68.2%

### ■認可外保育施設への立入調査について

#### ○立入調査を効果的に実施するための工夫

##### ●市町村への権限移譲による県内での業務平準化

県では基本的には 1 名の一般職員と 3 名の巡回支援指導員（会計年度任用職員等の非常勤職員）が認可外保育施設に関する業務を実施しているが、県で立入調査を実施するのにはリソースの限界があるため、積極的に市町村に権限移譲し、県内で立入調査の業務を平準化することで、できる限り毎年全施設への立入調査ができるようにしている。

##### ●権限移譲をした市町村へのサポート

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を 2 施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。また、県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うことによって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができている。

<sup>3</sup> 基本情報

・面積：全国都道府県市区町村別面積調（令和元年 10 月 1 日）より

・人口：国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日）より

・保育施設数：保育所等関連状況取りまとめ（令和 3 年 4 月 1 日）より、「保育所等数（保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）」を計上

・認可外保育施設数/立ち入り調査の実施率：令和元年度認可外保育施設の現況とりまとめより（施設数は「届出対象施設」）

## ○新型コロナウイルス影響下における工夫

### ●立入調査の優先順位の考え方

原則として、毎年県が所管する全施設の立入調査を行っている。但し、新型コロナウイルス影響下においては、ベビーホテル、新規に設立された施設、過去に文書指導をしていて認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付していない施設を優先して立入調査を実施している。なお、立入調査が実施できない場合においても書面監査を実施した上で、最低でも2年に1回は立入調査を実施するようスケジュールリングを組んでいる。

## ■巡回支援指導事業について

### ○巡回支援指導事業の実施状況

図表 25 茨城県の巡回支援指導員採用状況(令和3年4月時点)

巡回支援指導員の人数	3名
採用形態	会計年度任用職員
巡回支援指導員が保有する資格や経歴	認可保育園勤務経験者（認可保育園長経験者を除く保育士、看護師、栄養士などの有資格者）

茨城県では、巡回支援指導員を3名配置しており、主に認可外保育施設等の指導監督（立入調査）と運営支援（巡回訪問・助言）の両方を担当している。

具体的には、

- ・立入調査の実施、助言・指導
- ・市町村が実施する立入調査への助言、好事例・問題事例の共有
- ・午睡対応等の事故が発生しやすい場面における対応に関する助言・注意喚起
- ・特定の分野に限られない指導監督基準等の全般にわたる確認・助言を実施
- ・認可外保育施設に関わる事務作業全般 等を実施している。

### ○巡回支援指導員配置によるメリット・効果・活用のポイント

巡回支援指導員は主に県管轄の保育施設の立入調査と、市町村が実施する立入調査への同行を行う。

県管轄の立入調査は原則として、福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と巡回支援指導員2名の計4名で実施しており、立入調査に専門的な知識や経験を持つ巡回支援指導員が同行することで、一般職員には難しい専門的な視点の助言や指導を行うことができる。また、市町村の立入調査にも県の巡回支援指導員が同行することで、市町村職員への立入調査のやり方の助言や、保育施設への適切な指導・助言ができるようになる。

巡回支援指導員にはPC（WordやExcel）スキルがあるため、立入調査だけでなく、届出の受付や運営状況報告書のとりまとめ、相談の電話への対応などに加えて、調査結果の集計などを含めた認可外保育に関する業務全般を対応してもらっており、必須条件

ではないが、PC (Word や Excel) スキルがある方を選任することで一般職員の業務負担を軽減がすることができる。

## 4. 千葉県

### ■千葉県の基本情報

図表 26 千葉県の基本情報<sup>4</sup>

面積	5,157.57 km <sup>2</sup>
総人口	6,259,000 人
管内保育施設数	1,221
管内認可外保育施設数	597 (うち施設型 391、居宅訪問型 206)
認可外保育施設への立入調査実施率	39.9%

### ■認可外保育施設への立入調査について

#### ○立入調査を効果的に実施するための工夫

##### ●実施要領に立入調査の優先順位の考え方を規定

原則全施設に対して立入調査を実施することが望ましいことは理解した上で、体制面上どうしても全件調査が難しい実態があり、立入調査実施の優先順位の考え方を実施要領で定めている。立入調査の実施に係る事項については、実施要領において規定しているが、立入調査は年1回以上行うことを原則としつつも、実態を勘案し、当該実施要領において、通常の立入調査の特例として、指導監督基準を満たし、運営上問題となる事由が認められない施設については、2年に1回の頻度で立入調査を実施することとしている。一方で、全施設に対して書面による調査は実施することとし、新規に設立された施設、前年度までに指導を行った施設、利用者や職員から苦情が出ている施設について優先的に立入調査を行うこととする方針を取っている。

##### ●書面による調査

全施設に対して書面による調査を実施し、実施方法は県の実施要領で定め、調書の内容は別途定めるとしたうえで、毎年内容を見直ししている。

立入調査にあたっては、事前に調書を提出してもらうこととしており、書面による調査においても同一の調書を活用している。調書は県のHPよりダウンロードができるようにしている (<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/hoikusho/jouhou/ninkagai/todokede.html>)。

<sup>4</sup> 基本情報

・面積：全国都道府県市区町村別面積調（令和2年10月1日）より  
・人口：人口推計年報（令和元年10月1日）より  
・保育施設数：保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）より、「保育所等数（保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）」を計上  
・認可外保育施設数/立ち入り調査の実施率：令和元年度認可外保育施設の現況とりまとめより（施設数は「届出対象施設」）

### ●本庁の子育て支援課と健康福祉センター監査指導課とが連携

保育所等の通常の指導及び監査については健康福祉センター監査指導課が行うこととなっており、基本的には県内 5 か所にある健康福祉センター監査指導課においてが保育施設とやりとりし、立入調査を実施している。

文書指導などを繰り返し、改善が見られない場合は子育て支援課に報告があり、子育て支援課が過去の指導状況や苦情・事故の有無などを確認し、特別立入調査を実施するか判断をしている。

### ○新型コロナウイルス影響下における工夫

#### ●設備の確認

新型コロナウイルス影響下においては、現地での立入調査が実施できない場合があるが、認可外保育施設からの提出調書だけでは実態が判断できない項目がある。

特に新規に設立された施設に関しては、十分な設備があるかなどについて、調書のみで確認することは難しく、電話等での聞き取りの他に、施設内の写真を撮影して提出してもらうことで確認している。

### ■巡回支援指導事業について

#### ○巡回支援指導事業の実施状況

図表 27 千葉県の巡回支援指導員採用状況(令和 3 年 4 月時点)

巡回支援指導員の人数	13 名
採用形態	外部委託事業者
巡回支援指導員が保有する資格や経歴	保育士資格取得者や福祉系（保育）大学等の教員など 専門的知識及び技術を有する者

千葉県では、子育て支援課職員が巡回支援指導の対象施設を選定（約 80 施設）し、外部委託事業者が実際の巡回支援指導を実施したうえで、県に内容を報告している。令和 3 年度の巡回支援指導員は 13 名であり、認可外保育施設の運営支援（巡回訪問・助言）を担当している。

具体的には、

- ・事故防止ガイドライン、保育所保育指針、アレルギー対応ガイドラインに基づく助言又は指導
- ・施設が順守、留意すべき内容等に関すること、園外活動等における安全対策に関することへの助言 等を実施している。

## ○巡回支援指導員配置によるメリット・効果

### ●監査とは切り離れた“支援”の位置づけによる保育施設側の抵抗感の軽減

保育施設の監査業務とは一切切り離し、あくまでも保育施設に寄り添った"支援"と位置付けている。かつては、巡回支援指導を実施したい旨を保育施設に連絡すると、監査ではないかと警戒され断られることもあったが、監査とは切り離された"支援"であると丁寧に説明することで、施設側に受け入れてもらいやすくなり、事故防止や保育内容の改善等に向けた指導が浸透しやすくなるというメリットがある。巡回支援指導員は、主に安全面の指導・アドバイスを実施している。

また、認可外保育施設は他施設との連携や繋がりが少ない施設も多く、巡回支援指導は各保育施設が困っていることを相談できる場にもなっており、好評である。

具体的には、保育施設から「巡回支援指導員に施設の不安を聞いてもらってよかった」、「重大事故が発生しやすい場面、事故防止に対しての指導が参考になった」、「改善方法について具体的に事例をあげて教えていただけた」などという声をもらっている。

## ○巡回支援指導員配置の活用のポイント

### ●巡回支援指導後のアンケート

巡回支援指導実施後には保育施設にアンケートを実施し、巡回支援指導がどう役立っているかなどを確認することで、巡回支援指導事業の改善やアンケートに回答した保育施設のその後の指導に役立てることができる。

### ●外部事業者への委託

巡回支援指導事業を保育の専門知識を有する事業者へ委託することで、一般職員に不足しがちな経験や知見を補うとともに、人員リソースを大幅に拡充できている。県では保育所を有していないことから保育現場の職員が存在せず、巡回支援指導員を県が直接採用する場合は、採用や指導員育成に係る時間及び費用が必要となる。外部事業者への委託をすることによって、専門知識や経験を持つ方を複数名、短期間で活用できるようになっている。

また巡回支援指導の対象とする施設は、ベビーホテル（全施設に実施）、新規に設立された施設、前年度までに立入調査で指導を行った施設、巡回支援指導員から再度訪問を行いたいとの意見があった施設を優先的に選定している。

## 5. 佐賀県

### ■佐賀県の基本情報

図表 28 佐賀県の基本情報<sup>5</sup>

面積	2,440.67 km <sup>2</sup>
総人口	811,442 人
保育施設数	340
認可外保育施設数	104 (うち施設型 97、居宅訪問型 7) (ただし、県が所管しているのは 82)
認可外保育施設への立入調査実施率	99.0%*

\*認可外保育施設への立入調査実施率 99.0%：1 件のみ未実施

この 1 件については、4 月に廃園すること、巡回支援指導を 3 回実施していたことから立入調査は実施していない。

### ■認可外保育施設への立入調査について

#### ○立入調査を効果的に実施するための工夫

##### ●巡回支援指導との連携/スケジュールリング

、前年度立入調査の指摘項目等を参考に、施設ごとの指導項目を定めた上で、年度当初に巡回支援指導を実施して、年度の後半で立入調査を行うというスケジュールを組んでいる。指摘項目が多い施設に対しては、巡回支援指導を複数回実施して 1 年間をかけて改善をしてもらっている。具体的には凡そ以下の様なスケジュールである。6 月～8 月の 3 ヶ月かけてまず、巡回支援指導を一巡する。凡そ一日当たり 2～4 施設を周り、管内の全施設を訪問する。その後は必要に応じて、10 月～11 月に 2 回目、12 月～1 月に 3 回目の巡回支援指導を行ったあと、2 月以降に立入調査を実施している。

立入調査をする前に全施設に巡回支援指導を行い、問題がある施設に関しては複数回巡回支援指導を行うことで、立入調査時まで改善しなければならない事項が少なくなる状況をつくることができている。

##### ●立入調査後の書面による改善状況の確認

<sup>5</sup> 基本情報

- ・面積：全国都道府県市区町村別面積調（令和 3 年 10 月 1 日）より
- ・人口：国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日）より
- ・保育施設数：保育所等関連状況取りまとめ（令和 3 年 4 月 1 日）より、「保育所等数（保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）」を計上
- ・認可外保育施設数/立ち入り調査の実施率：令和元年度認可外保育施設の現況とりまとめより（施設数は「届出対象施設」）

立入調査で指摘があった項目について、保育施設から書面で回答を提出してもらうようにしている。指摘項目が書類の整備、施設の状況などに関する場合は、併せて証拠となる資料（書類のコピー）や写真（施設の状況がわかるもの）等を提出してもらうことで確認している。さらに情報が不足している場合は、電話で保育施設に対応内容の聞き取りを行うなど、改善状況を丁寧に確認している。

#### ●立入調査カードの活用

立入調査では、県独自で作成した立入調査カード（Excelの帳票）を使用している。立入調査カードは、国の指導監督基準に基づき指導項目が整理されており、立入調査後は速やかに評価結果を記入し、翌日中には他施設の立入調査に従事する監査担当職員や課内で供覧し、結果報告と情報共有を行っている。

### ○新型コロナウイルス影響下における工夫

#### ●立入調査の優先順位の考え方

原則として、毎年全施設の立入調査を行っている。但し、新型コロナウイルス影響下においては、新規に設立された施設、巡回支援指導を実施していない施設等を優先して立入調査を実施した。

#### ●保育施設以外の場所での指導

巡回支援指導は基本的に全施設対面で実施している。新型コロナウイルス影響下において、病院内の保育施設等、新型コロナウイルスへの対策に特に気を遣っている施設に対しては、希望に応じて近くの事務所など、指導会場を保育施設以外で行っている。

### ■巡回支援指導事業について

#### ○巡回支援指導事業の実施状況

図表 29 佐賀県の巡回支援指導員採用状況(令和3年4月時点)

巡回支援指導員の人数	1名
採用形態	会計年度任用職員
巡回支援指導員が保有する資格や経歴	元自治体職員であり、過去に保育所等への指導監督業務に5年間程度従事した経験がある

佐賀県では、巡回支援指導員を1名配置しており、運営支援（巡回訪問・助言）と認可外保育施設の指導監督（立入調査）の両方を担当している。

具体的には、

- ・巡回支援を実施するにあたって、過去の巡回支援指導や立入調査での指摘事項の確認
- ・巡回支援の日程調整、実施
- ・立入調査カードの改定
- ・立入調査の日程調整・実施
- ・巡回支援や立入調査後の改善状況の取りまとめ

等の業務を行っている。

また、巡回支援の際には、指摘事項に対する改善状況の確認・助言のほか、

- ・午睡、食事、水遊び等の場面における対応の確認・助言、様式の提示
- ・感染症対策（マスク、手洗い、消毒、換気等）に関する確認・助言
- ・研修の受講や園内研修の実施の呼びかけ
- ・防災計画や実施記録、保護者及び関係機関の緊急連絡先一覧、事故報告書、掲示する書類等の確認・助言、様式の提示
- ・無償化の確認申請に関する確認・助言

等、支援範囲は非常に多岐にわたっている。

## ○巡回支援指導員配置によるメリット・効果

### ●立入調査における改善指導件数の減少

立入調査における改善・指導件数は、令和元年度から巡回支援指導事業を開始したことに伴い、事業開始前の平成30年に比べて大幅に減少している。

**図表 30 佐賀県の認可外保育施設への立入調査における改善・指導事項件数の推移**  
(佐賀県子ども未来課作成:令和4年2月時点)

立入調査 実施年度 (年度末実施)	いわゆる認可外保育施設				事業所内保育施設				合 計			
	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)
平成30年度	35	153	4.37	100.0	46	148	3.22	100.0	81	301	3.72	100.0
令和元年度	39	123	3.15	72.1	49	85	1.73	53.9	88	208	2.36	63.6
令和2年度	38	82	2.16	49.4	44	70	1.59	49.4	82	152	1.85	49.9

### ●保育施設に寄り添った具体的な指導・助言

巡回支援指導員は、過去に認可外保育施設の指導監査等に従事していた経験を有しており、各施設との信頼関係が構築できている。そのため、年数を重ねるにつれて、指導を受ける施設とのコミュニケーションが円滑に進むようになっている。

施設への指導に当たっては、施設ごとの基本情報、前回立入調査の改善指導事項の改善状況報告及び施設運営のその他の確認事項等を記載した指導票を用いて確認・助言等を行っている。立入調査の指導だけでは「どのように改善して良いかわからなかった」という保育施設もあったが、巡回支援指導で複数回訪問する中で、具体的な指導を丁寧に実施することにより多くの施設で状況が改善された。

特に書類関係の不備がある施設に対しては、書類不備を指摘するだけでなく、それぞれの様式を提示して参考にしてもらっている。具体的には、健康診断の診断書が概括的な内容しか書かれていないような場合に、より詳細な診断項目を記入できる様式を渡すことで、保育施設が新たに自分達で様式を作成する手間を軽減しつつ、改善ができるようにしている。

#### ●効率的な指導の実施

県内の保育施設の現状に即した指導ができるよう、毎年前年度の立入調査の改善・指導事項を集計・分析し、新年度の巡回支援指導での重要指導事項を定めている。

#### ●指導監督基準にはない運営面でのサポート

令和元年度には全施設を訪問し、保育無償化に対する対応状況を確認した。その時点でほとんどの施設が問題なく対応していたが、その後も新規に設立された施設などに対しては、巡回支援指導や立入調査時に口頭で書類整備等について困っていることはないか確認している。

### ○巡回支援指導員を配置する際のポイント

#### ●巡回支援指導員の確保

認可外保育施設の立入調査や保育所等指導監査の経験者から選任することで、一般職員に不足しがちな経験や知見を補っている。

また、巡回支援指導実施要領、認可外関係例規集、各種ガイドライン、施設で使用する帳票様式集等のマニュアルを整備することで、巡回支援指導員が入れ替わっても業務が円滑に実施できるように準備をしている。

## **第4章**

# **Q&A 集の作成に資する 情報の整理**

## 1. Q&A 集の作成に資する情報の整理

### 1-1 Q&A 集作成に資する情報の整理の目的

地方自治体においては、認可外保育施設に対する指導監督基準、及び指導監督指針をもとに認可外保育施設への指導を実施している。しかしながら、実際の保育の現場では多種多様な課題や問題が発生する可能性があり、指導を行う自治体職員が、監督基準及び指針の解釈や適用に迷ってしまうケースも多いと考えられる。実際に前章で記載したアンケートでは、「認可外保育施設に対する立入調査や指導等を実施する際に、記載の解釈に迷ったことはありますか。」という問いに対して、「認可外保育施設の指導監督の指針」では「ある」が23.4%、「認可外保育施設指導監督基準」では「ある」が40.4%となっている。

このような課題を受けて、今後、厚生労働省において、地方自治体がその判断に迷うケースを軽減するために指導監督基準及び指針に係る Q&A 集の検討を行う際に参考となるよう、情報の整理を行った。

### 1-2 Q&A 集の作成に資する情報の整理のプロセスと成果物

情報の整理に当たっては、自治体アンケート結果に基づいた、判断に悩むポイントの抽出を行ったところであり、以下の図表及び前項図表7、10のとおり、情報を整理した。

#### (1) 自治体アンケート結果に基づいた、判断に悩むポイントの抽出

前項にて記載した自治体アンケートの結果を以下に再掲する。まず、「認可外保育施設の指導監督の指針」については、特に自治体が判断に迷いやすいポイントは「第1 総則」内の「2 この指針の対象となる施設」、「4 認可外保育施設の把握」、また、「第2 通常の指導監督」内の「3 立入調査 (1) 立入調査の対象」などであることが分かる。

(再掲)図表 31 「認可外保育施設の指導監督の指針」にて解釈に迷う項目(複数回答・n=61)

#	章		節	項	実数	割合		
1	第1	総則	1	この指針の目的及び趣旨	3	4.9%		
2			2	この指針の対象となる施設	27	44.3%		
3			3	指導監督の事項及び方法	6	9.8%		
4			4	認可外保育施設の把握	33	54.1%		
5	第2	通常の指導監督	1	通則	1	1.6%		
6			2	報告徴収	(1)	運営状況報告の対象	8	13.1%
7					(2)	運営状況報告がない場合の取扱い	8	13.1%
8					(3)	特別の報告徴収の対象	1	1.6%
9			3	立入調査	(1)	立入調査の対象	19	31.1%
10					(2)	立入調査の手順	5	8.2%
11	第3	問題を有すると認められる場合の指導監督	1	通則	0	0.0%		
12			2	改善指導	(1)	改善指導の対象	1	1.6%
13					(2)	改善指導の手順	4	6.6%
14			3	改善勧告	(1)	改善勧告の対象	6	9.8%
15					(2)	改善勧告の手順	3	4.9%
16					(3)	利用者に対する周知及び公表	2	3.3%
17	第4	事業停止命令又は施設閉鎖の対象	(1)	事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象	2	3.3%		
18			(2)	事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順	0	0.0%		
19			(3)	公表	1	1.6%		
20	第5	緊急時の対応	(1)	緊急時の手順	0	0.0%		
21			(2)	緊急時の改善勧告	1	1.6%		
22			(3)	緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令	0	0.0%		
23	第6	情報提供			2	3.3%		
24	第7	雑則			1	1.6%		

続いて、「認可外保育施設指導監督基準」については、「第1 保育に従事する者の数及び資格」内の「(1) 保育に従事する者の数」、「第7 健康管理・安全確保」内の「(3) 児童の健康診断」などが特に解釈に悩むポイントであることが分かった。

#	章	節	項	実数	割合	
1	第1	保育に従事する者の数及び資格	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の	(1) 保育に従事する者の数	48	45.7%
2				(2) 有資格者の人数	30	28.6%
3			2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育することができる乳幼児の数	17	16.2%
4				(2) 保育に従事する者	13	12.4%
5			3 保育士の名称について		1	1.0%
6			4 国家戦略特別区域限定保育士		2	1.9%
7	第2	保育室等の構造、設備及び面積	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	18	17.1%	
8			2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	14	13.3%	
9			3 共通事項	22	21.0%	
10	第3	非常災害に対する措置	1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	12	11.4%
11				(2) 非常災害に対する具体的計画、定期的訓練の実施	11	10.5%
12			2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設	4	3.8%	
13	第4	保育室を2階以上に設ける場合の条件		26	24.8%	
14	第5	保育内容	(1) 保育の内容	28	26.7%	
15			(2) 保育従事者の保育姿勢等	11	10.5%	
16			(3) 保護者との連絡等	4	3.8%	
17	第6	給食	(1) 衛生管理の状況	18	17.1%	
18			(2) 食事内容等の状況	14	13.3%	
19	第7	健康管理・安全確保	(1) 児童の健康状態の観察	1	1.0%	
20			(2) 児童の発育チェック	8	7.6%	
21			(3) 児童の健康診断	47	44.8%	
22			(4) 職員の健康診断	31	29.5%	
23			(5) 医薬品等の整備	7	6.7%	
24			(6) 感染症への対応	4	3.8%	
25			(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	21	20.0%	
26			(8) 安全確保	25	23.8%	
27	第8	利用者への情報提供		27	25.7%	
28	第9	備える帳簿等		16	15.2%	

# 第5章 総括

## 総括

本調査研究では、地方自治体における認可外保育施設への指導の質の向上を目的として、地方自治体向けのアンケート調査により、実態を把握した上で、実際に指導を行う地方自治体の職員向けの事例集の作成と Q&A 集の作成に資する情報の整理を行った。

認可外保育施設への指導監督は地方自治体の重要な業務の一つであることは言うまでもないが、実際に自治体の職員が業務を行う上での重要な参考資料である、「認可外保育施設の指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」においては、その解釈に迷ってしまうことも多いことが示唆された。また、アンケートからは認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施をしている自治体が現状では非常に少数であることも分かった。

このような現状の改善に向けて、事例集を作成するとともに、Q&A 集の作成に資する情報の整理を行った。事例集においては、全国の自治体の参考になると考えられる先進的な自治体へのヒアリングにより、認可外保育施設への立入調査の工夫巡回支援指導員の活用等の項目について取りまとめを行った。

この事例集が認可外保育施設への指導を行う地方自治体職員の業務の一助となれば幸いである。また、今後、本調査研究の結果を参考に、厚生労働省において、Q&A 集の作成など、認可外保育施設の質の向上のに向けた更なる施策が講じられることを期待したい。

最後に、この場を借りて、アンケート調査にご協力を頂いた地方自治体、またヒアリングにご協力を頂いた地方自治体の皆様に感謝申し上げたい。

## 参考資料①

### 自治体向けアンケート調査単純集計

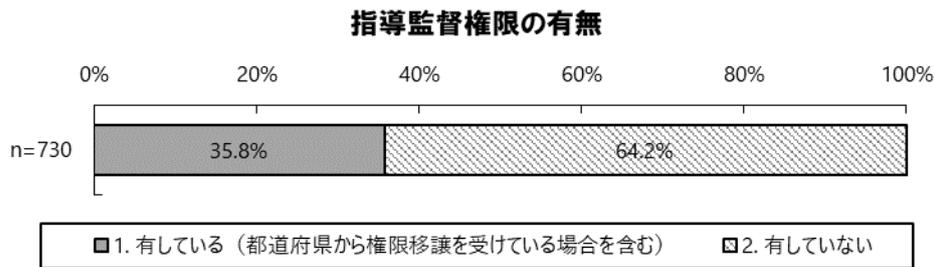
質問 1. 貴自治体の都道府県名をご記入ください。

都道府県名	実数	自治体数	回答率
北海道	72	186	38.7%
青森県	3	41	7.3%
岩手県	19	34	55.9%
宮城県	22	36	61.1%
秋田県	10	26	38.5%
山形県	4	36	11.1%
福島県	17	60	28.3%
茨城県	25	45	55.6%
栃木県	24	26	92.3%
群馬県	3	36	8.3%
埼玉県	37	64	57.8%
千葉県	3	55	5.5%
東京都	47	63	74.6%
神奈川県	18	34	52.9%
新潟県	19	31	61.3%
富山県	10	16	62.5%
石川県	3	20	15.0%
福井県	10	18	55.6%
山梨県	19	28	67.9%
長野県	24	78	30.8%
岐阜県	1	43	2.3%
静岡県	17	36	47.2%
愛知県	41	55	74.5%
三重県	1	30	3.3%
滋賀県	4	20	20.0%
京都府	1	27	3.7%
大阪府	36	44	81.8%
兵庫県	11	42	26.2%
奈良県	12	40	30.0%
和歌山県	9	31	29.0%
鳥取県	9	20	45.0%
島根県	2	20	10.0%
岡山県	5	28	17.9%

広島県	13	24	54.2%
山口県	11	20	55.0%
徳島県	1	25	4.0%
香川県	7	18	38.9%
愛媛県	16	21	76.2%
高知県	2	35	5.7%
福岡県	37	61	60.7%
佐賀県	14	21	66.7%
長崎県	12	22	54.5%
熊本県	24	46	52.2%
大分県	12	19	63.2%
宮崎県	27	27	100.0%
鹿児島県	1	44	2.3%
沖縄県	15	42	35.7%
全体	730	1794	40.7%

(2) 貴自治体は、児童福祉法上の認可外保育施設の指導監督権限を有していますか。

	実数	割合
1. 有している（都道府県から権限移譲を受けている場合を含む）	261	35.8%
2. 有していない	469	64.2%
計	730	100%



(3) 質問 1(2)にて「1. 有している（都道府県から権限移譲を受けている場合を含む）」と回答された方にお伺いします。貴自治体の中で認可外保育施設の指導監督に従事されている職員のおおよその人数をお答えください。

N=266

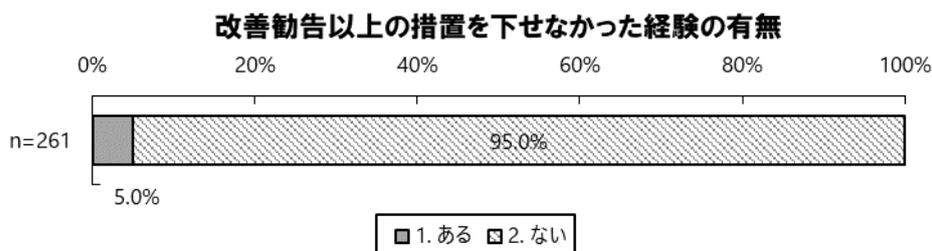
平均値	5.2
中央値	3
最大値	45
最小値	0

**質問2 認可外保育施設の指導監督の状況についてお伺いします。ご回答者の経験された範囲や主観でお答えいただいてもかまいません。**

(1) 認可外保育施設の指導監督において、指導監督基準等に適合しない施設に対して改善勧告以上の措置（改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令）を下すことに躊躇した結果、実施できなかった経験はありますか。

N=261

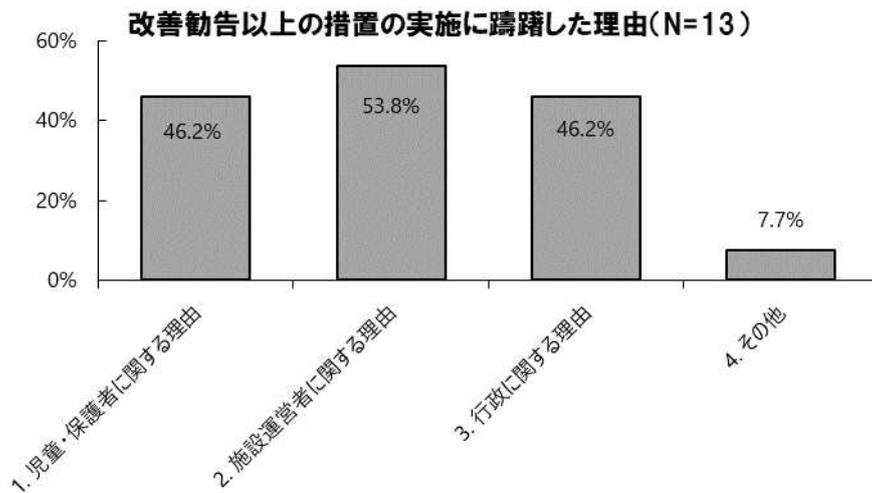
	実数	割合
1. ある	13	5.0%
2. ない	248	95.0%
計	261	100%



(3) 質問 2(1)で「1. ある」と回答した方にお伺いします。改善勧告以上の措置の実施に躊躇した理由として当てはまるものにすべて「○」をつけてください。（複数回答）

N=13

	実数	割合
1. 児童・保護者に関する理由	6	46.2%
2. 施設運営者に関する理由	7	53.8%
3. 行政に関する理由	6	46.2%
4. その他	1	7.7%

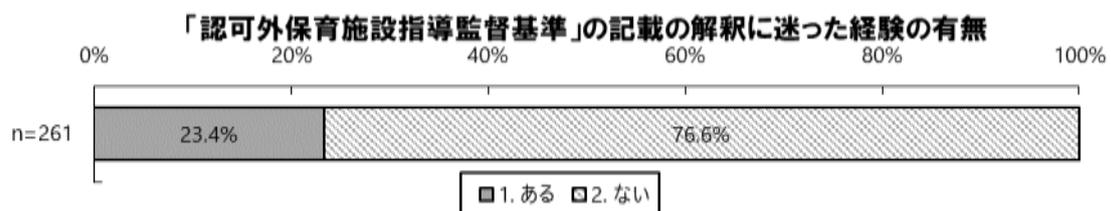


**質問3 「認可外保育施設の指導監督の指針」の運用についてお伺いします。お手元に「認可外保育施設の指導監督の指針」をご準備の上、ご回答ください。**

(1) 認可外保育施設に対する立入調査や指導等を実施する際に、「認可外保育施設の指導監督の指針」の記載の解釈に迷ったことはありますか。

N=261

	実数	割合
1. ある	61	23.4%
2. ない	200	76.6%
計	261	100%



(2) 質問 3(1)で「1. ある」を選択した方にお伺いします。認可外保育施設に対する立入調査や指導を実施する際に、「認可外保育施設の指導監督の指針」内の項目の中で、解釈に迷うことがあった項目をすべてお答えください。(複数回答)

N=61

#	章		節		項	実数	割合	
1	第1	総則	1	この指針の目的及び趣旨		3	4.9%	
2			2	この指針の対象となる施設		27	44.3%	
3			3	指導監督の事項及び方法		6	9.8%	
4			4	認可外保育施設の把握		33	54.1%	
5	第2	通常の指導監督	1	通則		1	1.6%	
6			2	報告徴収	(1)	運営状況報告の対象	8	13.1%
7					(2)	運営状況報告がない場合の取扱い	8	13.1%
8					(3)	特別の報告徴収の対象	1	1.6%
9			3	立入調査	(1)	立入調査の対象	19	31.1%
10					(2)	立入調査の手順	5	8.2%
11	第3	問題を有すると認められる場合の指導監督	1	通則		0	0.0%	
12			2	改善指導	(1)	改善指導の対象	1	1.6%
13					(2)	改善指導の手順	4	6.6%
14			3	改善勧告	(1)	改善勧告の対象	6	9.8%
15					(2)	改善勧告の手順	3	4.9%
16					(3)	利用者に対する周知及び公表	2	3.3%
17	第4	事業停止命令又は施設閉鎖の対象	(1)	事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象	2	3.3%		
18			(2)	事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順	0	0.0%		
19			(3)	公表	1	1.6%		
20	第5	緊急時の対応	(1)	緊急時の手順	0	0.0%		
21			(2)	緊急時の改善勧告	1	1.6%		
22			(3)	緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令	0	0.0%		
23	第6	情報提供				2	3.3%	
24	第7	雑則				1	1.6%	

質問 3(2)でご回答された各項目について、解釈に迷ったケースの内容や迷った観点について具体的にご記入ください。(自由記述)

第1 総則	<p>1 この指針の目的及び趣旨</p> <p>認可外保育施設指導監督基準は「通知」で示されているが、児童福祉施設や家庭的保育事業のように厚生労働省告示等で法定化しない背景。</p> <p>指針の別添については「認可外保育施設指導監督基準」の名称としているが、この別添「認可外保育施設指導監督基準」の内容を鑑みると、「認可外保育施設に関する設備及び運営に関する基準」を定めていると考えられる。そのため、本来の意味の指導監督基準としては、例えば指針の第1の4(3)届出懈怠施設への措置のように、届出や報告徴収などを含めた広い意味として用いられる方がよいのではないか。</p>
第1 総則	<p>2 この指針の対象となる施設</p> <p>教育を目的とする施設以外の場合、乳幼児が保育されている実態の判断が困難な場合がある(森のようちえん、レンタルスペースを借りてイベント時のみ子どもを預かる等)。</p> <p>「法第59条の2により届出が義務付けられている施設に限られるものではない」とされており、親族間での預かり合いなども指針の対象となる。しかしながら、建物の構造や有資格者の配置など、適用するのは現実的でない基準があることから、届出の対象外であるものに対してどこまで対象とするかの判断が難しい。</p> <p>業務の目的として法第6条の3第9項などが定められている一方で、塾や習い事の理由で子どもを預かるケースに対する指導は対象外ということでよいか。</p> <p>(留意事項2)の教育を目的とする施設の「1日4時間以上、週5日、年間39週以上」の解釈は、3つ全てを満たすものが対象となるか、いずれか1つでも満たすものが対象となるか。</p> <p>(留意事項2)幼児教育を目的とする施設の取り扱いの「1日4時間以上～」を開設時間とみなして保育施設に該当するか判断しているが適当か。</p> <p>幼稚園に併設している認可外保育施設については、幼稚園教育要領に基づき運営されており、ほとんどが認可外保育施設の評価基準に適合しないため。</p>
第1 総則	<p>3 指導監督の事項及び方法</p> <p>・(1)で、指導監督は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」に基づき効果的・効率的に行うこととされているが、認可外保育施設監督基準よりも詳細な内容が規定されている部分などがある。そのため、事業者は認可外保育施設監督基準だけでなく、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の基準も満たす必要があるか。</p>
第1 総則	<p>4 認可外保育施設の把握</p> <p>(留意事項9)①「・利用定員」が児童福祉法施行規則第43条の3第4号では「入所定員」となっており、どちらの表現を使用すべきか。</p> <p>届出対象外施設について、どのように把握し、どのような基準で指導監督を行うのか。</p> <p>(留意事項8)の「半年を限度として臨時に設置される施設」について、例えば、会社のイベント等で年に数日間しか開園しないが、それが毎年行われている場合には、該当するか。</p> <p>(留意事項9)の届出事項のうち、設置者が過去に事業停止命令等を受けたか否かを記載するが、このときの設置者の考え方。</p> <p>同じく、過去に事業停止命令等を受けた設置者の考え方について、過去に処分を受けた設置者が会社の一部門であった場合、今回の設置者が会社の本社や別部門としてなされるものについても対象となるか。また、過去に処分を受けた設置者が法人であったとして、その法人の代表者個人が今回の設置者となる場合も対象となるか。</p> <p>法第62条の4に過料の規定があるが、事業開始や変更後の1か月以内の届出期限をどの程度過ぎた場合に過料を求めるかの運用。</p> <p>(留意事項8)届出の対象外施設に対する指導監督の内容とは(留意事項9)居宅と5人以下施設で届出が必要とされている研修の受講状況とは基準の第1の2(2)で定める研修のみとして適当か。</p> <p>届出対象外の施設等の把握、指導監査の実施</p>

第2 通常の指導監督 1 通則	「法に基づき厳正に対処」とあるが、具体的に何法の何条を想定しているか。もし法第59条第3項～第6項が該当する場合、「児童の福祉のため必要」というのはどういう状況と考えればよいか。
第2 通常の指導監督 2 報告徴収 (1)運営状況報告の対象	<p>①(留意事項14)①ア「・利用定員」が児童福祉法施行規則第43条の3第4号では「入所定員」となっており、どちらの表現を使用すべきか。</p> <p>②長期滞在時の報告は法第6条の3第11項に定める事業においては対象となるのかどうか。</p> <p>(留意事項14)①の報告年月日の前日における「保育している」乳幼児の人数は利用人数か在籍人数か、「保育に従事している」職員数は出勤数か在籍数か。</p> <p>「全ての認可外保育施設」とされており、(留意事項8)のように「届出対象施設」の用語が用いられていないことから、届出の対象外である施設に対しても運営状況報告の対象とすべきか。もし届出の対象外である施設に運営状況の報告を求めるとした場合、法第59条の2の5よりも上乗せした対象ということになるか。</p> <p>事故、食中毒、長期滞在玩児の報告については、法第59条の2の5の規定に基づくという位置づけになるか。それとも、定期的に生じる事例ではないということで、法第59条第1項の規定が根拠となるか。</p> <p>「廃止」の届出については、法第59条の2第2項に規定がある。例えば、法第59条の2第1項で届出された施設が、預かる対象児童を変更して届出対象外の施設に変更する場合も「廃止」の届出をすることになり、一般的なイメージの「事業を完全に廃止する」という意味合いと異なる事態が想定される。</p> <p>(留意事項13)の変更の届出事項について、設置者が法人である場合の「代表者のみの変更」が届出の対象になるか。また、「建物その他の設備の規模及び構造」について、具体的にどのような内容が届出の対象になるか。</p>
第2 通常の指導監督 2 報告徴収 (2)運営状況報告がない場合の取扱い	<p>運営状況報告がなく、文書による督促をしても提出されない場合は、どのように対応すればよいか。</p> <p>法第59条第1項の規定による報告をしなかった場合などは法第62条第7号の適用で罰金の対象となる一方で、法第59条の2の5の規定による運営状況の報告がされない場合の罰則がないこと</p>
第2 通常の指導監督 2 報告徴収 (3)特別の報告徴収の対象	「特別の報告」の位置づけについて、通常と「特別」を分ける理由と、あえて区別する必要があるか(通常の報告も特別の報告も法第59条第1項に基づくものか)
第2 通常の指導監督 3 立入調査 (1)立入調査の対象	<p>(留意事項16)でベビーホテルとして扱われる「一時預かり」の定義(法第6条の3第7項の一時預かり事業とは別であるとするが、用語が類似しているため、違いが分かりにくい)</p> <p>(1)①届出対象外施設の立入調査は基準に準じた内容でよいか</p> <p>指導監督基準を満たした施設について、次年度に項目を絞って実施したり、立入調査を隔年としたりする場合、証明書交付継続の取扱いになるため、公平性にかける可能性がある。</p>
第2 通常の指導監督 3 立入調査 (2)立入調査の手順	<p>(留意事項18)の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」について、この法律の対象とする行政機関は第2条で定められており、地方公共団体は対象外ではないか。そのため、本市から国・県などに情報提供ができる明確な法令根拠がないこと。</p> <p>企業主導型保育事業に関して、公益財団法人児童育成協会との連携も必要になる可能性があるが、地方自治体から公益財団法人児童育成協会に対して情報提供できる明確な法令根拠がないこと。</p> <p>関係部局との連携に関し、例えば、「認可外の指導監督の職員配置上は休憩時間無しで勤務している」という申し立てがあれば認可外保育施設としては基準を満たすが、労働基準法には違反するというように、法令をまたぐ場合の対応方法。</p> <p>⑤新規施設への速やかな立入調査については、半年間の運営実績の経過後としているが証明書交付の観点から適当か。(巡回指導は開所後2週間以内に実施している)</p> <p>(留意事項19)について、「著しく」とは具体的にどの程度なのか。</p>

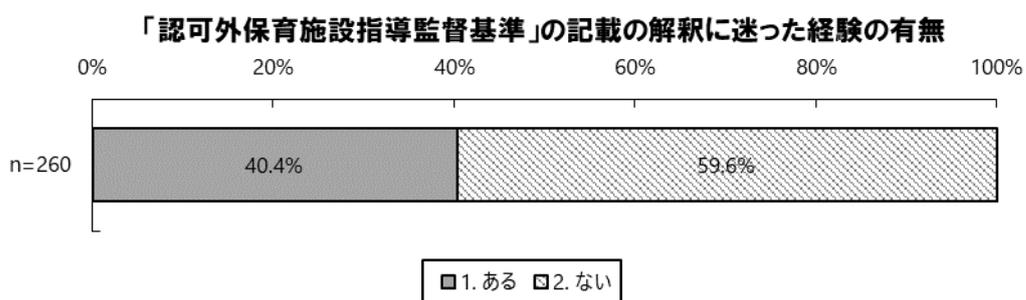
<p>第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 1 改善指導 (2)改善指導の手順</p> <p>「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」における、毎月実施が必要な事項（避難訓練や検便）に一部不足がある場合の判定Bについてはどのように確認すればよいのか。また、避難訓練等の一部不足により証明書が返還となるが、施設側から証明書の再交付の希望があった場合に、どの程度の改善が改善したと認めら証明書を交付してよいのか。</p> <p>改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善の計画を求めることとされているが、実際に計画を求めても改善につながらないため、指導が困難である。</p>
<p>第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 2 改善勧告 (1)改善勧告の対象</p> <p>指針第3(1)に「改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず(略)」とあるが、繰り返しの回数はどれくらいなのか。</p> <p>「繰り返し指導を行っている」とは、何回以上指導を行った場合なのか。基準の項目によって変わると思うが、目安や事例等があればお教えいただきたい。</p> <p>「改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず、改善の見通しがいい場合」について、指導対象の項目により、緊急・重大性に差が生じる(※)と考えられるところであり、実際に勧告までに至った具体事例(指導した項目や度合い、不適切な状態が継続した経過)が共有されると、比較検討に際して有益であると感じる。</p> <p>(※)「緊急・重大性に差が生じる」とは、たとえば、複数年にわたり保育従事者の配置基準に不足が確認される事例と、同じく複数年にわたり職員又は園児の健康診断に受診漏れが確認される事案について、一律に勧告措置に進めるには躊躇してしまう。</p> <p>他自治体の場合、どの程度改善指導を繰り返してから改善勧告に移るのか具体例が知りたい。</p>
<p>第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 2 改善勧告 (2)改善勧告の手順</p> <p>改善勧告を行う場合の関係機関との調整において、近隣児童福祉施設等に伝えるということは、その児童福祉施設が私立の場合、事実上の公表にあたる可能性があり、改善勧告を出す段階でこの調整ができるか(法第59条第4項では、改善勧告に従わなかったという事実があった後に公表ができると考えられる)。</p>
<p>第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 2 改善勧告 (3)利用者に対する周知及び公表</p> <p>自治体では認可外保育施設の利用者の情報を把握していないため、通知に記載されている「福祉の措置等」は実質的に困難である。</p>
<p>第4 事業停止命令又は施設閉鎖の対象 (1)事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象</p> <p>指針第4(1)の各命令の要件①の「児童福祉に著しく有害であると認められるとき」の「著しく」の程度はどの程度か。要件③の「当該違反」とはどの違反のことか。</p> <p>児童福祉審議会について、市で設置していない場合、どこに意見を聴けばいいのか。</p>
<p>第6 情報提供</p> <p>留意事項33②情報提供の項目及び方法において、公表事項に「保育従事者数」の項目があるが、「平成14年7月12日雇保発第0712001号『認可外保育施設に対する届け出制の導入について』」においては、「職員配置数」は情報提供に適さないとされていること。</p> <p>また、情報提供にあたっては事実確認のうえで行うことが原則とされているが、保育従事者数のように流動的な情報であっても、更新の都度事実確認を行う必要があるのか。</p>
<p>第7 雑則</p> <p>都道府県等における記録の整備の規定はあるが、認可外保育施設側の記録の整備や保管の義務が定められていないこと。</p>

**質問4「認可外保育施設指導監督基準」の運用についてお伺いします。**

(1) 認可外保育施設に対する立入調査や指導等を実施する際に、「認可外保育施設指導監督基準」の記載の解釈に迷ったことはありますか。

N=260

	実数	割合
1. ある	105	40.4%
2. ない	155	59.6%
計	260	100%



(2) 認可外保育施設に対する立入調査や指導を実施する際に、「認可外保育施設指導監督基準」内の項目の中で、判断に迷うことがあった項目をすべてお答えください。(複数回答)

N=105

#	章	節	項	実数	割合	
1	第1	保育に従事する者の数及び資格	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の	(1) 保育に従事する者の数	48	45.7%
2				(2) 有資格者の人数	30	28.6%
3			2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育することができる乳幼児の数	17	16.2%
4				(2) 保育に従事する者	13	12.4%
5			3 保育士の名称について		1	1.0%
6			4 国家戦略特別区域限定保育士		2	1.9%
7	第2	保育室等の構造、設備及び面積	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設		18	17.1%
8			2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設		14	13.3%
9			3 共通事項		22	21.0%
10	第3	非常災害に対する措置	1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	12	11.4%
11				(2) 非常災害に対する具体的計画、定期的訓練の実施	11	10.5%
12			2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設		4	3.8%
13	第4	保育室を2階以上に設ける場合の条件			26	24.8%
14	第5	保育内容	(1) 保育の内容		28	26.7%
15			(2) 保育従事者の保育姿勢等		11	10.5%
16			(3) 保護者との連絡等		4	3.8%
17	第6	給食	(1) 衛生管理の状況		18	17.1%
18			(2) 食事内容等の状況		14	13.3%
19	第7	健康管理・安全確保	(1) 児童の健康状態の観察		1	1.0%
20			(2) 児童の発育チェック		8	7.6%
21			(3) 児童の健康診断		47	44.8%
22			(4) 職員の健康診断		31	29.5%
23			(5) 医薬品等の整備		7	6.7%
24			(6) 感染症への対応		4	3.8%
25			(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意		21	20.0%
26			(8) 安全確保		25	23.8%
27	第8	利用者への情報提供			27	25.7%
28	第9	備える帳簿等			16	15.2%

質問 4(2)でご回答された各項目について、解釈に迷ったケースの内容や迷った観点について具体的にご記入ください。(自由記述)

<p>第1 保育に従事する者の数及び資格 1 日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 (1)保育に従事する者の数</p>
<p>「主たる開所時間(施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間)については、(略)。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。」について、主たる開所時間が8時～18時(計10時間)の施設の18時～19時(主たる開所時間外)の時間帯は、11時間を超えない時間帯のため、現に保育されている児童が1人でも、保育従事者2人を配置しなければならないのか。</p>
<p>「6人以上19人以下の施設」において、「保育従事者が1人となる時間帯を最小限とする」があるが、月に数回、朝の時間帯に複数幼児(2～3人)が登園しているにもかかわらず当該時間帯に保育従事者が1人しか配置されていない状況は、基準違反となるのかどうか。また、「他の職員を配置する」とは、どのような職員が該当するのか。保育に従事しない事務員も該当するのか。</p>
<p>「1日に保育する乳幼児の数」が6人以上か5人以下かで分かれているが、これは1日に保育する乳幼児の「実数」と解釈してよいか。「実数」とすると、定員が5人以下の施設でも6人以上預かる場合、反対に定員が6人以上でも1日では5人以下に留まるなど、預かる乳幼児の実数によって毎日基準が変化する可能性があると考えられる。また、「1日に保育する乳幼児の数」は届出事項ではないことから、随時状況を把握することが難しい。</p>
<p>乳幼児の数の「概ね」の許容範囲がどこまでか</p>
<p>保育従事者数は、「乳児」「1・2歳児」「3歳児」「4歳以上児」のそれぞれの区分ごとに保育従事者を配置する必要があるか、それとも、各区分を合計して必要となる保育従事者がいればよいか</p>
<p>保育従事者数は、労働基準法の休憩時間中の職員は除くか。</p>
<p>「主たる開所時間である11時間」の考え方について。</p>
<p>また書き以下の「常時2人以上配置を適用しないことができる」規定について、「必要最小限」の時間帯等の判断基準が明瞭ではないため(例えば、食事や睡眠、水遊び以外の室内保育時間帯であれば、従事者が半日1人であっても指導の対象外としてよいのか)、適用有無について自治体間で差が生じるように思う。</p>
<p>複数配置の適用外の取り扱い「複数の乳児を保育する時間帯を除き」とあるが「複数の乳児」の場合も複数配置の適用外なのか・主たる開所時間である11時間を夜間に設定している場合においても適用外の取り扱いは適当か</p>
<p>一日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設において、「複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる」とあるが、裁量が大きく明確に判断することが困難である。本市で安全と判断できない場合でも、他市等では適合と判断している例もあり、複数運営している施設側から「他都市では適合としているのに、熊本市は厳しすぎる」等の声が上がりが、トラブルの原因となっている。</p>
<p>第1 保育に従事する者の数及び資格 1 日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 (2)有資格者の人数</p>
<p>「保育従事者の概ね3分の1は保育士等有資格者であること。」とされているが、後段では「また、常時、保育士等の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。」と努力規定となっており、(1)の施設において児童が1人のみの場合に無資格者1人による保育は基準上問題がないこととなるため、当該状況に対し指導す</p>
<p>「また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。」とあり、努力義務と読み取れるが、主たる保育時間外等で、保育士又は看護師が0名の時間帯があってもよいのか。</p>
<p>居宅訪問型について、チャイルドマインダー等の民間資格保有者を有資格者に含めることができないか。</p>
<p>有資格者の割合の「概ね」の許容範囲がどこまでか。</p>
<p>1/3の有資格者の配置は、常時か在籍児童数に対してか。</p>
<p>第1 保育に従事する者の数及び資格 2 日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 (1)保育することができる乳幼児の数</p>
<p>(1)ア「保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下(略)」とあるが、2(2)の考え方において「○上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は(略)、保育士、看護師又は家庭的保育者が(略)、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。」とあり、法第6条の3第9項又は第12項に規定する施設においては無資格の保育従事者2名で乳幼児5人を保育することが、第6条の3第11項に規定する施設においては無資格の保育従事者1人で乳幼児1人を保育することが可能となるのではないか。</p>
<p>居宅訪問型について、兄弟姉妹の場合は、保護者の同意があれば保育者1人に対し複数名の子どもを預かることができるが、兄弟姉妹が4,5,6名の場合も保育者1人で預かってよいのか。</p>
<p>第1の2(1)イ原則1対1の適用外である「兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合」とは、違う保護者の他児(同居ではない)とともに利用している場合も含まれるのか。</p>

第1 保育に従事する者の数及び資格 21日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 (2)保育に従事する者	保育に従事する者が常時1人でも差し支えないのか。
第2 保育室等の構造、設備及び面積 11日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	面積の「概ね」の許容範囲がどこまでか。 面積の基準について、総面積又は内法面積の基準が明確に示されていないため、指導が行いにくい。
第2 保育室等の構造、設備及び面積 21日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	乳幼児の自宅以外の複数の場所（設置者の居宅や保護者の会社への出張など）で保育を行う場合は、法第6条の3第9項を目的とする施設のみ可能であると考えられるが、保育を行う全ての場所において、保育室や調理設備、便所等の基準を満たす必要があるか。 2(2)：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に関して、「事業所」とは保育従事者個人宅が主に想定されるが、「必要な広さを有する専用の区画」の適否判断が難しい。また、保護者に協力を求めるとする「保育の実施に必要な備品等」が具体的にどのようなものを意図しているのかが曖昧に感じる。 居宅の事業所に求められる専用区画及び備品等とは利用者宅以外での預かりの想定か、又事業者の自宅の場合も想定しているのか、 面積の基準について、総面積又は内法面積の基準が明確に示されていないため、指導が行いにくい。
第2 保育室等の構造、設備及び面積 共通事項	基準第2の3(2)の「便所には(略)、保育室及び調理室(調理設備を含む。以下同じ。)と区画されており」とあるが、「区画」とは壁で完全に区切ることなのか、又は保育室等と空間を同じにしているが1m程度の仕切り等で仕切るだけでよいのか。 基準第2の3(2)の「便所の数はおおむね幼児20人につき1以上」とされているが「幼児20人」とは、「定員」、「基準月の総乳幼児数」又は「日々の保育人数」のどれか。(定員を40人としているが、日々の利用者は20人前後の施設において、便器はいくつ必要なのかどうか。) 便所の手洗設備について、評価基準では「便所用」とあるが、便所専用の手洗設備が必須であり、保育と便所の兼用使用は不可という解釈でよいのか。また、保育室内にある手洗設備は、「便所用」と見なすことができるの 便器の数の「概ね」の許容範囲がどこまでか。 「便所があること」の解釈は、同一階であれば施設外共同使用でも安全・衛生上問題がなければ適当か。 採光及び換気の基準が明確に示されていない。
第3 非常災害に対する措置 1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設 (1)消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	非常口は出入口の一方のみ設置でも適当か
第3 非常災害に対する措置 1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設 (2)非常災害に対する具体的計画、定期的訓練の実施	認可施設と同等の対策を求めるべきか。
第3 非常災害に対する措置 2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設	複数の保育に従事する者を雇用している居宅事業者の評価基準にある「定期的な訓練」とはどのような内容を想定しているのか。
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	・避難に適した「常用」と「避難用」として求められる設備として、それぞれ当該認可外保育施設の専用のものでなければならないか。それとも、ビルの一室を借用する場合など、他の入居者と共用するものでもよいのか。 「保育室を2階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。 ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であること。 イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。」とあるが、評価基準上では、訓練ができていれば適となるため、相違がある。 「保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。」とあるが、建具等が評価基準には反映されておらず、「建具等」に何が含まれるかが明確ではない。

第5 保育内容 (1)保育の内容	<p>基準の考え方においては、「保育所保育指針を理解することが不可欠となっている」とされている一方で「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」別表の判定では「デイリープログラム等が作成されていない」は文書指摘（C判定）となっており、保育所保育指針にある「全体的な計画」や「指導計画」が作成されていない場合に強い指導（文書指摘）を行ってよいのかどうか。</p> <p>簡素なデイリープログラム等の設定はあるものの、保育所保育指針に基づいた保育計画の作成がない場合は文書指導の対象となるのか。</p> <p>また、対象となる場合、個人運営のごく小規模な施設においても同様の取り扱いでよいのか。</p> <p>「イ乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。」とあるが、保育所保育指針に沿って（あるいは参考に）保育の計画を立てるよう明確に示していただきたい。</p> <p>適切と不適切の線引きをどの程度ですべきなのか基準がはっきりしない。</p>
第5 保育内容 (2)保育従事者の保育姿勢等	<p>保育の質の向上のためには、外部研修及び施設内研修が必要だと感じているが、評価基準ではそこまで求められていない。特に外部研修の受講について明確に示していただきたい。</p> <p>必要な遊具、保育用品等について、どの程度備えればいいのか。</p>
第6 給食 (1)衛生管理の状況	<p>十分に殺菌とはどの方法でどの程度の処理をすることを示すのか。</p>
第6 給食 (2)食事内容等の状況	<p>法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（居宅訪問型保育事業）において食物アレルギーを持つ児童に食事を提供する場合、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の「生活管理指導表」が必要となるのかどうか。</p> <p>児童の年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容とすること、とあるが0～2歳児を保育する施設において、0歳児に乳児食・離乳食の提供を行わず、ミルクのみを提供している場合は、文書指導の対象とすることができ</p> <p>「ア 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。 イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。」との記載しかなく、書面で残すことが求められていない。本項目は、立入調査時に主に書面で確認することになるが、書面に残っていない以上、確認・指導が困</p>
第7 健康管理・安全確保 (2)児童の発育チェック	<p>一時預かり児童のみの施設等で、一部発育チェックが行われていない児童がいる場合、指導となるかどうか。</p>
第7 健康管理・安全確保 (3)児童の健康診断	<p>「継続して保育している児童」の範囲はどこまでか（本市では、下記①②どちらも満たす児童を「継続」しているものと整理している。①月極契約（過当たりの利用回数を決めていない場合も含む）かつ半年以上在籍している。②「週3回以上の定期契約」を結んでいる児童かつ半年以上在籍している）。</p> <p>入所前に健康診断を受診済みの児童で、別途園での健康診断を1回しか受けていない場合、指導となるのか。</p> <p>乳幼児の健康診断の「利用開始時（利用決定前）」について、時期は、いつからいつまでと解釈すればよいか。（1年以上前でも良いのか）</p> <p>健康診断の内容として必要な項目は何か。学校保健安全法と同様とした場合、内科検診及び歯科検診はそれぞれ年2回実施する必要があるか。</p> <p>利用開始時及び1年に2回の健康診断について、年度の途中(夏や秋)に入所した児童の取扱い(受診を求める回数)について、判断に迷うことがある。</p> <p>健康診断に代えて母子健康手帳の写しの確認を実施している場合に、当該乳幼児健診の受診日と施設における手帳の確認日に乖離が生じている事例(施設において手帳を確認した時点において、実際の健診受診日より既に一定期間が経過している)が見受けられるが、その場合に許容される乖離期間(〇ヵ月以内等)を明示していただきたい</p> <p>実施すべき期間について（入園前後〇ヶ月以内等）明確な期限がない</p>

第7 健康管理・安全確保 (4)職員の健康診断	
	法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(居宅訪問型保育事業)において、(4)イの検便の実施の基準を適用する場合、毎月の利用者が少なく突発的な食事の提供を含む利用希望があった場合であっても、保育の提供前に検便を実施しなければならないのか。
	調理に携わる職員と、食事の介助に携わる職員が異なる場合、食事の介助に携わる職員が検便を行っていないことは指導の対象としないでいいのか。
	従前、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」に基づき、健康診断の受診については「常勤職員」及び「1年以上の雇用かつ常勤職員の4分の3以上の時間を従事する職員」を対象に確認を行っていた。先般、厚生労働省に確認を行ったところ、勤務時間数にかかわらず、「指導監督基準」を根拠として全ての従事者に受診を求めるべきとする回答を得たところであるが、別途近隣市に確認を行ったところ、その取扱いは差が生じているように思われた(全職員一律の受診を求めている自治体もあった)。
	第7(4)イ：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、「提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施する必要がある」とされている点、ベビーシッターは原則、あらかじめ用意された食事や飲料の介助等に留まり(シッター自らが保育提供中に調理を行うことは不適切であるため)、食事介助の有無も依頼内容によりばらつきが生じることが予想される。そこで、検便を実施すべき基準(食事介助の提供頻度や該当する程度等)について具体化されると、今後の指導に際して有益であると感じる。
	実施すべき期間について(採用前後〇ヶ月以内等)明確な期限がない
	労働安全衛生法との兼ね合い
	労働安全衛生法に基づく健康診断の取り扱いと当基準で求める健診の取り扱いの整合性は(労働安全衛生法では短時間勤務の者は健康診断の義務がないが、保育従事者は短時間でも求めるのか?等)
	検便について、「調理に携わる」とは具体的にどこまでなのか?(調乳は含むか否か等)
	雇用形態によって、どこまで実施を求めるか。
	調理に調乳は含まれるか否か。
第7 健康管理・安全確保 (5)医薬品等の整備	
	消毒薬ではなく、流水にて処置することが主流になりつつあるが、消毒薬の整備は必要か。
第7 健康管理・安全確保 (6)感染症への対応	
	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは一人一人のものを準備するとなっているが、評価事項には「洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。」とある。洗浄、洗濯等を行えば共用しても良いということか。
	「歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。」とある。着脱用マットやおむつ替えマット等、保育での使用頻度が高い物品を幅広く例示していただく指導が行いやすい。考え方の欄ではあるが、国の通知に記載があると指導しやすい。
第7 健康管理・安全確保 (7)乳幼児突然死症候群に対する注意	
	立入調査では主に書面等による確認が必要な項目だが、現行の通知では記録を残すよう記載されていないため、観察するだけで記録に残していない施設もあり、確認・指導が困難な場合がある。
第7 健康管理・安全確保 (8)安全確保	
	転倒・落下に関する指摘の判断基準が難しい。
	救命措置が可能となるような実技訓練として求められている具体的な水準とは(内容・回数等)。
	必要とされる安全点検の頻度

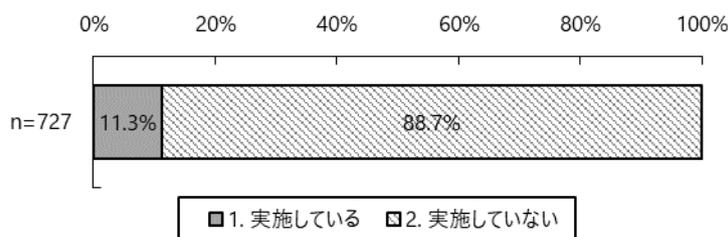
第8 利用者への情報提供	
基準第8(1)において、揭示すべき内容のうち、「開所している時間」に延長保育時間は含めるべきかどうか。	
基準第8(2)において、契約内容を記載した書面等に記載しなければならない内容のうち、個人の設置者ではない場合、雇用されている園長の住所（「管理者の住所」）が個人情報に当たるため、施設側の反発もあり、強く指	
個人情報保護の観点から、管理者の住所の書面等交付をしない施設に対して、指導を行うどうか（本市認可保育所でも住所までは書面等交付を求めている。また、居宅訪問型（個人）の場合は、個人住所の公表となることもあり、設置者住所についても利用者へ書面交付等していない場合が多い。）。	
第8（1）（2）の揭示物と書面交付の内容について、「提携する医療機関」とあるが、指導監督基準には「提携医療機関が必須」とは記されていない。提携医療機関は必須なのか。または、提携医療機関がない場合は、揭示及び交付は不要でよいか。それとも、『該当なし』等の揭示等が必要か。	
施設の管理者の「住所」について、個人情報として保護されるべきものと考えられるが、児童福祉法施行規則第49条の6第2号で必須としている理由	
居宅訪問型保育事業の提示の内容である研修の受講状況とは基準の第1の2（2）で定める研修のみとして適当か。	
交付書面で管理者の住所を明記することとなっているが、個人情報との関係からどこまで記載すべきか（例：居住市町村まで等）。	
「・保育士その他の職員の配置数又はその予定」とあるが、過去の状況（予定）のまま揭示している施設もあり、現在の職員体制が分からない施設もあるため、現員を記載するよう示していただきたい。	
「○職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除いた数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の揭示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。」との記載があるが、考え方の欄では指導が困難なため、指導監督基準に反映していただきたい。（上記と併せて、現員がどれだけ配置されているかが重要だと考えております。）	
医療機関との提携の内容はどの程度とするか。	
事業所内で従業員のみの施設であっても、サービス内容の揭示は必要か。	
第9 備える帳簿等	
記録の保管の義務が定められていないこと。	
「雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）」とあるが、労働基準法第15条第1項で明示が義務付けられているもので概ね確認ができると考えられるため、労働基準法第15条第1項で明示が義務付けられているものを書面等で確認できるよう示してほしい。	
他法令で規定された備えるべき帳簿について、内容をどの程度確認すべきか。	

### 質問5 認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業についてお伺いします。

(1) 貴自治体では、認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業を実施していますか。

N=727

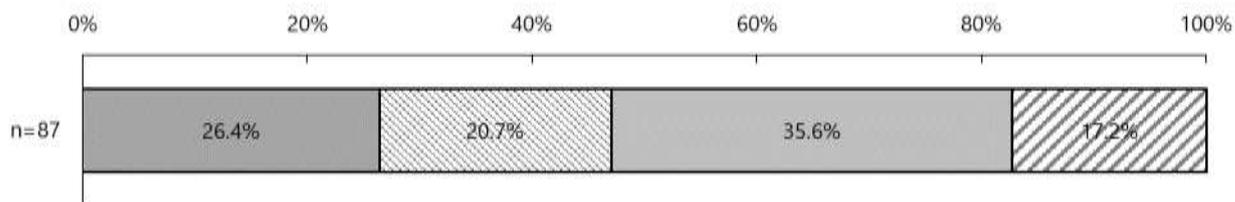
	実数	割合
1. 実施している	82	11.3%
2. 実施していない	645	88.7%
計	727	100%



(2)質問 5(1)にて「1. 実施している」を選択された方にお伺いします。貴自治体にて巡回支援指導事業をご担当されている部署が主に所管されている業務として当てはまるものを1つお答えください。(単数回答)

N=87

	実数	割合
1. 主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等の指導監督（立入調査・検査、改善指導・措置など）等を担当されている	23	26.4%
2. 主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等の運営支援を担当されている	18	20.7%
3. 主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等の指導監督と運営支援の両方を担当されている	31	35.6%
4. その他	15	17.2%
計	87	100%



- 1. 主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等の指導監督（立入調査・検査、改善指導・措置など）等を担当されている
- 2. 主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等の運営支援を担当されている
- 3. 主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等の指導監督と運営支援の両方を担当されている
- 4. その他

(3) 質問 5(1)にて「1. 実施している」を選択された方にお伺いします。令和3年4月1日現在、貴自治体にて配置している巡回支援指導員の人数を雇用形態別にご記入ください。※常勤換算ではなく、実人数でお答えください。なお、該当する職員がない選択肢は空欄でかまいません。

N=80

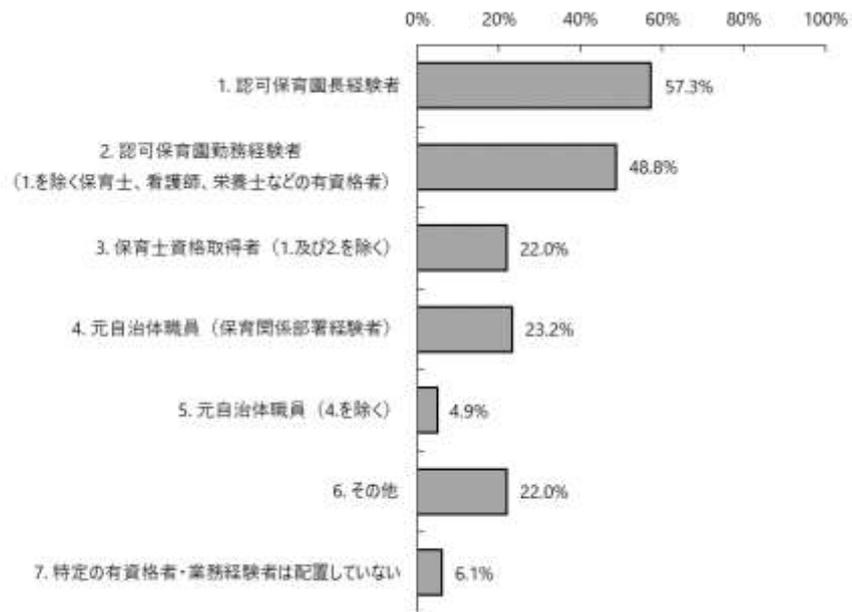
	平均値	中央値	最大	最小
1. 自治体採用（任期の定めのない常勤職員、任期付き職員、再任用職員）	2.1	1	15	0
2. 自治体採用（会計年度任用職員等の非常勤職員）	1.4	1	9	0
3. 外部委託	0.9	0	13	0
4. その他	0.1	0	4	0
合計人数	3.2	2	15	0

(4) 質問 5(1)にて「1. 実施している」を選択された方にお伺いします。令和3年4月1日現在、貴自治体にて配置している巡回支援指導員が有する資格や過去の経歴・業務経験について、当てはまるものをすべてお答えください。（複数回答）

※選択肢 4. 及び 5. については、1人の巡回支援指導員の方が、保育関係部署とそれ以外の部署の両方の業務経験を有している場合であっても、巡回支援指導員として配置するにあたり着目した主な業務経験が何かによって選択肢 4. 又は 5. のいずれかにカウントしてください。

N=82

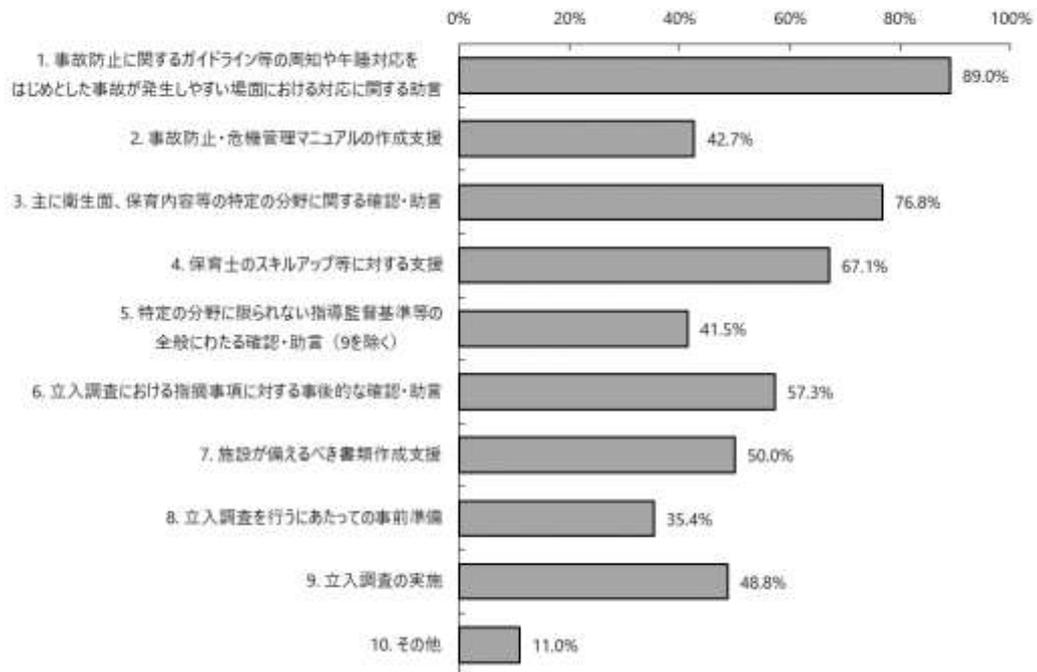
	実数	割合
1. 認可保育園長経験者	47	57.3%
2. 認可保育園勤務経験者 (1.を除く保育士、看護師、栄養士などの有資格者)	40	48.8%
3. 保育士資格取得者（1.及び2.を除く）	18	22.0%
4. 元自治体職員（保育関係部署経験者）	19	23.2%
5. 元自治体職員（4.を除く）	4	4.9%
6. その他	18	22.0%
7. 特定の有資格者・業務経験者は配置していない	5	6.1%



(5) 質問5(1)にて「1. 実施している」を選択された方にお伺いします。貴自治体にて、巡回支援指導員が実施している主な内容として当てはまるものをすべてお答えください。  
(複数回答)

N=82

	実数	割合
1. 事故防止に関するガイドライン等の周知や午睡対応をはじめとした事故が発生しやすい場面における対応に関する助言	73	89.0%
2. 事故防止・危機管理マニュアルの作成支援	35	42.7%
3. 主に衛生面、保育内容等の特定の分野に関する確認・助言	63	76.8%
4. 保育士のスキルアップ等に対する支援	55	67.1%
5. 特定の分野に限られない指導監督基準等の全般にわたる確認・助言 (9を除く)	34	41.5%
6. 立入調査における指摘事項に対する事後的な確認・助言	47	57.3%
7. 施設が備えるべき書類作成支援	41	50.0%
8. 立入調査を行うにあたっての事前準備	29	35.4%
9. 立入調査の実施	40	48.8%
10. その他	9	11.0%



参考資料②  
自治体向けアンケート調査票

現時点で、質問1、質問2、質問3、質問4、質問5、連絡先が未回答です。

質問1 貴都道府県の居性についてお伺いします。

未回答 (1) 貴自治体の都道府県名・市町村名・全国地方公共団体コード(6桁)をご記入ください。※都道府県の方は市町村名欄は空欄でかまいません。

質問1(1) 回答欄	
都道府県名	
市町村名	
自治体コード	

(2) 貴自治体は、児童福祉法上の認可外保育施設の指導監督権限を有していますか。

質問1(2) 選択肢

1. 有している (都道府県から権限移譲を受けている場合を含む)
2. 有していない

質問1(2) 回答欄

(3) 質問1(2)にて「1. 有している(都道府県から権限移譲を受けている場合を含む)」と回答された方にお伺いします。

貴自治体の中で認可外保育施設の指導監督に従事されている職員のおおよその人数をお答えください。

質問1(3) 回答欄

質問2～4は、質問1(2)にて、「1. 有している(都道府県から権限移譲を受けている場合を含む)」を選択した方のみご回答ください。「2. 有していない」を選択した方は質問5にお進みください。

質問2 認可外保育施設の指導監督の状況についてお伺いします。ご回答者の経験された範囲や主観でお答えいただけます。

未回答 (1) 認可外保育施設の指導監督において、指導監督基準等に適合しない施設に対して改善勧告以上の措置(改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令)を下すことに躊躇した結果、実施できなかった経験はありますか。

質問2(1) 選択肢

1. ある
2. ない

質問2(1) 回答欄

(2) 質問2(1)で「1. ある」と回答した方にお伺いします。

改善勧告以上の措置の実施に躊躇したケースについて、どの指導監督基準等の項目に適合しないケースであったかを簡単に記入ください。(自由記述)

※躊躇したケースが複数ある場合は、特に判断に迷われたケースについてお答えください。

質問2(2) 回答欄

(3) 質問2(1)で「1. ある」と回答した方にお伺いします。

改善勧告以上の措置の実施に躊躇した理由として当てはまるものすべて「○」をつけてください。(複数回答)

※躊躇したケースが複数ある場合は、特に判断に迷われたケースについてお答えください。

(4) 質問2(3)で回答した改善勧告以上の措置の実施に躊躇した理由について、具体的な内容をご記入ください。(自由記述)

※躊躇したケースが複数ある場合は、特に判断に迷われたケースについてお答えください。

	質問2(3) 回答欄	質問2(4) 回答欄
	地分に躊躇した理由	地分に躊躇した理由の具体的内容
1. 児童・保護者に関する理由 (例：児童の次の預かり先の確保が困難)		
2. 施設運営者に関する理由 (例：運営主体と円滑にコミュニケーションをとることが困難)		
3. 行政に関する理由 (例：他組織との調整の難航、不適合事項の軽重の判断が困難)		
4. その他		

質問4 「認可外保育施設指導監督基準」の運用についてお伺いします。

未回答 (1) 認可外保育施設に対する立入調査や指導等を実施する際に、「認可外保育施設指導監督基準」の記載の解釈に迷ったことはありませんか。

- 質問4(1) 選択肢  
 1. ある  
 2. ない

質問4(1) 回答欄
------------

(2) 認可外保育施設に対する立入調査や指導等を実施する際に、「認可外保育施設指導監督基準」内の項目の中で、判断に迷った項目をすべてお答えください。(複数回答)

(3) 質問4(2)でご回答された各項目について、解釈に迷ったケースの内容や迷った観点について具体的に記入ください。(自由記述)

※「認可外保育施設指導監督基準」の中で解釈に迷った箇所を具体的に示してください。

#	章	節	項	該当ページ番号	質問4(2) 回答欄	質問4(3) 回答欄	
					解釈に迷う項目	具体的内容	
1	第1 保育に従事する者の数及び資格	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	(1) 保育に従事する者の数	p.22~23			
2			(2) 有資格者の人数	p.23			
3		2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育することができる乳幼児の数	p.23			
4			(2) 保育に従事する者	p.23~24			
5		3 保育士の名称について			p.24		
6		4 国家戦略特別区域限定保育士			p.24		
7	第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設		p.25			
8		2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設		p.25			
9		3 共通事項		p.25~26			
10	第3 非常災害に対する措置	1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	p.26			
11			(2) 非常災害に対する具体的計画、定期的訓練の実施	p.26			
12		2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設		p.26			
13	第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件			p.26~p.31			
14	第5 保育内容		(1) 保育の内容	p.31~33			
15			(2) 保育従事者の保育姿勢等	p.33~34			
16			(3) 保護者との連絡等	p.34			
17	第6 給食		(1) 衛生管理の状況	p.34~35			
18			(2) 食事内容等の状況	p.35			
19	第7 健康管理・安全確保		(1) 児童の健康状態の観察	p.35			
20			(2) 児童の発育チェック	p.35			
21			(3) 児童の健康診断	p.35~36			
22			(4) 職員の健康診断	p.36			
23			(5) 医薬品等の整備	p.36			
24			(6) 感染症への対応	p.36~37			
25			(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	p.37			
26			(8) 安全確保	p.37~38			
27	第8 利用者への情報提供			p.38~40			
28	第9 備える帳簿等			p.40			

質問5では、認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業についてお伺いします。巡回支援事業をご担当の方がご回答ください。

質問5 認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業についてお伺いします。

未回答 (1) 貴自治体では、認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業を実施していますか。

- 質問5 (1) 選択肢  
1. 実施している  
2. 実施していない

質問5 (1) 回答欄
-------------

(2) 質問5 (1) にて「1. 実施している」を選択された方にお伺いします。

貴自治体にて巡回支援指導事業をご担当されている部署が主に所管されている業務として当てるものを1つお答えください。

質問5 (2) 選択肢

1. 主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等の指導監督（立入調査・検査、改善指導・措置など）等を担当されている  
2. 主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等の運営支援を担当されている  
3. 主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等の指導監督と運営支援の両方を担当されている  
4. その他

質問5 (2) 回答欄
-------------

(4. その他の場合、担当部署の事務  
シェアをご記入ください。)

(3) 質問5 (1) にて「1. 実施している」を選択された方にお伺いします。

令和3年4月1日現在、貴自治体にて配置している巡回支援指導員の人数を雇用形態別にご記入ください。

※常勤換算ではなく、実人数をお答えください。なお、該当する職員がない選択肢は空欄でかまいません。

1. 自治体採用（任期の定めのない常勤職員、任用付き職員、再任用職員）  
2. 自治体採用（会計年度任用職員等の非常勤職員）  
3. 外部委託  
4. その他

質問5 (3) 回答欄
-------------

(4) 質問5 (1) にて「1. 実施している」を選択された方にお伺いします。

令和3年4月1日現在、貴自治体にて配置している巡回支援指導員が有する資格や過去の経歴・業務経歴について、当てはまるものをすべてお答えください。

※選択肢4、及び5については、1人の巡回支援指導員の方が、保育関係部署とそれ以外の部署の両方の業務経歴を有している場合であっても、

巡回支援指導員として配置するにあたり注目した主な業務経歴が何かによって選択肢4、又は5、のいずれかがカウントしてください。

※選択肢6についても、巡回支援指導員として配置するにあたり注目した主な業務経歴についてご記入ください。

質問5 (4) 回答欄	
1. 認可保育園長経験者	
2. 認可保育園勤務経験者（1を除く保育士、看護師、栄養士などの有資格者）	
3. 保育士資格取得者（1及び2を除く）	
4. 元自治体職員（保育関係部署経験者）	
5. 元自治体職員（4を除く）	
（その方の自治体における主な経歴をご記入ください （例：人事・会計などの総務経歴が長い））	
6. その他	
（その他の具体的な資格・業務経歴をご記入ください）	
7. 特定の有資格者・業務経験者は配置していない	

(5) 質問5 (1) にて「1. 実施している」を選択された方にお伺いします。

貴自治体にて、巡回支援指導員が実施している主な内容として当てるものをすべてお答えください。

(6) 質問5 (5) で回答した各項目について、具体的な実施内容をご記入ください。（自由記述）

質問5 (5) 回答欄	質問5 (6) 回答欄
実施内容	実施内容の具体的な内容
1. 事故防止に関するガイドライン等の周知や午睡対応をはじめとした事故が発生しやすい場面における対応に関する助言	
2. 事故防止・危機管理マニュアルの作成支援	
3. 主に衛生面、保育内容等の特定の分野に関する確認・助言	
4. 保育士のスキルアップ等に対する支援（指導方法等に関する個別の助言・声かけ・相談、研修の実施など）	
5. 特定の分野に限られない指導監督基準等の全般にわたる確認・助言（9を除く）	
6. 立入調査における指導事項に対する事後的な確認・助言	
7. 施設が備えるべき書籍作成支援（緊急時対応マニュアル、避難訓練計画や実施記録、保護者の緊急連絡先、消防署・病院一覧、けが・事故等が発生した場合の報告書 等）	
8. 立入調査を行うにあたっての事前準備（巡回支援指導の結果や過去の立入調査結果等を踏まえた、特に確認すべき事項の整理や優先的に立入調査すべき施設の提案など）	
9. 立入調査の実施（自治体職員の立入調査に同席し又は巡回支援指導員のみで、調査項目を確認する等）	
10. その他	

連絡先 ご回答いただいた方のお名前・ご所属・ご連絡先をご記入ください。

未回答 なお、今後アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。

連絡先回答欄			
質問1～4	1.所属部署(必須)	(例) 子育て支援部保育・教育運営課	
	2.連絡先(必須)	TEL(必須)	Mail(必須)
	3.回答者氏名(必須)	担当者1(必須)	担当者2
質問5(質問1～4と回答者が異なる場合のみご記入ください)	1.所属部署(必須)	(例) 子育て支援部保育・教育運営課	
	2.連絡先(必須)	TEL(必須)	Mail(必須)
	3.回答者氏名(必須)	担当者1(必須)	担当者2

現時点で、質問1、質問2、質問3、質問4、質問5、連絡先が未回答です。

参考資料③  
事例集



令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等  
に関する調査研究

認可外保育施設指導監督

みんなは  
どうしてる？

▶▶▶ こんな悩みに役立ちます



改善勧告のタイミングに悩む…



立入調査、効率的に回りたい、  
でも質は落とせない！



業務が多忙… 巡回支援指導員  
の活用も考えられる？

## はじめに

---

### 本資料について

本資料は、主として地方自治体が実施する、認可外保育施設への指導監督の質を向上することを目的として作成した事例集となっております。

- 事例集は、全国の地方自治体の中で、認可外保育施設への指導監督に対する方針や実績等において参考となる事例について、実際のインタビュー内容を基に整理を行ったものです。
- 特に、「立入調査の実施について」「巡回支援指導事業について」に着目をして記載をしております。

# 目次

## I. 認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫	.....	P3
① 都道府県内・市町村内での業務量の平準化		
② 巡回支援指導員の活用		
③ 立入調査実施施設の優先順位付け		
④ 情報収集手段の工夫		
⑤ 職員によるバラツキの軽減		
⑥ 立入調査実施におけるその他工夫		
2.新型コロナウイルス影響下における工夫	.....	P9
・書面調査への切り替え・立入調査は優先順位を付けて実施		
・書面調査における工夫①:写真での施設確認		
・書面調査における工夫②:業務の役割分担の見直し		
・保育施設以外の場所での指導		
・メールを利用した迅速な通知		

## II. 巡回支援指導事業について

1.巡回支援指導事業の実施状況	.....	p12
2.巡回支援指導員配置の効果	.....	p14
① 改善・指摘事項の大幅改善		
② 保育施設との信頼関係の構築		
③ 自治体職員の業務負担軽減		
④ その他巡回支援指導員を配置することの効果やメリット		
3.巡回支援指導等の工夫・ポイント	.....	p22
・毎年前年度の分析をし、重要指導事項を定める		
・保育施設に寄り添った具体的な指導・助言		
・巡回支援指導事業を外部事業者へ委託し、全件ではなく優先順位をつけて実施		
・巡回支援指導後のアンケート実施		
・保育施設に寄り添ったわかりやすい情報発信		

# 認可外保育施設への立入調査について

## 1.立入調査実施における工夫

### ①都道府県内・市町村内での業務量の平準化 ～県と市町村/市と区の連携(権限移譲)による体制確保～

児童福祉法上の認可外保育施設の指導監督権限を有している都道府県や市の主な担当部署だけでは、認可外保育施設への指導・監督の十分な体制を確保できない場合がある。同じ都道府県内の他の部署と連携をしたり、都道府県内の市町村や市内の区に権限移譲したりすることによって、体制を確保している事例がある。

#### ポイント

- 単に業務を任せたり、権限移譲したりするだけでなく、やり方を丁寧に説明したり、保育の専門知識がある職員が立入調査に同行し、指導監督の質についてしっかりサポート



茨城県

#### 市町村への権限移譲

茨城県では基本的には1名の一般職員と3名の巡回支援指導員（会計年度任用職員等の非常勤職員）が認可外保育施設に関する業務を実施しているが、県職員だけで全施設への立入調査を実施するにはリソースの限界があるため、**積極的に市町村に権限移譲をし**、県内で立入調査の業務を平準化することで、毎年全施設への立入調査ができるようにしている。

その際、立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、**毎年各市町村から、県職員に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査の助言を行っている。**これにより、**市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能**になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、**他市町村が実施している工夫・好事例を共有**することができている。



横浜市

#### 区役所との連携

**横浜市内の18か所の区役所と連携**することによって、市内で立入調査の業務負担を平準化し、市内全施設の立入調査ができるように努めている。立入調査は基本的に3名体制で実施している。**保育に関する調査事項は公立保育所園長OBであり、現場知識や経験を有する市の職員が担当し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担とする**ことで、保育に関する調査事項であっても知識や経験を有する人から適切な指導ができるようにしている。



千葉県

#### 県の子育て支援課と健康福祉センター監査指導課とが連携

保育所等の通常の指導及び監査については健康福祉センター監査指導課が行うこととなっており、基本的には**県内5か所にある健康福祉センター監査指導課が保育施設とやりとりをし、立入調査を実施**している。

文書指導などを繰り返し、**改善が見られない場合は子育て支援課に報告があり、子育て支援課が過去の指導状況や苦情・事故の有無などを確認し、特別立入調査を実施するか判断**をしている。

# 認可外保育施設への立入調査について

## 1.立入調査実施における工夫

### ②巡回支援指導員の活用

～一般職員との役割分担で、より専門的な指導・助言を可能に～

保育の専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員が立入調査に同行し、保育に関する調査事項について担当することによって、より専門的な観点から指導・監督し、具体的な助言をできるようにしている事例がある。立入調査に専門的な知識や経験を持つ巡回支援指導員が同行することで、一般職員には難しい専門的な視点の助言や指導を行うことができる。

#### ポイント

- 保育に関する立入調査事項は保育の専門的な知識・経験を有する巡回支援指導員が担当
- 立入調査後も巡回支援指導員が巡回指導をする中でフォロー
- 分担することによって一般職員の負荷を軽減しながら、保育施設に対してはより専門的な視点の助言や指導を可能に

横浜市

横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、**保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当**し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている。

茨城県

県管轄の立入調査は原則として、**福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施**している。また、権限移譲した市町村の立入調査にも県の巡回支援指導員が同行することで、市町村職員への立入調査のやり方の助言や、保育施設への適切な指導・助言ができるようになる。

さいたま市

立入調査に関しては、**一般職員と認可保育園長経験者の巡回支援指導員がペアになりチームを組成**している。また、立入調査で指導をした施設には継続的に施設に出向き、フォローアップを実施している。具体的には立入調査で指導をした施設には後日改善報告書を提出してもらうこととし、改善が見られない場合や、資料が提出されない場合は、2ヶ月に1度一般職員と巡回支援指導員が共同で継続的に現地を視察し、状況を確認・指導をしている。  
また、改善報告書で改善が見られる場合、**巡回支援指導員が実施している抜き打ちの午睡調査で施設を訪問する際に改善状況を確認**している。

# 認可外保育施設への立入調査について

## 1.立入調査実施における工夫

### ③立入調査実施施設の優先順位付け

全施設に対して毎年1回立入調査を実施することが望ましいが、体制面上どうしても全件調査が難しい実態がある場合に、優先順位の考え方を実施要領で定め、優先順位に従って立入調査を実施している事例がある。

#### ポイント

- ▶ 立入調査実施の優先順位の考え方を実施要領で定めている
- ▶ 優良施設に対しては2年に1回の立入調査としつつ、書面による調査は毎年全施設に対して実施。立入調査は優先順位が高い施設から実施



千葉県

### 実施要領に立入調査の優先順位の考え方を規定

原則全施設に対して立入調査を実施することが望ましいことは理解した上で、体制面上どうしても全件調査が難しい実態があり、**立入調査実施の優先順位の考え方を実施要領で定めている**。立入調査の実施に係る事項については、実施要領において規定しているが、立入調査は年1回以上行うことを原則としつつも、実態を勘案し、当該実施要領において、通常の特例として、指導監督基準を満たし、運営上問題となる事由が認められない施設については、**2年に1回の頻度で、立入調査を実施**することとしている。

#### 優先的に実施する施設

- 新規に設立された施設
- 前年度までに指導を行った施設
- 利用者や職員から苦情が出ている施設

### 書面による調査

**全施設に対して書面による調査を実施**し、実施方法は県の実施要領で定め、**調書の内容は別途定めるとしたうえで、毎年内容を見直し**している。

# 認可外保育施設への立入調査について

## 1.立入調査実施における工夫

### ④情報収集手段の工夫

～書面や写真でのコミュニケーションの活用～

自治体側の人員リソースに限りがある中で、書面や写真などを活用することによって、保育施設の状況をより把握できるようにしている事例がある。

#### ポイント

- 立入調査の前に調書を提出してもらい、施設の状況をあらかじめ確認
- 立入調査での指摘事項の改善状況は、書面の回答に加え写真などにより確認



千葉県

#### 立入調査の事前調書確認

全施設に対して書面による調査を実施。実施方法は県の実施要領で定め、調書の内容は別途定めるとしたうえで、毎年内容を見直している。

**立入調査にあたっては、保育施設から事前に調書を提出してもらうこととしており、書面による調査においても同一の調書を活用している。調書は各施設が県のHPからダウンロードができるようにしている。**



佐賀県

#### 立入調査後の書面による改善状況の確認

立入調査で指摘があった項目について、保育施設から書面で改善状況の回答を提出してもらうようにしている。指摘項目が書類の整備、施設の状況などに関する場合は、**併せて証拠となる資料（書類のコピー）や写真（施設の状況がわかるもの）等を提出してもらうこと**で確認している。さらに情報が不足している場合は、**電話で保育施設に対応内容の聞き取りを行う**など、改善状況を丁寧に確認している。

# 認可外保育施設への立入調査について

## 1.立入調査実施における工夫

### ⑤職員によるバラツキの軽減 ～立入調査を実施する職員のレベルアップ～

管掌内で全施設に対して同じような基準で指導・監督ができるように、立入調査を実施する職員の教育を行っている事例がある。

#### 具体的な取組例

- 年度当初の立入調査に係る新任説明会
  - ・ 過去改善勧告等措置を発出した事例紹介
  - ・ 市町村での指摘事項/好事例などの共有
- マニュアル作成・配布
  - ・ 職員用の立入調査のやり方に関する内容
  - ・ 巡回支援指導実施要領、認可外関係例規集、各種ガイドライン、施設で使用する帳票様式集等の知っておくべき事項
- 経験者と新任者が一緒に立入調査に行く実地研修



横浜市

#### 区役所への説明会

横浜市の事務分担では、改善勧告、公表は区業務、業務停止命令以降の重い処分は市の本庁業務となっている。過去に改善勧告を発出した経験がない区が多く、業務のやり方がわからなかったり、また、業務繁忙期と重なると改善勧告の発出が難しかったりする場合がある。そのため、横浜市は、**年1回運営指導の説明会を実施し、過去事例の共有などを通じて、区職員の知識習得につなげている。**



茨城県

#### 権限移譲した市町村への助言・サポート

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、**毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。**また、**県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うことによって、市町村に権限移譲しつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能**になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、**他市町村が実施している工夫・好事例を共有**することができている。

# 認可外保育施設への立入調査について

## 1.立入調査実施における工夫

### ⑥立入調査実施におけるその他工夫

その他、各自治体が立入調査に関して実施している工夫を下記で紹介する

#### ▶▶▶ 新規に設立された施設への新規施設確認

- ◆ 新規に設立された施設には、開所後の新規施設確認時に、施設の確認を行うとともに、立入調査で指導となりやすい項目等について、丁寧に説明し、開所してからすぐに保育施設が改善をできるようにしている。
- ◆ 新規に設立された施設には開所後半年後以降に立入調査を実施しているため、開所後から立入調査までの間にも事故等が起きないように予防する効果や、立入調査で指導項目が多くなるようにする効果がある。

さいたま市

#### ▶▶▶ 立入調査カードの活用

- ◆ 立入調査では、県独自で作成した立入調査カード（Excelの帳票）を使用している。
- ◆ 立入調査カードは、国の指導監督基準に基づき指導項目が整理されており、立入調査後は速やかに評価結果を記入し、翌日中には他施設の立入調査に従事する監査担当職員や課内で供覧し、結果報告と情報共有が行える。

佐賀県

#### ▶▶▶ 居宅訪問型施設の書面調査の電子申請化

- ◆ 居宅訪問型施設の書面調査の際に、居宅訪問型施設のセルフチェックシートを電子申請システムで申請できるようにしたことで、紙の書類の管理がなくなり、市がデータを管理しやすくしている。
- ◆ もともと市が持っている電子申請システムを活用することで、新たにシステム開発のコストをかけず、チェックシートの質問項目などをとりまとめ、システムに反映することによってシステム化への移行を迅速に行うことができた。

横浜市

# 認可外保育施設への立入調査について

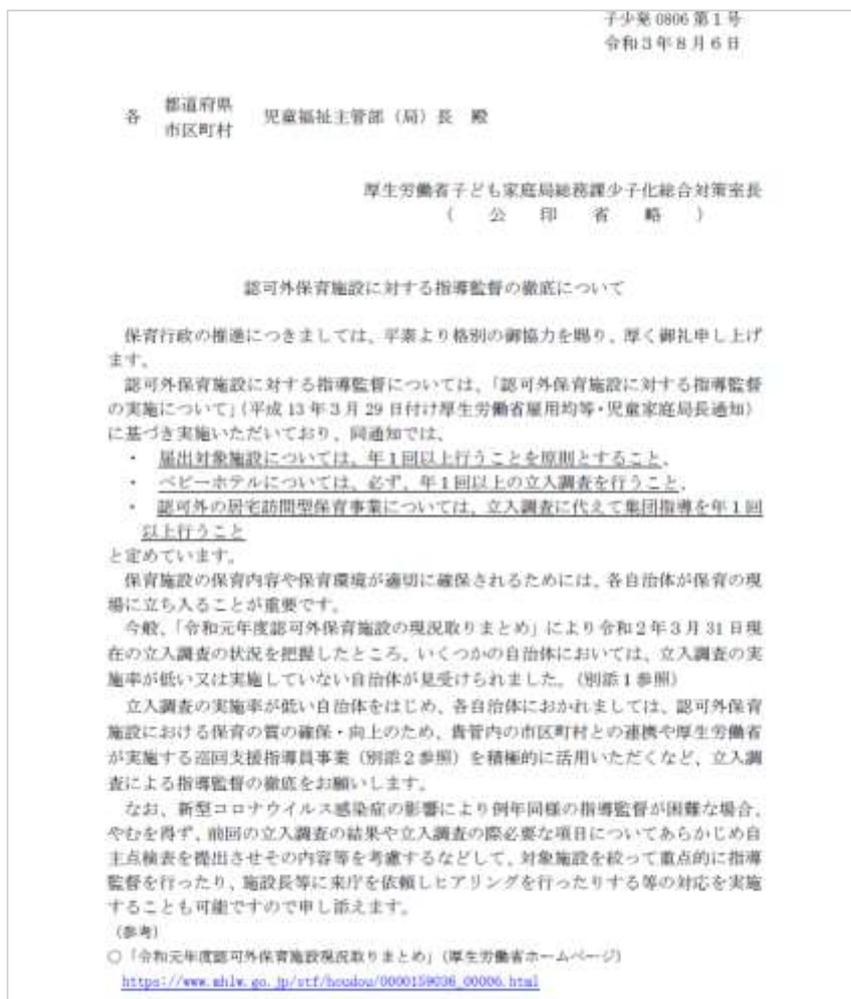
## 2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

新型コロナウイルス影響下においては、新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が発出されたり、指導・監督対象の保育施設で新型コロナウイルス感染症の陽性者が出たりなど、例年とはかなり状況が異なる中で、各自治体が実施した工夫を下記で紹介する。

なお、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室は「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について（子少発0806 第1号 令和3年8月6日）」（参考資料）において、下記のように発出している。

「新型コロナウイルス感染症の影響により例年同様の指導監督が困難な場合、やむを得ず、**前回の立入調査の結果や立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行ったり**、施設長等に来庁を依頼しヒアリングを行ったりする等の対応を実施することも可能ですので申し添えます。」

参考資料：「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について」（子少発0806 第1号 令和3年8月6日）



# 認可外保育施設への立入調査について

## 2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

### ▶▶▶ 書面調査への切り替え・立入調査は優先順位を付けて実施

- ◆ 原則として、毎年全施設の立入調査を実施する方針としている自治体でも、新型コロナウイルス影響下では、全施設に対して立入調査を実施することが難しいため、代わりに書面による調査を実施した。
- ◆ また、書面調査を基本としつつも、自治体内で優先的に立入調査を実施する保育施設を定め、特に指導・監督が必要な保育施設に重点を置いて立入調査を実施した。

### 優先順位の考え方例

～各自治体が優先的に立入調査を実施した施設～

#### 佐賀県

- 新規に設立された施設
- 巡回支援指導を実施していない施設 等

#### 横浜市

- ベビーホテル（年1回の立入が必須とされているため）
- 前年度文書指導を実施した施設（改善を確認した施設も含む）
- 新規に設立された施設で立入調査が未実施の施設
- その他区で立入が必要と判断した施設  
（保護者や内部職員から苦情が入って特別立入調査を実施した施設、立入調査等で保育内容が不適切な可能性があるかと判断した施設など）等

#### さいたま市

- 新規に設立された施設
- 昨年度文書指導を行った施設
- 昨年度立入調査未実施の施設
- 昨年度口頭指導を行った施設 等

#### 茨城県

- ベビーホテル
- 新規に設立された施設
- 過去に文書指導をしていて認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付していない施設 等

# 認可外保育施設への立入調査について

## 2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

### ▶▶▶ 書面調査における工夫①：写真での施設確認

- ◆ 現地での立入調査が実施できない場合に書面による調査を実施しているが、認可外保育施設からの提出調書だけでは実態が判断できない項目がある。
- ◆ 特に新規に設立された施設に関しては、十分な設備を保有しているかなどについて、調書のみで確認することは難しく、電話等での聞き取りの他に、施設内の写真を撮影して提出してもらうことで確認している。

千葉県

### ▶▶▶ 書面調査における工夫②：業務の役割分担の見直し

- ◆ 横浜市では、認可外保育施設の指導監督を区と連携して実施しており、書面調査については、本来区が担当する業務である。しかし、新型コロナウイルスの陽性者が発生した保育施設の対応など、区の業務のひっ迫に伴い、市が業務を引き取って書面調査を行い、指導が必要な施設への指導は区が行うという役割分担を行った。
- ◆ 実地の立入調査ができなくなった分、立入調査を担当していた市の職員を書面調査のリソースに充てることで業務を回すことができた。
- ◆ 通常は立入調査の結果を区が入力し、市の本庁がとりまとめて国に提出する流れとなっているが、区の業務軽減のために、極力、市の本庁が入力したのちに区が確認をするようにした。
- ◆ 書面調査の評価は市の本庁が担当し、評価の結果や内容を保育施設に通知するのは区の業務としたが、区の転記作業を削減するために、エクセルを修正した。

横浜市

### ▶▶▶ 保育施設以外の場所での指導

- ◆ 巡回支援指導は基本的に、全施設において対面で実施している。
- ◆ しかし、新型コロナウイルス影響下において、病院内の保育施設等、新型コロナウイルスへの対策に特に気を遣っている施設に対しては、希望に応じて近くの事務所など、指導会場を保育施設以外で行っている。

佐賀県

### ▶▶▶ メールを利用した迅速な通知

- ◆ 認可外保育施設への周知は、従来横浜市から直接ではなく、区を経由して行っていたが、新型コロナウイルスに関する通知など、迅速に通知しなければならない内容が増えたことを受けて令和4年2月より、横浜市が各施設のメールアドレスを管理するようにし、郵送ではなくメールでの通知に変更した。
- ◆ その結果、園の運営に関する通知等を迅速に周知できるようになり、区の業務負担軽減につながった。

横浜市

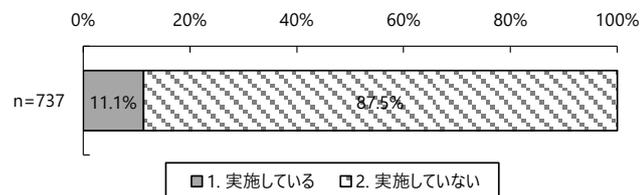
## 巡回支援指導事業について

### 1.巡回支援指導事業の実施状況

ヒアリングの他に、全国の47都道府県及び1,741市区町村を対象としてアンケートを実施し、認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施状況を把握した。全国で巡回支援指導事業がどのように実施されているか、概況をご紹介します。

#### ■ アンケートに回答があった737自治体のうち、11.1%が巡回支援指導事業を実施

図表1 認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施有無（n=737）



#### ■ 巡回支援指導員を実施している自治体では、平均3.2人の巡回支援指導員を配置

図表2 雇用形態別・巡回支援指導員数（単位：人）（n=80）

	平均値	中央値	最大	最小
1. 自治体採用（任期の定めのない常勤職員、任期付き職員、再任用職員）	2.1	1	15	0
2. 自治体採用（会計年度任用職員等の非常勤職員）	1.4	1	9	0
3. 外部委託	0.9	0	13	0
4. その他	0.1	0	4	0
合計人数	3.2	2	15	0

#### 参考：ヒアリング対象自治体の巡回支援指導員（人数/採用形態/資格等）

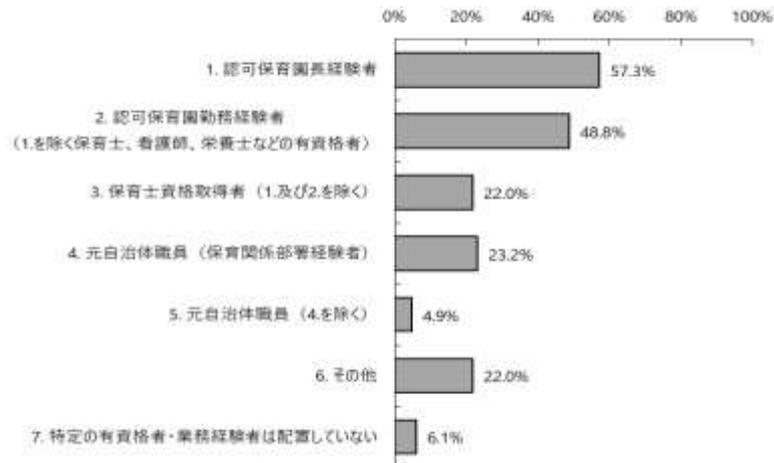
自治体名	人数	採用形態	資格等
千葉県	13名	外部委託	保育士資格取得者や福祉系（保育）大学等の教員など専門的知識及び技術を有する者
茨城県	3名	会計年度任用職員	認可保育園勤務経験者
佐賀県	1名	会計年度任用職員	元自治体職員であり、過去に保育所等への指導監督業務に5年間程度従事した経験あり
横浜市	12名	再任用職員・会計年度任用職員	保育士資格取得者、元公立保育所園長経験者、元公立保育所ネットワーク専任保育士
さいたま市	3名	再任用職員	認可保育園長経験者

## 巡回支援指導事業について

### 1.巡回支援指導事業の実施状況

- 巡回支援指導員は「認可保育園長経験者」や「認可保育園勤務経験者」、「保育士資格取得者」など、保育に関する知識や業務経験が豊富な方が多い

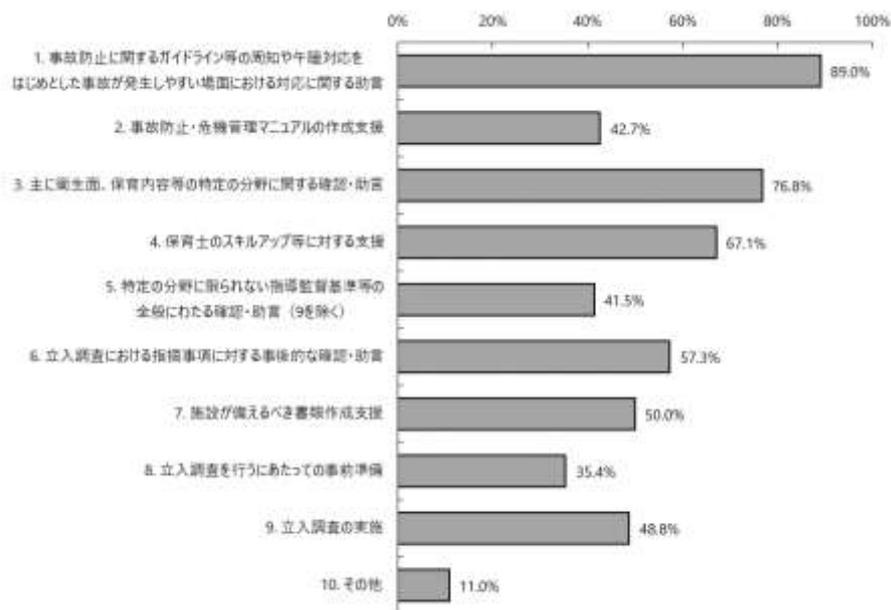
図表3 巡回支援指導員の有する資格・業務経験（複数回答）



- 巡回支援指導員の実施している主な業務は、「1.事故防止に関するガイドライン等の周知や午睡対応をはじめとした事故が発生しやすい場面における対応に関する助言」、「3.主に衛生面、保育内容等の特定の分野に関する確認・助言」である。

- さらに巡回支援指導を実施している約半数の自治体で「9.立入調査の実施」も担当

図表4 巡回支援指導員の実施業務（複数回答）



## 巡回支援指導事業について

### 2.巡回支援指導員配置の効果

#### ①改善・指摘事項の大幅改善

～保育の専門家の視点で、保育施設への指導や監査を実施～

立入調査に一般職員と保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員が同行し、さらに巡回支援指導員が別途巡回支援指導を行うことで、より専門的な視点から保育施設に指導・助言を行っている事例がある。

#### ポイント

- ▶ 保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員からの、複数回の具体的な指導・助言により、保育施設の指摘・改善事項が大幅に改善



#### 一年間で2巡、3巡にわたる巡回支援指導を実施

佐賀県では、年度当初にまず、前年度立入調査の指摘項目等を参考に、施設ごとに指導項目を定めた上で、巡回支援指導を実施して、年度の後半で立入調査を行うというスケジュールを組んでいる。**指摘項目が多い施設に対しては、巡回支援指導を複数回実施して1年間をかけて改善を促している。**

立入調査の前に全施設に巡回支援指導を行い、**問題がある施設に関しては複数回巡回支援指導を行うことで、立入調査時まで改善しなければならない事項が少なくなる状況をつくる**ことができている。

#### 年間のスケジュールイメージ

- 6月～8月の3ヶ月かけて巡回支援指導を一巡  
(凡そ一日当たり2～4施設を周り、管内の全施設を訪問)
- その後は必要に応じて、10月～11月に2回目、12月～1月に3回目の巡回支援指導を行う
- 2月以降に立入調査を実施



#### 効果

立入調査における改善・指導件数は、令和元年度から巡回支援指導事業を開始したことに伴い、事業開始前の平成30年に比べて大幅に減少

図表 佐賀県の認可外保育施設への立入調査における改善・指導事項件数の推移

立入調査 実施年度 (年度未実施)	いわゆる認可外保育施設				事業所内保育施設				合 計			
	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)
平成30年度	35	153	4.37	100.0	46	148	3.22	100.0	81	301	3.72	100.0
令和元年度	39	123	3.15	72.1	49	85	1.73	53.9	88	208	2.36	63.6
令和2年度	38	82	2.16	49.4	44	70	1.59	49.4	82	152	1.85	49.9

(佐賀県こども未来課ご作成：令和4年2月時点)

## 巡回支援指導事業について

### 2.巡回支援指導員配置の効果

#### ①改善・指摘事項の大幅改善

～保育の専門家の視点で、保育施設への指導や監査を実施～

##### ポイント

- ▶ 保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員からの、複数回の具体的な指導・助言により、保育施設の指摘・改善事項が大幅に改善
- ▶ 巡回支援指導員が立入調査とは別に抜き打ちの午睡調査を実施することで、事故防止に貢献
- ▶ 巡回支援指導員が一般職員に対して、保育に関する事項の見方について専門的な観点でアドバイス



さいたま市

#### 抜き打ちの午睡調査による事故防止や施設の状況確認

巡回支援指導員を配置することで、**原則として全施設を対象に、立入調査とは別日に抜き打ちで午睡調査を実施**できている。各施設への訪問は巡回支援指導員2名で行っている。保育の経験がある巡回支援指導員が現地で直接指導したり、保育施設からの質問に回答したりすることによって事故防止を図っている。

また、午睡調査で巡回支援指導員が施設を訪問した際には、立入調査で指導した事項の改善状況を確認することもできる。新型コロナウイルス影響下で**立入調査ができなかった施設にも午睡調査で別日に訪問することで、市として施設の概況を把握することができる。**

横浜市

#### 区の立入調査に巡回支援指導員が同行

横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、**保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当**し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている。

茨城県

#### 市町村の立入調査に巡回支援指導員が同行

県管轄の立入調査は原則として、**福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施**している。

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、**毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。**また、**県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うこと**によって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができる。

## 巡回支援指導事業について

### 2.巡回支援指導員配置の効果

#### ②保育施設との信頼関係の構築

～保育施設に寄り添い、良好な関係を構築築～

保育施設の中には、自治体からの立入調査や監査に警戒感を示す施設があるが、巡回支援指導という施設に寄り添った“支援”によって、自治体からの指導や助言が保育施設側に受け入れてもらいやすくなっている事例がある。

#### ポイント

- ▶ 監査である立入調査と支援である巡回支援指導を切り離すことで、保育施設が安心して相談でき、事故防止や保育内容の改善等に向けた指導が浸透しやすくなる
- ▶ 認可保育園長経験者など保育の専門家である巡回支援指導員を配置することで、保育施設側の悩みに具体的な助言が可能になり、自治体が保育施設から頼ってもらえる存在に
- ▶ 毎年巡回支援指導を行うことで、巡回支援指導員と保育施設の間に信頼関係が生まれる



千葉県

#### 監査とは切り離れた"支援"の位置づけにより保育施設側の抵抗感を軽減

巡回支援指導については、**保育施設の監査業務とは一切切り離し、あくまでも保育施設に寄り添った"支援"と位置付けている**。かつては、巡回支援指導を実施したい旨を保育施設に連絡すると、監査ではないかと警戒され断られることもあったが、監査とは切り離れた"支援"であると丁寧に説明することで、施設側に受け入れてもらいやすくなり、事故防止や保育内容の改善等に向けた指導が浸透しやすくなるというメリットがある。巡回支援指導員は、主に安全面の指導・アドバイスを実施している。

また、**認可外保育施設は他施設との連携や繋がりが少ない施設も多く、巡回支援指導は各保育施設が困っていることを相談できる場にもなっており、好評である**。

具体的には、**保育施設から「巡回支援指導員に施設の不安を聞いてもらってよかった」、「重大事故が発生しやすい場面、事故防止に対しての指導が参考になった」、「改善方法について具体的に実例をあげて教えていただいた」**などという声をもらっている。



さいたま市

#### 認可保育園長経験者の巡回支援指導員を配置

認可保育園長経験者から巡回支援指導員を選任することで、一般職員に不足しがちな経験や知見を補い、保育施設に対して適切な判断・指導・助言ができるようになる。

また**保育施設側にも巡回支援指導員が認可保育園長経験者であると伝えることで、保育施設からの信頼を得やすくなり、指導や助言を施設側に受け入れてもらいやすくなる**。

## 巡回支援指導事業について

### 2.巡回支援指導員配置の効果

#### ②保育施設との信頼関係の構築 ～保育施設に寄り添い、良好な関係を構築～



横浜市

#### 巡回支援指導員は巡回訪問と立入調査をそれぞれ実施

巡回訪問と立入調査を別日にし、それぞれ位置づけをはっきりさせていることが特徴である。  
呼び方も「巡回支援指導」ではなく、「指導」という言葉を使わない「巡回訪問」とすることによって、保育施設に寄り添い、気軽な相談の場として保育施設の改善に役立っており、一つの保育施設に対して、立入調査と巡回訪問という異なるアプローチで改善を促すことができる。

横浜市では、巡回支援指導員を「保育相談員」として12名配置しており、「巡回訪問担当」と、前の項目にも示している「立入調査担当」に分かれている。

巡回訪問の対象施設は、主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等であり、立入調査の対象施設は、認可外保育施設等である。

主な業務は以下の表のとおりである。

図表 横浜市の巡回支援指導員の主な業務

	巡回訪問	立入調査
事業開始時期	平成30年4月	平成15年4月
対象施設	特定教育・保育施設、 認可外保育施設等	認可外の保育施設
対象施設数 (令和3年4月現在)	1,426	396
訪問頻度	複数年かけて実施	年1回実施
主な業務内容	重大事故防止と保育の質の向上に関する項目についてのヒアリングや助言、施設見学	区が実施している立入調査への同行、保育に関する調査項目の確認、立入調査での指摘事項の改善の有無確認
その他	-	家庭的保育事業へ年2回の訪問
	公立保育所の民間移管園への訪問 親子のつどいの広場への訪問	

(横浜市ご作成)

佐賀県

#### 毎年の巡回支援指導により、信頼関係を構築

巡回支援指導員は、過去に認可外保育施設の指導監査等に従事していた経験を有しており、各施設との信頼関係が構築できている。そのため、年数を重ねるにつれて、指導を受ける施設とのコミュニケーションが円滑に進むようになっていく。

## 巡回支援指導事業について

### 2.巡回支援指導員配置の効果

#### ③自治体職員の業務負担軽減

～一般職員の業務の一部を支援～

巡回支援指導員を配置することによって、専門的な指導や助言を可能にするだけでなく、一般職員の業務負担を軽減できている事例がある。

下記にて、「(A) 立入調査や巡回支援指導における業務負担軽減例」と書類の確認や事務作業等を含む「(B) 立入調査や巡回支援指導以外における業務負担軽減例」について紹介する。

#### (A) 立入調査や巡回支援指導における業務負担軽減例

巡回支援指導員に下記を任せることで、一般職員の業務負担を軽減することができる

- 立入調査における保育に関する項目の確認・指導・助言
- 権限移譲先の市町村職員への立入調査のやり方の教育
- 抜き打ちの午睡調査、無償化にむけた書類確認など巡回支援指導、巡回訪問

横浜市

#### 区の立入調査に巡回支援指導員が同行

横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、**保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当**し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている

茨城県

#### 市町村の立入調査に巡回支援指導員が同行

県管轄の立入調査は原則として、**福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施**している。立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せきりにするのではなく、**毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている**。また、**県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うこと**によって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができる。

## 巡回支援指導事業について

### 2.巡回支援指導員配置の効果

#### ③自治体職員の業務負担軽減 ～一般職員の業務の一部を支援～



さいたま市

#### 一般職員と巡回支援指導員がペアになって立入調査を実施

立入調査に関しては、一般職員と認可保育園長経験者の巡回支援指導員がペアになりチームを組成している。保育に関する項目は巡回支援指導員に任せ、一般職員はその他の項目を確認する分担であるため、一人当たりの調査項目を半分程度にできている。

また、立入調査で指導をした施設には継続的に施設に出向き、フォローアップを実施している。具体的には立入調査で指導をした施設には後日改善報告書を提出してもらうこととし、改善が見られない場合や、資料が提出されない場合は、2ヶ月に1度一般職員と巡回支援指導員と一緒に継続的に現地を視察し、状況を確認・指導をしている。

#### 抜き打ちで午睡調査を実施

巡回支援指導員を配置することで、原則として全施設を対象に、立入調査とは別日に抜き打ちで午睡調査を実施することができている。各施設への訪問は巡回支援指導員2名で行っている。保育の経験がある巡回支援指導員が現地で直接指導したり、保育施設からの質問に回答したりすることによって事故防止を図っている。

また、午睡調査で巡回支援指導員が施設を訪問した際には、立入調査で指導した事項の改善状況を確認することもできる。新型コロナウイルス影響下で立入調査ができなかった施設にも午睡調査で別日に訪問することで、市として施設の概況を把握することができる。

佐賀県

#### 指導監督基準にはない運営面でのサポート

令和元年度には全施設を訪問し、保育無償化への対応状況を確認した。その時点でほとんどの施設が問題なく対応していたが、その後も新規に設立された施設などに対しては、巡回支援指導や立入調査時に口頭で書類整備等について困っていることはないか確認している。

## 巡回支援指導事業について

### 2.巡回支援指導員配置の効果

#### ③自治体職員の業務負担軽減 ～一般職員の業務の一部を支援～

##### (B) 立入調査や巡回支援指導以外における業務負荷軽減例

下記の事務作業なども巡回支援指導員に依頼することで、一般職員の業務負荷が軽減できる

- 立入調査や巡回支援指導の日程調整
- 運営状況報告書の内容確認・とりまとめ
- 巡回支援や立入調査後の改善状況のとりまとめ
- 保育施設に提示する様式や情報発信資料の作成
- 各種マニュアルの作成
- 無償化や補助金申請の書類の確認
- 保育内容に関する問い合わせや相談への回答対応

さいたま市

立入調査がない時期も、巡回支援指導員には、認可外保育施設に関わる事務作業（立入調査の日程調整、無償化や補助金申請の書類・運営状況報告書等の保育施設からの提出書類の確認等）も依頼しており、**一般職員の作業負担が大きく軽減されている。**  
また、**市に寄せられる保育内容に関する問い合わせや相談に関しても巡回支援指導員から回答することで、一般職員の業務負荷を軽減するとともに、専門的な知識や経験に基づく助言・回答ができています。**

茨城県

巡回支援指導員にはPC（WordやExcel）スキルがあるため、立入調査だけでなく、届出の受付や運営状況報告書のとりまとめ、相談の電話への対応などに加えて、調査結果の集計などを含めた認可外保育に関する業務全般を対応してもらうことができおり、**必須条件ではないが、PC（WordやExcel）スキルがある方を選任することで一般職員の業務負荷を軽減がすることができる。**

佐賀県

**巡回支援指導員が業務と並行して、巡回支援指導実施要領、認可外関係例規集、各種ガイドライン、施設で使用する帳票様式集等のマニュアルを整備することで、巡回支援指導員が入れ替わっても業務が円滑に実施できるように準備をしている。**

## 巡回支援指導事業について

### 2.巡回支援指導員配置の効果

#### ④その他巡回支援指導員を配置することの効果やメリット

##### ▶▶▶ 専門家によるより詳細な保育施設の状況把握

- ◆ 巡回支援指導員は立入調査を実施する一般職員と異なり、保育士資格を有する者や福祉系大学の教員等、**保育に関して専門的な知見を有する者が担っている。**
- ◆ そのため、立入調査では把握しきれないような**些細な保育施設の変化なども気づくことができ**、その報告を受けることでより詳細に県が保育施設の状況を把握できる。

千葉県

##### ▶▶▶ 認可外保育施設の指導監督以外の活用

- ◆ 巡回支援指導員は保育の知識や経験を有するため、**認可外保育施設以外の業務にも携わってもらい、貴重な専門人材の活用**の場を限定しないようにしている。
- ◆ 具体的には、**民間移管する公立保育所の移管先である法人のフォローに訪問してもらったり、他の課が実施している「親と子のつどいの広場」など、親や子どものための行政施策に関して、専門家として関わってもらったり**している。

横浜市

## 巡回支援指導事業について

### 3.巡回支援指導等の工夫・ポイント

#### ▶▶▶ 毎年前年度の分析をし、重要指導事項を定める

- ◆ 県内の保育施設の現状に即した指導ができるよう、毎年前年度の立入調査の改善・指導事項を集計・分析し、新年度の巡回支援指導での重要指導事項を定めている。

佐賀県

#### ▶▶▶ 保育施設に寄り添った具体的な指導・助言 – 様式集作成 –

- ◆ 施設への指導に当たっては、施設ごとの基本情報、前回立入調査の改善指導事項の改善状況報告及び施設運営のその他の確認事項等を記載した指導票を用いて確認・助言等を行っている。
- ◆ 立入調査の指導だけでは「どのように改善して良いかわからなかった」という保育施設もあったが、巡回支援指導で複数回訪問中する中で、具体的な指導を丁寧に実施することにより多くの施設で状況が改善された。
- ◆ 特に書類関係の不備がある施設に対しては、書類不備を指摘するだけでなく、それぞれの様式を提示して参考にしてもらっている。
- ◆ 具体的には、健康診断の診断書が包括的な内容しか書かれていないような場合に、より詳細な診断項目を記入できる様式を渡すことで、保育施設が新たに自分で様式を作成する手間を軽減しつつ、改善ができるようにしている。

佐賀県

#### ▶▶▶ 巡回支援指導事業を外部事業者へ委託し、全件ではなく優先順位をつけて実施

- ◆ 県では保育所を有していないことから保育現場の職員が存在せず、巡回支援指導員を県が直接採用する場合は、採用や指導員育成に係る時間及び費用が必要となる。このため、巡回支援指導事業を外部事業者へ委託することによって、専門知識や経験を持つ方を複数名、短期間で活用できるようになっている。

##### 優先的に巡回支援指導の対象とする施設（千葉県）

- ベビーホテル（全施設に実施）
- 新規に設立された施設
- 前年度までに立入調査で指導を行った施設
- 巡回支援指導員から再度訪問を行いたいとの意見があった施設

千葉県

## 巡回支援指導事業について

### 3.巡回支援指導等の工夫・ポイント

#### ▶▶ 巡回支援指導後のアンケート実施

- ◆ 巡回支援指導実施後には保育施設にアンケートを実施し、巡回支援指導がどう役立っているかなどを確認することで、巡回支援指導事業の改善やアンケートに回答した保育施設のその後の指導に役立てることができる。

千葉県

#### ▶▶ 保育施設に寄り添ったわかりやすい情報発信

##### <巡回訪問つうしん> (参考資料1)

- ◆ 新型コロナウイルスの影響により、年度途中で巡回訪問が休止となったが、訪問休止の期間は、訪問に代わる事故防止の啓発として、「巡回訪問つうしん」等を発行した。訪問再開後も2か月に1回程度のペースで不定期に継続して発行している。
- ◆ 「巡回訪問つうしん」は各保育・教育施設に郵送し、横浜市のHP上にも掲載している。誰にでもわかりやすいよう、視覚的に情報を伝えることで、施設側からもわかりやすいと言ってもらえたり、園内研修の材料にもしてもらえたりしている。

##### <より良い保育のためのチェックリスト> (参考資料2)

- ◆ 保育者が自身の保育を見直す手立てとして「より良い保育のためのチェックリスト」などを立入調査や巡回訪問等で配布している。
- ◆ この人権擁護のためのチェックシートは、もともとは全国保育士会が作成しているが、それに保育の中で起こり得る事例を盛り込み、園内研修やセルフチェックに役立てられるよう、レイアウト等も工夫してわかりやすい内容となっている。

##### <事故防止と事故対応 安全安心な教育・保育環境を整えるために>

##### (参考資料3)

- ◆ 保育・教育施設での事故防止や事故対応について職員間での共有を図り、安心・安全な環境を整えるツールとして、食事、睡眠、水遊び、散歩、災害対策などのポイントをまとめた資料「事故防止と事故対応 安全安心な教育・保育環境を整えるために」を配布したり、全施設に対して「事故防止と事故対応」の冊子を送付したりしている。

横浜市

# 巡回支援指導事業について

参考資料1: 「巡回訪問つうしん 楽しい散歩のために編」 (横浜市作成)  
 (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotai/hoiku.htmlに掲載)

### 子どもの命を守る

## 楽しい散歩のために!

巡回訪問つうしん2号  
令和2年7月発行

散歩は子どもにとって身近な自然や地域社会に親しむ活動です。安全に楽しい経験になるよう保育環境づくりをしましょう。

**役割分担、情報共有、連携をしましょう!**  
【散歩など園外保育での留意点】

- 常に子どもの人数や個体数を把握し、運営人数確認を複数で行う
- 移動中も全員を把握できるように、誘導方法に配慮する
- 保育者の人数は、子どもの人数に対して余裕をもって配置する
- 職員間の役割分担、遊び方の共有
- (ヒプス等) □無理のない園地計画 (時間・時期・場所・見守り) を立てて共有
- 保育者が運転者に向けて注意喚起をする (旗や専用のヒプスなど)

**事前共通認識・情報共有を!**

- 散歩マップでルート、危険箇所を確認し、定期的に見直しをする
- 散歩マニュアルで役割分担の確認、個々の子どもの配慮事項を共有する
- 心配解消、避難経路など緊急事態への対応を共有し、危機管理訓練を実施する
- 子どもへ交通安全教育・保護者へ散歩の意義やリスクの説明をする
- ヘルパー、散歩リーダーなどの安全点検 (タイヤ、ブレーキ、ベルトなど)

**当日の確認事項**

- 人数と目的地、ルートを記録
- 公園の安全点検 (遊具点検、遊具回りごみ回収等、不審物、死角、目撃による高層になった遊具等)
- 人数確認 (散歩前、散歩中、散歩後) を巡回行う
- 観察状態などの把握、水分補給、帰園後は石鹸で石鹸で入念に手洗い

### 散歩における子どもの動きの特性

1. 遠征時、異年齢での活動時など嬉しくていつも以上に大きな動きになり、ケガにつながる可能性がある
2. 花見などになるところや興味のあるところに行くことがあり、飛び出し、行方不明につながる可能性がある
3. 興味ある動物や手書きに近づいていくことがある
4. 急に走ったり、転がったり、転倒することがある
5. 先のとがった物、棒切れを拾ったり、虫、木の葉、小石等を持ち帰ることがある

以上のようなことを踏まえて散歩計画を立てましょう

**リスクを想定した訓練の実施をしましょう**

散歩は日常的な活動ですが、移動中、現地に到着してからなど、リスクを想定した訓練をおこなしましょう

園を離れているので、困難な出来事の際は応援を必ず呼びましょう

1. 交通事故、地震 (津波、川)
2. 置き忘れ、行方不明
3. けがでの前対応対応、不審者対応

役割分担 (対応、連絡、子どもの安全確保など) を決めて、実際に試してみるが大丈夫です。園全体で取り組みましょう

**保護者と共有しておくこと**

- ・公園マップを活用して利用している公園などを保護者に周知する
- ・交通安全など、日ごころ保護者に意識してもらおう
- ・保育参加などで散歩での子どもの姿を知ってもらおう

**すぐに使えるセットを持っていきましょう (参考)**

応急セット、連絡手段 (携帯電話、無線機)、ビニール袋、タオル (体を拭く、拭く、暑がせる等)、飲み水、旗 (異常を知らせる)、車輪止 (散策セット)、ホイッスル、シュベルパー、トビレットペーパー、レジスターシート、保冷箱、おしぼり、その他園地の状況に応じて必要なものを用意しましょう

こども青少年局 保育・教育課 連絡先 045-671-3564

### 子どもの命を守る

## 楽しい散歩のために! その2

巡回訪問つうしん3号  
令和2年7月発行

散歩は、子どもの活発な探索活動が豊かな感覚や感性を養っていく大切な活動のひとつです。それぞれの園が、散歩先や公園の道路状況の把握、目的地での安全の確認方法など、安全で楽しい散歩をするために多くの工夫をしています。『楽しい散歩のために! その2』では、その一例を紹介します。

**事前準備と出発前**

- 散歩マップを作成しています。公園情報を職員間で共有 (トイレ・水道の有無)、AED 設置施設、危険箇所を記載、工事中の箇所はその都度伝えています。
- 子どもの人数・体調を職員全員で共有してから出発します
- 子どもの体調にも留意 (行事前、異年齢、変遷時の様子など)
- 役割分担を確認 (リーダー、全員を把握する係、保育士の立ち位置等)、職員体制が崩れる時は迷わず中止、天候によっては、無理をせず中止することもあります。
- 散歩ルートに到着すると共に、園へ帰っている職員に声を掛けます。

**目的地**

- 安全点検は…到着後すぐにを行います。(朝に数分おきのペトペト検点-標準の洗い場・カラス対策-帰園時等に注意)
- 人数確認は…必ずダブルチェックを行い、数だけでなく一人ずつ声かけを様子も含めて確認しています。
- 水道のない公園に行く時は、恒例として園に備えて水を持ち来ます。(洗浄用等)

**☆出発前、子どもの集合写真を撮影しています**  
(方角の順に子どもの順番が確認できます)  
☆集合場所がわかるように、目印になるもの(旗)を持っています。  
☆公園と一緒にになった時は、椅子を並べたり、変えたり、遊び場所を変えています。また声を掛け合い交流したり、不審物や危険な場所の情報も伝えます。

**遊んでいる時**

- 職員間の確認と声かけ、連携を大切にしています。交差点、歩道の切れ目、曲がり角では一旦停止、自転車とすれ違う時や後ろから来た時は、職員同士声を掛け合い、止まって通り過ぎるのを待っています。
- 横断歩道によって青信号の時間が違うので、短い場合は2歩口まで渡っています。
- 歩道を歩いている時も周囲がわからない! 植え込みの花、電柱、郵便にも気を配っています。
- 道路工事等で散歩ルートを進んで走ると、園へ電話を入れています。

**～保護の士と聲をかりましょう～**

散歩の行き帰りで子どもの怪我や発熱、地震などの自然災害等で保護者へすぐに知らせないことがあるかもしれません。そんな時は保育園に連絡を入れると共に、近隣の商店、交番に助けを求められると良いですね。緊急時に協力や援助を仰ぎよう、日ごろから地域の中で協力し合うと良い関係を築きついでいけると安心です。

**「さあ帰らなう!」 「これ、もってかえらう!」 「おまけに、する!」**

**帰園時確認**

子どもたちが公園で遊んでいた石、木の葉、花など帰園時にしっかりと確認している事はありませんか? 歩はつけないし、転んだら声を掛けたり、保護者ズレのポケットにダンゴムシがいっぱい! なんてことと、そんな時、先生たちはどうしていますか?

子どもは一概に写真に写っています。あとでどうもの人に送るようね、と伝えています。  
(写真プロダのある園)

園地をバックを借りて、みんな自分で持ち帰るのでもう少しお返しして、お返ししてあげようね。  
(お返しを返す園)

「また今度は会いに来ようね」とお返しして、子どもたちに伝えています。

帰園は遊びながら子どもの集りも落ち着いてしまいがち。おなかもすく、帰りの出発時には出かけるとき以上に配慮が必要です。人数確認はもとより、子どもの様子もしっかり確認しましょう。怪我はないですか? 忘れ物はないですか? 無事に園についたら小さな怪我も報告を忘れずに!

「うちの園は散歩ノートにヒヤリハットがあったら記入しています!」すぐに情報共有できるとも便利です!」

こども青少年局 保育・教育課 連絡先 045-671-3564





認可外保育施設指導監督 みんなはどうしてる？  
令和4（2022）年3月

---

発行 厚生労働省 子ども家庭局 総務課 少子化総合対策室  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

---

※本リーフレットは令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」（株式会社野村総合研究所）の一環として制作されました。

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

**認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究  
報告書**

令和4(2022)年3月

**株式会社 野村総合研究所**

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
TEL : 03-5533-2111(代表)

[ユニットコード:7779887]